



アフリカレポート

AFRICA REPORT

No.51 (2013 年) 目次(ジャンル別)

論考

コートジボワール紛争にみる「保護する責任」の課題	佐藤 章	1-15
南アフリカにおける農場労働者のストライキをめぐる一考察	佐藤 千鶴子	36-54
開発政策としての優遇アクセスの成果と課題——マダガスカルに対 する経済制裁を例に——	福西 隆 弘	55-62
革命後チュニジアの政治的不安定	渡邊 祥 子	63-78
南アフリカ、マリカナ鉱山の悲劇から 1 年	佐藤 千鶴子	79-91

時事解説

特集 TICAD V をどう見たか

「テロ対策」に象徴される新たなアフリカとの関係	白戸 圭 一	16-20
援助から投資へ——TICAD V をふりかえる——	平野 克 己	21-24
開催都市・横浜の取り組み——TICAD 開催地問題について考える——	望月 克 哉	25-28

資料紹介

小倉充夫編『現代アフリカ社会と国際関係——国際社会学の地平——』有信堂高文社	牧野 久美子	29
歴史学研究会編『世界史史料 二〇世紀の世界Ⅱ——第二次世界大戦後 冷戦と開発——』岩波書店	津田 み わ	30
松浦直毅『現代の〈森の民〉——中部アフリカ、バボンゴ・ピグミーの民族誌——』昭和堂	児玉 由 佳	31
ロメオ・ダレール『なぜ、世界はルワンダを救えなかったのか——PKO 司令官の手記——』風行社	佐藤 章	32
栗田和明『アジアで出会ったアフリカ人——タンザニア人交易人の移動とコミュニティ——』昭和堂	岸 真由美	33
高野秀行『謎の独立国家ソマリランド——そして海賊国家プントランドと戦国南部ソマリア——』本の雑誌社	武内 進 一	34
Blumenstock et al. 'Risk and Reciprocity over the Mobile Phone Network —— Evidence from Rwanda ——' <i>CSAE Working Paper</i>	福西 隆 弘	35
Hino et al. eds. <i>Ethnic Diversity and Economic Instability in Africa —— Interdisciplinary Perspectives ——</i> Cambridge University Press	福西 隆 弘	92
羽瀨一代、内藤直樹、岩佐光広編著『メディアのフィールドワーク——アフリカとケータイの未来——』北樹出版	児玉 由 佳	93
ギー・ペルヴィエ (渡邊祥子訳)『アルジェリア戦争——フランスの植民地支配と民族の解放——』白水社	佐藤 章	94
坂井紀公子『マーケットに生きる女性たち——ケニアのマチャコス市における都市化と野菜商人の営業実践に関する研究——』松香堂書店	武内 進 一	95
佐藤芳之『OUT OF AFRICA アフリカの軌跡——世界に誇れる日本人ビジネスマンの物語——』朝日新聞出版	岸 真由美	96
大池真知子『エイズと文学——アフリカの女たちが書く性、愛、死——』世界思想社	牧野 久美子	97
ペティナ・ガッパ (小川高義訳)『イースタリーのエレジー』新潮社	津田 み わ	98

No.51(2013年) 目次(配信順)

コートジボワール紛争にみる「保護する責任」の課題(論考)	佐藤 章	1-15
「テロ対策」に象徴される新たなアフリカとの関係(時事解説「特集 TICAD V をどう見たか」)	白戸 圭一	16-20
援助から投資へ——TICAD V をふりかえる——(時事解説「特集 TICAD V をどう見たか」)	平野 克己	21-24
開催都市・横浜の取り組み——TICAD 開催地問題について考える——(時事解説「特集 TICAD V をどう見たか」)	望月 克哉	25-28
小倉充夫編『現代アフリカ社会と国際関係——国際社会学の地平——』有信堂高文社(資料紹介)	牧野 久美子	29
歴史学研究会編『世界史史料 二〇世紀の世界Ⅱ——第二次世界大戦後 冷戦と開発——』岩波書店(資料紹介)	津田 みわ	30
松浦直毅『現代の〈森の民〉——中部アフリカ、バボンゴ・ピグミーの民族誌——』昭和堂(資料紹介)	児玉 由佳	31
ロメオ・ダレール『なぜ、世界はルワンダを救えなかったのか——PKO 司令官の手記——』風行社(資料紹介)	佐藤 章	32
栗田和明『アジアで出会ったアフリカ人——タンザニア人交易人の移動とコミュニティ——』昭和堂(資料紹介)	岸 真由美	33
高野秀行『謎の独立国家ソマリランド——そして海賊国家プントランドと戦国南部ソマリア——』(資料紹介)	武内 進一	34
Blumenstock et al. 'Risk and Reciprocity over the Mobile Phone Network —— Evidence from Rwanda ——' <i>CSAE Working Paper</i> (資料紹介)	福西 隆弘	35
南アフリカにおける農場労働者のストライキをめぐる一考察(論考)	佐藤 千鶴子	36-54
開発政策としての優遇アクセスの成果と課題——マダガスカルに対する経済制裁を例に——(論考)	福西 隆弘	55-62
革命後チュニジアの政治的不安定(論考)	渡邊 祥子	63-78
南アフリカ、マリカナ鉱山の悲劇から1年(論考)	佐藤 千鶴子	79-91
Hino et al. eds. <i>Ethnic Diversity and Economic Instability in Africa —— Interdisciplinary Perspectives ——</i> Cambridge University Press (資料紹介)	福西 隆弘	92
羽瀨一代、内藤直樹、岩佐光広編著『メディアのフィールドワーク——アフリカとケータイの未来——』(資料紹介)	児玉 由佳	93
ギー・ペルヴィエ(渡邊祥子訳)『アルジェリア戦争——フランスの植民地支配と民族の解放——』白水社(資料紹介)	佐藤 章	94
坂井紀公子『マーケットに生きる女性たち——ケニアのマチャコス市における都市化と野菜商人の営業実践に関する研究——』松香堂書店(資料紹介)	武内 進一	95
佐藤芳之『OUT OF AFRICA アフリカの軌跡——世界に誇れる日本人ビジネスマンの物語——』朝日新聞出版(資料紹介)	岸 真由美	96
大池真知子『エイズと文学——アフリカの女たちが書く性、愛、死——』世界思想社(資料紹介)	牧野 久美子	97
ペティナ・ガッパ(小川高義訳)『イースタリーのエレジー』新潮社(資料紹介)	津田 みわ	98

AFRICA REPORT No.51 (2013)
Table of Contents (by category)

Articles

The Challenge for “Responsibility to Protect”: The Case of Côte d’Ivoire	Akira Sato	1-15
A Thought on Farmworker Strikes in the Western Cape, South Africa	Chizuko Sato	36-54
Duty-free and Quota-free Access as a Development Policy: The Case of Madagascar	Takahiro Fukunishi	55-62
Political Instability in Post-revolutionary Tunisia	Shoko Watanabe	63-78
A Year after Marikana Incident in South Africa	Chizuko Sato	79-91

Brief Reports

Special Feature: TICAD V

New Relationships with Africa Symbolized in “Counter-Terrorism Policy” From Aid to Investment	Keiichi Shirato	16-20
How Yokohama City held TICAD V: An Implication to the Issue of Venue	Katsumi Hirano	21-24
	Katsuya Mochizuki	25-28

Book Review

29-35
92-98

AFRICA REPORT No.51 (2013)
Table of Contents (by publishing date)

The Challenge for “Responsibility to Protect”: The Case of Côte d’Ivoire (Article)	Akira Sato	1-15
New Relationships with Africa Symbolized in “Counter-Terrorism Policy” (Brief Report, <i>Special Feature: TICAD V</i>)	Keiichi Shirato	16-20
From Aid to Investment (Brief Report, <i>Special Feature: TICAD V</i>)	Katsumi Hirano	21-24
How Yokohama City held TICAD V: An Implication to the Issue of Venue (Brief Report, <i>Special Feature: TICAD V</i>)	Katsuya Mochizuki	25-28
Book Review		29-35
A Thought on Farmworker Strikes in the Western Cape, South Africa (Article)	Chizuko Sato	36-54
Duty-free and Quota-free Access as a Development Policy: The Case of Madagascar (Article)	Takahiro Fukunishi	55-62
Political Instability in Post-revolutionary Tunisia (Article)	Shoko Watanabe	63-78
A Year after Marikana Incident in South Africa (Article)	Chizuko Sato	79-91
Book Review		92-98

『アフリカレポート』 第 51 号

企画・編集 『アフリカレポート』編集委員会
発行 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2

2013 年発行

URL : <http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/Africa/>

ISSN : 2188-3238

『アフリカレポート』第 51 号の編集方針、企画の審議、原稿の審査は、以下の編集委員会が行いました。

編集委員長 武内進一

編集委員 津田みわ 岸真由美 児玉由佳 佐藤章 福西隆弘 牧野久美子

『アフリカレポート』復刊にあたって

このたび、『アフリカレポート』を復刊することとなりました。

『アフリカレポート』は1985年から2010年にかけて50号が刊行されましたが、予算削減などを背景として休刊のやむなきに至りました。その後、アフリカに関する情報分析誌を待望する声を受け、復刊の可能性について検討を重ねておりましたが、ウェブ雑誌として再開する運びとなりました。

『アフリカレポート』は、アフリカの今を理解するための視点と情報を提供します。今日のアフリカでは、政治的民主化が進むなかで武力紛争が勃発し、経済が急成長するなかで貧富の格差が広がり、携帯電話が広範に普及するなかで呪術が強い影響力を持っています。政治、経済、社会のいずれをとっても、アフリカは猛烈に変化していますが、その変化の方向性は当然ながら過去に規定されています。アフリカはどこへ行くのか、そして私たちはアフリカとどのように関わっていくのか。こうした疑問に答えるためには、アフリカの激しい動きをフォローすることに加えて、そこに影響を与える国際関係や社会構造を踏まえた学術的な分析が必要です。

『アフリカレポート』は、アフリカをめぐる知的な欲求に応えることを目指します。ウェブ雑誌の特性を活かして迅速な情報提供に努める一方、査読制度を通じて学術性を担保します。掲載される原稿のジャンルは、当面、研究成果のオリジナルな報告である「論考」、アフリカをめぐる今日的な動向をわかりやすく解説する「時事解説」、そしてアフリカに関する研究資料を短く紹介する「資料紹介」の3つとします。ウェブサイトに発表された原稿は、将来的に引照可能となるよう、1年を1号として発表順に通しのページ番号を付します。当面はアジア経済研究所の研究者の執筆と依頼原稿によって誌面を構成しますが、将来的には投稿を受け付けたいと考えています。また、日本語のみならず英語での発信も検討しています。

『アフリカレポート』は開かれたウェブ雑誌です。このウェブサイトが、アフリカに関心を持つすべての人の知的なフォーラムとなることを願って止みません。

2013年6月

『アフリカレポート』編集人

武内進一



論
考

コートジボワール紛争にみる 「保護する責任」の課題

The Challenge for “Responsibility to Protect”:
The Case of Côte d’Ivoire

佐藤 章

SATO, Akira

要 約 :

本稿は、アフリカ開発にとって不可避の課題として認識されている紛争解決と平和構築の問題に関して、とくに国連や欧米諸国などのアフリカ域外の主体によって行われてきた軍事的取り組みの歴史と現状を考察しようとするものである。紛争解決・平和構築を目的として域外主体によって行われてきた軍事的取り組みは、1990年代のソマリアとルワンダでの経験を踏まえて試行錯誤が積み重ねられてきた。これを経て近年では、域外主体がアフリカ諸国の平和構築能力の強化を支援しつつ、国連 PKO に代表される域外の軍事要員がアフリカ側と連携する体制が確立されてきている。本稿ではこのような歴史を整理したのち、アフリカの紛争解決・平和構築に深く関わる新しい考え方として注目されている「保護する責任」をめぐる問題を論ずる。具体的には、「保護する責任」に依拠して 2011 年 4 月にコートジボワールで行われた国連 PKO による軍事行動を取り上げ、「保護する責任」をめぐり提起されてきた諸論点が、この現実の軍事行動においてどのように現れていたかを検討したい。

キーワード: 紛争解決 平和構築 アフリカ域外の主体 「保護する責任」 コートジボワール

はじめに

今年 2013 年は、第 5 回目となるアフリカ開発会議 (TICAD) が開催される。いうまでもなく開発は、アフリカ諸国にとって独立以来の課題であり、その重要性は今世紀においても減じていない。開発には、よりよい生活ができること (社会開発)、社会生活を営む個々人の健康や、職業的スキル・教育が増進されること (人間開発)、経済的な富を増進させること (経済成長) など多面的な課題が含まれるが、これらの課題が実現されるうえでの重要な前提条件が治安の維持と政治的安定である。生命や財産が脅威に晒されていたり、激しい政治対立によって自由な議論ができなかったり、政治信条が異なる者を標的とした暴力が行使されたりするような状況は、開発の諸課題に逆行するものである。このため、武力紛争の解決と平和構築は、アフリカの開発にとって避けて通れない課題となる。

紛争解決と平和構築にかかわるさまざまな取り組みの中で、本稿では軍事要員を用いた取り組み、それも国連や欧米諸国などを中心としたアフリカ域外の主体によるものに焦点をあてたい。軍事要員を用いた取り組みは、停戦監視、治安維持、重要人物や人道援助活動の警護、戦闘員の武装解除・動員解除、選挙実施の支援など多岐にわたり、和平プロセスを円滑に進めるための重要な鍵を握る。アフリカで紛争が多発しはじめた 1980 年代末から今日までのあいだに、アフリカ域外の主体による軍事要員を用いた取り組みは大きな役割を果たしてきた。現時点から回顧すると、これらの試みは、即座に所定の目標を実現したとは言い難く、むしろ試行錯誤の連続と呼ぶのが適切である。そして、この試行錯誤は現在なお続いている。この試行錯誤の歴史がはたしてどのようなものだったか。また、現在ではどのような取り組みが試みられているのか。このような観点に立って、アフリカの紛争解決と平和構築の問題を考察するのが本稿の目的である。

本稿で具体的に検討してみたいのは、国連平和維持活動 (PKO) である「国連コートジボワール活動」(United Nations Mission in Côte d'Ivoire: UNOCI) が 2011 年 4 月にコートジボワールで実施した軍事行動についてである。この軍事行動は、「保護する責任」(Responsibility to Protect) という近年浮上している考え方に依拠したものとして国際的にも広く注目を集めた。「保護する責任」は、1990 年代に世界各地で生じた紛争下での深刻な人道危機をふまえ、これに対処するための新しい考え方として登場した。この考え方をめぐっては、実際に軍事行動を起こす際に浮上するさまざまな問題が指摘されており、今なお議論が続けられている。また、「保護する責任」の考え方は、後述するとおり、アフリカ連合 (African Union: AU) の組織的な目的に取り入れられており、アフリカにおける紛争解決・平和構築をめぐる今後の動きとも深い関わりを持つと考えられる。

このような背景に照らし本稿では、「保護する責任」をめぐって提起されてきた問題が、コートジボワールでの UNOCI の軍事行動においてどのように具体的に現れていたかを検討する。これにより本稿は、アフリカ域外の主体による軍事行動が紛争国の政治情勢に与える影響について具体的な知見を提示し、アフリカ政治研究の立場から「保護する責任」をめぐる議論に対して貢献を試みる。以下、本稿では、大きく 2 部に分けて考察を行う。まず前半では、1980 年代末以降のアフリカでの武力紛争の多発状況 (第 1 節) と、アフリカ域外の主体による軍事行動の試行錯誤の



歴史（第2節）を振り返りながら、「保護する責任」の考え方が、アフリカでの実際の軍事行動に適用されることになったことの意義を歴史的に考察する。その考察をふまえ後半では、コートジボワールでの UNOCI の軍事行動（第3節）を整理したのち、その意義を検証する（第4節）。

1. 1980年代末以降のアフリカでの武力紛争

武力紛争（armed conflict）は、規模、持続期間、争点、関与する主体などにおいて実に多様な形態をとるものであり、操作的な定義の試みがさまざまになされる一方、特定の定義づけをすること自体の持つ問題も指摘されている。このため、武力紛争の「数え方」や「リスト化」は、それ自体がきわめて論争的なものとなる。そのことを留保として示しつつ、ここでは、1980年代末以降のアフリカでの紛争の多発状況を語る際に取り上げられることの多い、代表的な国を一覧に示した（表1）。いずれも、甚大な被害が発生したり、比較的長期にわたるなどし、紛争解決に関わる集中的な取り組みがなされた武力紛争が発生した国々である（国名のあとのカッコ内の数字は、武力紛争の発生期間を西暦年によって示したものである）。サハラ以南アフリカを大きく5つの地域（西、中部、北東・東、大湖地域、南部）に分けて整理したものだが、いずれの地域でも大きな武力紛争があったことが確認できる。1980年代末以降のアフリカの紛争が地域的な広がりをみせていたことがここからわかる。

表1 1980年代末以降に武力紛争を経験した主要なサハラ以南アフリカの国々*

西アフリカ	リベリア (1989-95, 2000-03)	シエラレオネ (1991-2002)
	ギニアビサウ (1998-2000)	
	コートジボワール (2002-2011)	マリ (2012-)
中部アフリカ	チャド (1990, 2005-10)	コンゴ共和国 (1993-94, 1997-99)
	中央アフリカ (1996-98, 2002-03, 2006-08, 2012-13)	
北東・東アフリカ	ソマリア (1989-)	エチオピア(1988-1991)
	エチオピア-エリトリア(1998-2000)	
	スーダン (南部) (1983-2005)	(ダルフル) (2003-)
	ケニア (2007-08)	
大湖地域	ルワンダ (1990-94)	ブルンジ (1993-2003)
	ウガンダ、コンゴ民主共和国など (対 LRA) (1994-)	
	コンゴ民主共和国 (1996-97, 1998-2002)	
南部アフリカ	アンゴラ (1975-2001)	モザンビーク (1975-1992)

(出所) 武内 [2008, 2009]、EIU Country Report (各国編) 等に基づき筆者作成。

* 1980年代末より前から継続していたものも含む。取り上げられることの多い代表的な国を示した。



また、この表に掲載した事例では、アンゴラとモザンビークでの紛争が1970年代に、スーダン南部での紛争が1983年に、それぞれ勃発し、1980年代末以降まで継続したものである。これら3例以外は、すべて1980年代末以降に勃発したものだが、勃発はとりわけ1980年代末から1990年代に集中していることが確認できる。2000年代になって新たに勃発した紛争は、コートジボワール、スーダンのダルフル地域、ケニア、マリでの4例にとどまっている。以上の観察からは、アフリカでの武力紛争が、1980年代末から1990年代にかけて急激にその数を増やし、かつ集中的に発生したことがわかる。このことは、紛争解決・平和構築という課題が、いわば唐突な形で浮上したことを意味している。

紛争が常にそうであるとおりに、1980年代末からのアフリカの紛争も深刻な人道的惨禍を伴った。ルワンダ内戦の過程で1994年に発生した大虐殺では、わずか2カ月の間に100万人を超える人々が殺害され、それに匹敵する数の人々が難民としての生活を余儀なくされた。コンゴ民主共和国では、2次にわたる9年間の紛争による死者が540万人を数えたともいわれる。死者と難民の数が示すとおりに、1980年代末以降のアフリカの紛争は、民間人に深く関わる戦争であった点が特徴である。また、ルワンダ大虐殺の際に、軍人ではない民間人の「普通の人々」が虐殺に加わったことに象徴されるように、この時期の紛争では、貧困や強制によって反乱軍や民兵組織に動員された民間人が、武力行使主体として活動した（武内 [2000]）。

結果として、1980年代末以降のアフリカの武力紛争には、政府側の軍や反政府勢力といった、内戦における基本的な当事者のみならず、民兵なども加わって、戦闘主体が多様化していく傾向が観察される。とくに、離合集散を繰り返しながら多数の反政府勢力が活動する状況が広くみられた。加えて、これら国内的主体だけではなく、さまざまな国際的な武力行使の主体が参加することも、この時期のアフリカの紛争の特徴である。国連やアフリカの地域機構による平和維持部隊の展開だけではなく、周辺国による介入、また傭兵や民間軍事企業の関与などもみられた。このようにアフリカの紛争は、その多くの事例において、様々な主体が参加する錯綜した様相を呈することとなった。

1980年代末以降のアフリカの紛争にみられる以上の特徴は、紛争が深刻な惨禍をもたらすうえ、錯綜した構図で展開されるために、和平も困難となる状況があることを示唆している。これが、平和構築、復興、和解といった課題の実現にとって、きわめて困難な状況であることはいうまでもない。

2. アフリカ域外の主体による軍事的取り組みの試行錯誤

(1) 1990年代前半の取り組みとその問題点

では、このようなアフリカの紛争に対して、国連、各国政府などのアフリカ域外の主体がどのように対応してきたかを次にみていきたい。アフリカで紛争が多発しはじめる1980年代末に先立つ時代には、紛争解決に関わる国連を中心とする取り組みでは、比較的規模の小さい部隊による停戦監視や人道援助活動の支援が中心であった。しかし、このような取り組みのあり方は冷戦終



結を境に一変し、国連が中心となって紛争解決・平和構築へ積極的に関与していく方針が打ち出されることになった。この新しい流れを決定づけたのは、ブトロス・ブトロス＝ガーリ (Boutros Boutros-Ghali) 国連事務総長 (当時) が 1992 年に発表した『平和への課題』という報告書¹であり、そこでは国連PKOが、軍事的な強制力も適宜使用しながら平和活動に積極的に携わっていくべきだとの考えが提示された。この背景には、冷戦後という新しい時代に対応した国連の新たな役割をめぐる議論、同じく冷戦後の時代に対応した新しい国際的な軍事的秩序 (すなわち地政学) をめぐる関心、またすでにいくつか発生していた紛争での悲惨な状況に対して、人道的な関心が国際的に高まったことなどがあったと指摘できる。

このような新しい方針に棹さず形で、アフリカでの紛争解決を目指す軍事的取り組みが、アフリカ域外の主体によって 1990 年代初頭に積極的に行われた。しかし、その取り組みは試行錯誤の連続となった。最初の事例はソマリアでのものである。1989 年に内戦が始まったソマリアでは、1991 年にシアド・バーレ (Mahamed Siyaad Barre) 政権が打倒されたのちも武装勢力間の対立が続き、中央政府が樹立されない状態が続いた。和平調停が行われるのと並行して、1992 年には国連 PKO である第 1 次国連ソマリア活動 (United Nations Operation in Somalia I: UNOSOM I)、次いでさらに人員を拡大したアメリカ主導の多国籍軍である統一タスクフォース (United Task Force: UNITAF) が派遣され、人道援助の支援にあたった。

しかしその後、対症療法的に人道援助を続けるのではなく、紛争当事者に武力で働きかけることで積極的に平和を作り出す (平和強制) ねらいのもとに、1993 年に第 2 次国連ソマリア活動 (United Nations Operation in Somalia II: UNOSOM II) が派遣された。UNOSOM II は、首都モガディシユに勢力を誇っていたアイディード (Mohamed Farrah Aidid) 将軍率いる勢力の封じ込めを目的としていたが、強硬な軍事的抵抗に遭い、5 カ月後には平和強制の任務を断念した。次いでアメリカが、1993 年 10 月に特殊部隊を中心とする 1 万 8000 人の兵力を投入し、アイディード将軍の身柄確保に乗り出したが、何人かの米兵が殺害され、その遺体が海岸で引きずりまわされるショッキングな映像が国際プレスを通じて流される結果を招いた。アイディード将軍の身柄確保にも失敗し、アメリカはソマリアから完全撤退した。ソマリアでの試みは、世界最大の軍事大国ですら、積極的な平和の創造・強制が困難であるという厳しい現実を浮き彫りにした。

外部主体による軍事的取り組みの難しさを浮き彫りにした第 2 の事例は、ソマリアでの試みが失敗した直後のルワンダでの対応である。ルワンダでは、隣国ウガンダに逃れていたルワンダ難民を中心に組織されたルワンダ愛国戦線 (Rwandan Patriotic Front: RPF) が 1990 年に蜂起し、ルワンダ政府との内戦が始まった。1993 年に和平合意が締結され、これに基づいて国連ルワンダ支援団 (United Nations Assistance Mission for Rwanda: UNAMIR) が派遣された。UNAMIR は、UNOSOM II で試みられたような武力を用いた強制行動をとる権限は与えられていない、停戦監視を任務とする国連 PKO であった。

しかし、当時のルワンダでは、和平合意を不満とする政権側が扇動放送をするなどして緊張が激化する傾向にあった。UNAMIR の司令官が国連本部側に対して、今後の事態の悪化に関して繰

¹ *An Agenda for Peace: Preventing Diplomacy, Peacemaking and Peacekeeping*, Report of the Secretary-General pursuant to the statement adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992, A/47/277-S/24111 (17 June 1992).



りかえし懸念を表明していたにもかかわらず、ソマリアでの強制行動の試みが失敗した直後というところもあって、強制行動を伴う追加的措置の導入は見送られた。このため、1994年4月に大虐殺が発生したとき、強制行動の権限を付与されていない UNAMIR は、結果的にこれを「傍観」することとなった。加えて、PKO 兵士にも犠牲者が出て、兵員を派遣していた国々が相次いで撤退を決めたことから、UNAMIR は活動困難な状況に追い込まれてしまった。

ここでフランスがルワンダへの兵員派遣に乗り出した。「トルコ石作戦」(Opération turquoise) と命名されたこの軍事行動は、難民が安全に国外脱出できるよう避難路を設定することを目的としたもので、一定の成功を収めたことが評価されている。しかしながら、フランスが設定した避難路を通して国外に脱出したのは難民だけではなく、虐殺に関与したルワンダのハビヤリマナ (Juvénal Habyarimana) 政権側の幹部らも含まれていた。このことから、フランスの軍事行動に対しては、難民保護は口実で、むしろ、従来から親仏政権として支援してきたハビヤリマナ政権幹部の保護こそが隠された意図だったのではないかと、との批判が向けられることとなった。

アフリカ域外の主体によるこのときのルワンダへの対応は、ソマリアとは異なる新たな問題を浮き彫りにしている。まず、直前のソマリアでの失敗を教訓として、現地情勢へ直接に関与しない方針がとられたことにより、駐留した軍事要員（この場合は国連 PKO）は、大虐殺という甚大な帰結をみすみす傍観する格好となったことである。もう一つは、大国（この場合はフランス）が独自の考えに基づいて断行した軍事行動は、その国が持つ個別の利害関心を反映した、政治的なものとなりかねないということである。

(2) アフリカ独自の対応の支援と連携強化

ソマリア、ルワンダでの経験を経て、国連ならびに域外国政府が行う紛争解決のための軍事的取り組みは、実効性の面での問題と多大な物的・政治的リスクを抱えることが広く認識されるようになった。この後、アフリカ諸国による停戦監視部隊の成功例²も踏まえて浮上したのが、アフリカ諸国側の平和構築能力の向上という方向性である。これは、欧米諸国や国連などの域外主体の兵力が乗り出すだけでなく、アフリカ諸国みずからの兵力によって対応できる体制を支援しようとするもので、具体的には、アメリカやフランスといった国々によって、アフリカ諸国の軍隊の能力強化や軍事演習の実施などの支援が開始されている。

また、これに呼応するかたちで、アフリカ諸国の側でも紛争解決・平和構築に関する機能強化が積極的に取り組まれてきた。なかでも、アフリカ連合 (AU) による取り組みにはめざましいものがある。AU の機能強化に関しては、アフリカ統一機構 (Organization of African Unity: OAU) 時代にはなかった、2 つの新しい原則が発足時の基本文書に盛り込まれたことが重要である (Williams 2007; Murithi 2007)。第 1 は、「非憲法的政権交代」の非難である。AU 発足にあたり、「自由で公正な通常の選挙での勝利勢力に権力を委ねることを現職の政府が拒否すること」を、クーデタと同様の「非憲法的政権交代」とすることが定義され、これに該当する政権に対する制裁手続きも定められた³。第 2 は、「戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する犯罪などの重大な状

² 1997 年に中央アフリカ共和国に派遣されたバンギ協定監視アフリカ・ミッション (Mission interafricaine de la surveillance des Accords de Bangui: MISAB) がこの例である。

³ AU 制定法成立にあわせて 2000 年 7 月に OAU が採択した宣言 AHG/Decl.5 において定められている。

況に鑑みた首脳会議の決定に基づき、連合が加盟国に介入する権利」である⁴。そして、このような安全保障に関わる問題について迅速な意志決定を行うため、AUの機関として、「平和安全保障理事会」(Peace and Security Council: PSC)が設置された⁵。さらにAUは、独自の平和維持部隊の派遣(ダルフル、ソマリア)も開始しており、機能強化の取り組みは着実に具体化されている。

AUによる取り組みは、「アフリカの問題のアフリカによる解決」という歴史的理念を具体化する取り組みとして理解されるものだが、ここで重要なのは、このような方向性のもとでもアフリカ域外の主体による紛争解決への関与は決して否定されなかったことである。このことは、1990年代半ばまでにいったん低調になった、アフリカ域外の主体によるアフリカでの平和維持活動が、もっぱら国連PKOの形で1990年代後半から再び急増し、要員も増加したことに端的に表れている(武内 2008; 清水 2011)。

国連PKOの大規模化は、停戦監視に任務を限定した小規模な部隊という伝統的なあり方とは一線を画する、いわゆる「第2世代PKO」の増加による。「第2世代PKO」は、現地の治安の維持、人道援助活動の保護、武装解除・動員解除・(社会への)再統合(Desarmament, Demobilization, Reintegration: DDR)、選挙支援、難民保護、人権状況の監視、文民の保護などと実に多岐にわたる任務を持ち、また、多くの場合、国連憲章第7章に基づく強制行動をとる権限も付与されている。このような多任務ミッションは、中長期の取り組みが求められる国家の再建・建設を包括的に支援するものであり、当然ながら派遣期間も以前より長い期間を想定したものである。

つまり、アフリカ諸国は、紛争解決に向けたアフリカ域内での主体的な取り組みだけでなく、もっとも重要な域外主体である国連との関係を中心に、アフリカ域外の主体との「連携関係の強化」を同時並行的に追求してきたのである(滝澤 2010)。

(3) 「保護する責任」——試行錯誤のあらたな課題——

さてこのように、1990年代に入ってから20年あまりのあいだに、アフリカの武力紛争に対するアフリカ域外の主体による軍事的取り組みは、試行錯誤を経ながら、より実効性のある体制作りにむけて努力が続けられてきた。ただ、それは完成形に至ったわけではなく、現在も試行錯誤が続いているとみるのが妥当である。本稿が焦点をあてるコートジボワールでの2011年の国連PKOによる軍事行動は、域外主体による軍事的取り組みのあり方をめぐる新たな課題を浮き彫りにしたものと見えるが、この軍事行動の検討に先立ち、「保護する責任」について、その登場の経緯と主たる論点を整理しておきたい。

ルワンダ大虐殺などのアフリカでの紛争事例、ならびに旧ユーゴスラヴィアでの内戦の中で生じた民間人の虐殺事件などをきっかけとして、武力紛争下における文民の保護をいかに実現するかという問題意識が国際的な場で浮上してきた。1999年9月の国連総会での演説で、コフィ・アナン(Kofi A. Annan)事務総長(当時)が文民の保護に言及したことを嚆矢として国連の場での

⁴ これはAUの制定法に明記された(Constitutive Act of African Union, Article 4(h))。AU制定法が成立した2000年7月は、「保護する責任」という言葉そのものがまだ使われはじめていない時期であるが、AU制定法に明記された内容は、「保護する責任」の考えと共通したものである。「保護する責任」という言葉の登場については、次項で述べる。

⁵ AUの安全保障面での取り組みに関しては、川端[2010]、井上[2011]を参照。



公式の議論が始まり、その直後には、文民の保護を任務のひとつに明記した初めての国連 PKO として、国連シエラレオネ活動（United Nations Mission in Sierra Leone: UNAMSIL）が活動を開始した。

「保護する責任」という表現そのものは、武力紛争下での文民の保護をめぐる課題を検討するためにカナダ政府が設立した「介入と国家主権に関する国際委員会」（International Commission on Intervention and State Sovereignty: ICISS）が、2001 年に発表した報告書のなかで登場した。この報告書での議論も反映するかたちで、2005 年の国連総会世界サミットでは、「各々の国家は、集団殺害、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から住民を保護する責任を負う」ことが基本的前提として確認され、この前提に基づいて、国家当局が「自国民を保護することに明らかに失敗している場合」は、国際共同体が安保理を通して「第 7 章を含む国連憲章に則り [中略] 集団的行動をとる用意がある」ことが明言された⁶。これは、武力紛争下の文民の保護を誰が行うのかという問題に対して、安保理の決定に基づいて権限を付与された主体が行うことができるとする規範を明文化したものといえる。

これまでにアフリカで生じてきた紛争での人道的被害の甚大さを想起するに、当該国の政府が文民の保護に失敗している事例が広くみられてきたことは間違いない。この問題へ対応可能な論拠を提供している点で、「保護する責任」は、アフリカでの紛争の惨禍を軽減する新しいアプローチの根幹をなしうる考えだといえる。実際、AU がその制定法において、戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する犯罪などに鑑みて加盟国に介入する権利を明記したことは、「保護する責任」の考え方と共通の発想に立つものである。AU が、「保護する責任」という表現の登場前にいち早くこのような考えを取り入れたのも、紛争下の文民の保護に関する実践的な対応を可能にするものとして、大きな利点を認めたがゆえと考えられる。

しかしながら、「保護する責任」の考え方に対しては、さまざまな懸念も提起されている。例えば、「保護する責任」を行使する根拠とされる、国家当局が「自国民を保護することに明らかに失敗している場合」を誰が認定するのかといえ、現在の手続きでは、その任は安保理に委ねられている。しかし、安保理は常任理事国である 5 大国の権限が大きいと、これらの国々が議論をリードし、自国に都合のよいかたちで軍事行動に乗り出す事態が生じかねない。言い換えれば、大国の介入主義に安保理の「お墨付き」を与えるかたちで運用される可能性がここにはあり、過去に植民地支配を受けた経験をもつ、アフリカ諸国を含む発展途上国側からの慎重な姿勢が向けられるのもこの点である。また、軍事行動は常にキャパシティの限界が存在するものである。事態が深刻だからといって、際限なく部隊の規模を大きくすることはできない。実際に派遣される部隊の能力で応じられる範囲に限界があることを考えると、その限られた対応能力で保護を提供できるところと、できないところとの間に、截然たる格差が生まれることは不可避である。

このように、「保護する責任」の考え方は、この 10 年あまりのあいだに、国連を中心とする紛争解決の議論において広く共有されるようになったが、その実際の適用をめぐるさまざまな議論がなされている現状がある。この理念に依拠しながら行われた実際の軍事行動を検証するこ

⁶ この文での引用は同サミット成果文書の第 138 段落ならびに第 139 段落の文言である。訳文は清水 [2011: 108] に基づく。



とは、この議論に対して大きく貢献するものと考えられる。またその検証は、アフリカにおける紛争解決の取り組みをさらに実効性のあるものに深化させていくうえでも重要だと考えられる。そこで以下後半では、コートジボワールで行われた国連 PKO の軍事行動について考察することにした。

3. 国連コートジボワール活動（UNOCI）の軍事行動

(1) 和平プロセスと選挙後危機

本節ではコートジボワール内戦の前史を確認したのち、UNOCI の軍事行動の目的、経過、帰結をコートジボワールの和平プロセスとの関連で述べる。1960 年の独立以来、サハラ以南アフリカにはまれな「安定と発展の代名詞」と評されてきたコートジボワールは、独立以来君臨した F・ウフェ＝ボワニ（Félix Houphouët-Boigny）大統領の死（1993 年）を契機に、政治的に不安定化するようになった。後継のコナン＝ベディエ（Henri Konan Bédié）大統領は強権化を進め、最大のライバルであるワタラ（Alassane Dramane Ouattara）元首相に対して民族差別・排外主義を動員した執拗な弾圧を続けた。1999 年 12 月に、待遇への不満を訴えた兵士反乱の収拾に失敗してベディエ政権が崩壊すると、ゲイ（Robert Guéi）元参謀総長を首班とする軍事政権が樹立された。翌 2000 年 10 月に実施された大統領選挙の際には、ゲイ首班による不正操作への抗議行動をきっかけに、数百人の死者を出す大規模な騒乱が発生した。その後、この選挙で当選したバゴ（Laurent Gbagbo）大統領のもとで、主要政治家の対話再開と国民和解が進められたものの、2002 年 9 月には、軍事政権の残存勢力を主体とした反乱軍の挙兵により、内戦が始まった。在留自国民保護を名目に介入したフランス軍の継続駐留によって、北部に拠点を置いた反乱軍の南進は抑止され、戦線は早期に膠着した。

本来の目的である政権奪取に失敗した反乱軍が和平を志向したこともあり、この内戦では 2003 年 1 月という比較的早い時期に和平合意（マルクーシ合意）が成立した。同時期に西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States: ECOWAS）が軍事ミッションを派遣し、翌 2004 年 4 月にはこれを母体として UNOCI が発足した⁷。これらの国際的な部隊の監視下で、大規模な武力衝突の再発はおおむね抑止されたものの、最初の数年間の和平プロセスは大きく停滞した。その主たる原因は、マルクーシ合意が定めた大統領権限の縮小に反発したバゴ大統領が、非協力的な姿勢をとったことにある。転機となったのは、2007 年 3 月の新しい和平合意（ワガドゥグ合意）で、これにより実権を回復した大統領は、和平プロセスに前向きな姿勢を示すようになった。以後、国土分断の解消、行政要員の再配置、武装解除・動員解除・（社会への）再統合（DDR）、選挙プロセスという重要な和平プログラムが進展し、2010 年 10 月によりやく大統領選挙の実施にこぎ着けた。

和平プロセスの集大成としての重要な位置づけを帯びたこの大統領選挙では、まず 2010 年 10

⁷ ECOWAS の軍事ミッションとフランス軍に対しては、2003 年 2 月 4 日の安保理決議 1464 (S/RES/1464) により、国連憲章第 7 章下での活動が認められた。UNOCI の創設は、2004 年 2 月 27 日の安保理決議 1528 (S/RES/1528) によって決定され、同じく国連憲章第 7 章下での活動権限が与えられた。



月に第1回投票が実施され、過半数を獲得した候補者がいなかったため、同年11月に、上位を占めた2名——現職のバボと挑戦者のワタラ元首相——の間で決選投票が行われた。独立選挙管理委員会（Commission électorale indépendante: CEI。以下、「選管」とする）による開票で当選とされたのはワタラである。選管発表は、和平プロセス下での選挙に関するすべての認定権限を持つ国連事務総長特使から承認され⁸、アフリカ諸国からも一致して支持された。しかしバボは、選管発表を受け入れずに勝利宣言を行い、就任式と組閣を強行した⁹。これに対抗してワタラも就任式と組閣を行い、コートジボワールは「2人の大統領、2つの政府」が並び立つ状況に入った。バボはアフリカ諸国からの退陣要請を拒み、退陣を求める国内の運動を武力で弾圧した。AUによる調停が行き詰まった2011年3月半ばに、ワタラは大統領令を発出して新たな正規軍である「コートジボワール共和国軍」（Forces républicaines de Côte d'Ivoire: FRCI。以下、「ワタラ軍」とする）を創設し、3月29日にバボ打倒を目指した軍事行動を開始した¹⁰。

2011年3月30日に国連安保理は決議1975を採択し、国連憲章第7章に基づき、UNOCIが「差し迫った物理的暴力の危機に晒されている文民の保護」のために、「必要なすべての手段を用いる」権限を再確認し、全面的な支持を強調した¹¹。「差し迫った物理的暴力の危機に晒されている文民の保護」という任務は、2004年のUNOCI派遣当初から定められていたものだが、今回これが再確認されたのは、退陣を拒むバボ大統領が、抗議行動を行う民間人や国連施設に対して重火器を使用するのをやめさせるためであった。この決議に則りUNOCIは、2011年4月4日と11日の2度にわたり、フランス軍の支援のもとにバボの軍事拠点に空爆を行い、戦車やロケットランチャーなどの重火器を破壊した。11日の空爆の直後にバボはワタラ軍によって逮捕された。これにより4カ月半にわたって続いた選挙後危機は終結した¹²。

(2) UNOCIの軍事行動の政治史上の意義

UNOCIの軍事行動の当時、バボは、国際的に完全に孤立しながらも政権を放棄する姿勢をまったくみせておらず、保有する重火器を使ってさらに抵抗を続けることは十分に予想できることであった¹³。したがって、UNOCIの軍事行動は、文民の保護という公式の任務に適合的なタイミン

⁸ 国連事務総長特使の持つこの権限は、2007年7月16日付け安保理決議1765で明記されたもので（S/RES/1765, para.6）、和平プロセスのすべての当事者を拘束するものである。

⁹ バボは選管発表を不服とし、投票に不正があったとして憲法裁判所に提訴した。憲法裁判所は、コートジボワール国内法において選挙結果を最終的に承認する権限を有する機関である。憲法裁判所はバボの訴えに沿い、複数の県での投票（およそ数十万票）をすべて無効とする判断を示し、無効分を控除した得票ではバボが上回っているとして、バボの当選を発表した。しかし、法手続きのうえでは、憲法裁判所が投票の無効を判断した場合には再選挙が実施されなければならない、これを抜きにして当選を発表した憲法裁判所の決定は法的根拠を欠くものである。詳しくは、佐藤〔2011〕を参照。

¹⁰ FRCIは旧反乱軍を主体に構成された。

¹¹ S/RES/1975, para.6.

¹² その後、ワタラは2011年5月6日に改めて就任宣誓を行い、5月21日には国連事務総長らも臨席して、首都ヤムスクロで大規模な就任式典が挙行された。ワタラ軍によるバボ派残党の掃討作戦も5月中に完了した。6月1日の組閣によってワタラ政権は本格的に始動し、現在に至っている。なお、2011年11月23日に国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）は、バボ前大統領に対して、選挙後危機の期間中における、「政府治安部隊ならびにバボ派民兵と傭兵によって、アビジャンをはじめとする国内各地でなされた、殺人・レイプ等の性的暴力・処刑・その他の非人間的行為からなる、人道に対する罪の間接的共同遂行者としての個人的責任」の容疑で逮捕状を発行した。現在、バボはハーグに収監されている。

¹³ たとえば、2011年4月7日にはバボ側の傭兵がアビジャンの日本大使公邸を襲撃した。同公邸はバボが潜伏し



グで行われたといえる。その一方、UNOCIの軍事行動が実施されたのは、「2人の大統領」の対立が軍事的対立へと転化し、事実上の内戦が展開されていた時点でもあった。この内戦は、2002年に始まった内戦の和平プロセスのなかに「入れ子」のように起こった新たな内戦であるが、2011年3月31日に最大都市アビジャンでの市街戦が始まったのち、ワタラ軍が独力でバボ逮捕に至らなかったことから10日あまりにわたり膠着状態が続き、この間、数百万のアビジャン住民が電気・水道などのライフラインを途絶される人道危機の中にあつた。UNOCIの軍事行動は、この内戦の一方の当事者であるバボ側の軍事力を無力化したことで、結果的にこの膠着状態を打破した。すなわち、UNOCIはワタラを支持して参戦したわけではなかったのだが、その軍事行動のタイミングから、ワタラ側の軍事的勝利が決定づけられたのである。この意味でUNOCIは、コートジボワール政治史の帰趨を決定づける、政治的な役割を果たしたといえる。この点は、文民の保護ならびに「保護する責任」を理念とする軍事行動における「規範意識とその実行の齟齬」(清水 2011: 117)に関連して、コートジボワールの事例が提起する重要な論点であると考えられる。

同時に、UNOCIの軍事行動は、国際的に広く認められた選管発表の通りに大統領選挙の結果を確定したことで、政治情勢が和平プロセスの行程から逸脱するのを抑止する役割も果たした。この点で重要なのが、2011年3月30日の安保理決議1975において、バボを含む複数の幹部が「平和と和解ならびにUNOCIその他の国際的な主体の活動を妨害し、人権・国際人道法の深刻な違反を行う者」と名指しされ、制裁を発動されていたことである¹⁴。この制裁は資産凍結と海外渡航の禁止を内容とするものであって、バボら対象者の拘束を勧奨するものではなかった。だが、この制裁の発動は、和平プロセスに深く関与してきた国連が、もはやバボを和平の当事者としてではなく、和平の妨害者と認定する意思を端的に表明したものであった。この意味で、この制裁は、「バボ抜きを和平プロセス」を容認するものであり、UNOCIの軍事行動の結果としてバボが拘束されたとしても、そのことで和平プロセスが隘路に陥ることをあらかじめ防ぐものであったといえる。

4. コートジボワールにおける「保護する責任」の評価

(1) 「大国の介入主義」か

コートジボワールで実施されたUNOCIの軍事行動は、「差し迫った物理的暴力の危機に晒されている文民の保護」のために「必要なすべての手段を用いる」という安保理決議に基づいて実施されたものであり、文民の保護を掲げる「保護する責任」の考えに則って行われた軍事行動だったといえる。本節では、このUNOCIの軍事行動において、「保護する責任」をめぐる提起されてきた問題が具体的にどのように現れたかを、大国の介入主義をめぐる問題と、アフリカ域外の主体による軍事行動の政治性をめぐる問題に焦点をあてて、検討してみたい。

まず、「保護する責任」に則る軍事行動が、大国の介入主義の性格を持ちかねないとする懸念に

た大統領公邸に近く、バボ側の狙いは防衛拠点の構築にあつたと考えられる。在留する外交官を危険に晒してでも抵抗を続けるバボ側の強硬姿勢を端的に示す事件である。

¹⁴ S/RES/1975, para.12, Annex I.



ついてみてみたい。UNOCI の軍事行動の場合に、「大国」として問題となるのは具体的にはフランスである。安保理決議 1975 は、フランスがイニシアチヴをとって採択が行われたものであり、フランスは周知のとおり安保理の常任理事国である。さらにフランスは、UNOCI の軍事行動に協力して空爆にも参加した。フランスはコートジボワールに多大な経済的な権益を有し、フランス軍の常駐基地を置いてもいる。紛争の早期終結がフランスにとって大きな利益であったことは間違いない。

大国の介入主義かどうかの判断に関わるアフリカ諸国の認識についてみると、まずAUは、選挙後危機の発生直後から、バボの勝利宣言の正当性を認めず、彼が政権の座にとどまっていることは非憲法的政権交代にあたるとして非難し、退陣勧告を出していた¹⁵。また、コートジボワールも加盟するECOWASは、AUと同じくバボの正当性を認めず、退陣勧告を出しただけでなく、自らが軍隊を派遣してバボの排除に乗り出す意志があることを早期から表明していた¹⁶。実際にECOWASは、AUによる調停が行き詰まった2011年3月に、ECOWASの部隊派遣の承認を求める提議を国連安保理に対して行っている¹⁷。

このようなアフリカ諸国の態度は、UNOCIが軍事行動を行うこと、またその帰結として当然予想されるバボの失脚を容認する環境を醸成したといえる。現に、その後もフランスの行動を介入主義として批判する意見は、失脚したバボ側の支持者からのものを除いて出されなかった。安保理での検討会合でも、UNOCIの軍事行動が結果的に政権交代をもたらしたことについては批判がなされたものの、フランスの行動を介入主義として批判する指摘はなかった¹⁸。今回のUNOCIの軍事行動に関しては、アフリカ諸国が介入主義として批判するような事態は起こってはいない。したがって、今回のUNOCIの軍事行動については、少なくとも現段階では大国の介入主義が批判される状況にはないことが確認できる。

(2) 域外主体による軍事行動の持つ政治性

次に、アフリカ域外の主体による軍事行動の政治性に関わる問題についてみてみたい。UNOCIがバボ側の武力を完全に破壊した2011年4月11日に至るまでほぼ2週間のあいだ、コートジボワールの最大都市アビジャンは、バボ側とワタラ側が戦闘を続ける状態にあった。このなかで400万人あまりの同市の居住者は、停電、断水に苦しみ、生活必需品の調達もできずに家に閉じこもる状態を余儀なくされており、深刻な人道危機に陥っていた。この意味でUNOCIの軍事行動は、民生上の苦難の根本原因であった戦闘を終結させたところに大きな意義を持ったといえる。

しかしながら、アビジャン住民を危機的な状況に陥らせた原因は、そもそも交戦当事者である

¹⁵ AU の平和安全保障理事会 (PSC) は 2010 年 12 月 4 日の会合で、選管の開票結果を受け入れないバボ大統領の行為が「非憲法的政権交代」に該当するとの認識をいち早く示し、AU 加盟国としての資格停止措置と非難声明を行った (PSC/PR/BR (CCLI), 4 December 2010 (African Union Peace and Security Council, 251ST Meeting, Press Statement))。

¹⁶ ECOWAS, N° 193/2010, 24 décembre 2010, para.6, 10. 実際に ECOWAS はこの最終声明にしたがい、2010 年 12 月 28 日と 2011 年 1 月 18 日に、加盟国の参謀総長会議を開催して軍事行動の計画と兵站・展開の準備について議論しており、そこでブルキナファソ、セネガル、ナイジェリアなどが兵員拠出の意思を表明している (ISS 2011: 10)。

¹⁷ ECOWAS, N° 043/2011, 25 March 2011, Resolution A/RES.1/03/11.

¹⁸ Security Council, SC/10223, 13 April 2011.



バボ側、ワタラ側の双方にあった。「保護する責任」を行使する条件となる「国家当局が自国民を保護することに明らかに失敗している場合」に照らせば、自国民保護にあたるべき「国家当局」とは、政権に居座ったバボ側と、正統な政権として国際的に認定されたワタラ側の双方であったと考えることができる。この考えにしたがえば、文民の保護の実現には、バボ、ワタラ双方に働きかけて停戦を実現するという選択肢もあったことになる。だが、現実には UNOCI の軍事行動は、双方に対してではなく、一方のバボ側のみを対象にして実施された。その結果としてワタラ政権の樹立に向けた流れが促進されたという意味で、UNOCI の軍事行動が重大な政治的帰結をもたらしたものであったことは間違いない。

実際のところ、決議 1975 が採択されたときの安保理の討議では、UNOCI の軍事行動によって結果的に政権交代がもたらされることへの危惧を表明する意見が出されていた。それは、国連PKO が「政権交代のエージェント」として行動したとなれば、それは明らかに安保理決議の定めを逸脱するものであり、中立性を保つべき国連PKO の活動に将来的に支障をもたらしかねないとする趣旨の批判であった¹⁹。UNOCI がバボ側の重火器を無力化する行動を取りながらも、バボの身柄拘束までは行わなかったのは、この批判を考慮した行為として解釈できるものである。とはいえ、UNOCI の軍事行動なしにはワタラ側がバボを拘束できていなかったのは客観状況として明らかであり、UNOCI の軍事行動が政権交代に深く関わるものであったことは否定しがたい。軍事行動のちにおこなわれた安保理での検討会合でも、UNOCI がコートジボワールでの政権交代に事実上関与したことを問題視する意見が出されている²⁰。UNOCI の軍事行動は、その帰結に照らして評価すれば、明白な政治性を持つものだったといえる。

域外主体による軍事行動の政治性をめぐっては、ここではもう一つ、個々の軍事行動の持つ対応能力に関連して浮上する問題を指摘しておきたい。「保護する責任」の考えに依拠した軍事行動は、保護されるべき対象に応じて際限なく大規模化できるものではない。安保理決議に根拠をもつ軍事行動の場合には、すでに展開している部隊の「活動能力と展開地域の範囲内で」これを行うとする旨が決議に明記されている。UNOCI の場合にも決議 1975 にこのことが明記されており、実際の軍事行動も、駐留拠点に近いアビジャンでのみで行われた。しかしながら、これとほぼ同じ時期に、コートジボワール西部では、主にワタラ軍によって深刻な人権侵害が行われていた²¹。この事実は、文民の保護を任務とする国連PKO が派遣されている国においても、展開地域と活動能力に応じて、対応可能な地域とそうでない地域の差が明確に表れることを示している。コートジボワールの場合には、その差は、ワタラ側の行為に対しては歯止めがなされず、バボ側に対しては強硬な軍事的攻撃がなされるという、強い政治的な意味合いを帯びた結果として表れることになった。ここから浮かびあがるのは、個々の軍事行動が持ちうる対応能力にはおのずから制約があるため軍事行動は結果的に選択的に行われることとなり、これによって、意図的なものでは

¹⁹ Security Council, SC/10215, 30 March 2011.

²⁰ Security Council, SC/10223, 13 April 2011.

²¹ 西部の都市デュエクエ (Duékoué) 周辺で、少なくとも 1500 人がワタラ軍によって殺害されたことが報告されている。この当時、西部には UNOCI の大規模な部隊は駐留していなかった。西部での事件に関与した責任者の処罰は、国連などからワタラ大統領に対して強く要請されてきている。ワタラ大統領は対応を約束しているものの、具体的な動きは進んでいないとはいえず、そのことでさらにワタラに対して国際的な批判が向けられている。ワタラ大統領がこの問題への対応に及び腰なのは、ワタラ軍が自らにとって重要な政権基盤であることによる。この点に関しては佐藤 [2011] で詳細に論じた。



ないにもかかわらず、そこに不可避免的に政治的な意味が生じてしまうということである。「保護する責任」という理念は、そもそも普遍的な価値志向を持つものでありながら、実際の軍事行動に体现された時の姿は、不均質でまだら模様なものになってしまうのである。

結論

以上本稿では、2011年4月にUNOCIがコートジボワールで実施した軍事行動を取り上げ、文民の保護ないし「保護する責任」をめぐるこれまでの議論で浮上した論点に照らして、検証を行ってきた。本稿の考察からは、以下2つの結論を導き出すことができる。

まず第1の結論は、選挙結果を受諾せず政権の座に居座ったバボに対して、アフリカの地域機構（具体的にはAUとECOWAS）が独自に政治的圧力をかけたことが、UNOCIの軍事行動に一定の国際的な正統性を付与したという点である。ECOWASとAUが取ったこのような姿勢を追い風として、UNOCIは、軍事行動がもたらし得る政治的帰結に対して想定される批判に縛られることなく、行動を起こすことができた²²。この意味でUNOCIの軍事行動は、UNOCI単独の行動というよりは、アフリカの地域機構からの間接的な授権も受けることで実現したものと評価できる。言い換えれば、UNOCIの軍事行動は、国連、AU、ECOWASの連携の上に成立しており、1990年代後半以降積み重ねられてきた「連携関係の強化」（滝澤 2010）の所産といえる。今回のUNOCIの軍事行動は、アフリカの紛争解決・平和構築に関する試行錯誤の歴史のうえに成立したものである。

結論の第2は、UNOCIの軍事行動には、払拭しがたい政治性が見出される点である。バボ側の重火器を無力化しさえすれば、アビジャンでの戦闘状態を解消できるというのは、軍事作戦の構想としてはきわめて「効率的」であろうし、実際にそれによって多数のアビジャン市民が窮地を脱したことはたしかである。しかし、「保護する責任」の理念的な考えに立てば、「国家当局」として文民を保護する責任を有したのはバボ側とワタラ側の双方であった。バボ側だけを攻撃対象とするのは、「保護する責任」の考え方そのものから導き出されたものではない。ここには、文民の保護ないし「保護する責任」をめぐる指摘される、「規範意識とその実行の齟齬」（清水 2011: 117）が的確に合致する状況がみられる。UNOCIの軍事行動が政治性を持ったことは、軍事行動の政治的帰結に対してアフリカ諸国が広く支持を与えているという第1の結論で指摘した点とは、別の問題として考えておくべきであろう。「保護する責任」を掲げた軍事行動が政権交代という大きな転換をもたらした事例は、コートジボワールだけではなく、同時期のリビアでもみられたことであった。この2つの事例が示しているのは、「保護する責任」の考えが、強力な軍事力の行使を許す、じつに強力な「力」を備えていることである。この強大な「力」をどのように適切な管理するかは、今後も重要な課題となるであろう。

²² この点は、フランスが、1994年のルワンダでの軍事行動ののち、旧政権派幹部の逃亡という政治的帰結を招いたことで国際的な批判を浴びたことと好対照をなす。



参考文献

〈日本語文献〉

- 井上実佳 [2011] 「アフリカの安全保障と国連——国連平和維持活動（PKO）における地域機構との関係を中心に——」 日本国際連合学会編『（「国連研究」第12号）安全保障をめぐる地域と国連』 pp.17-40。
- 川端正久 [2010] 「アフリカにおける紛争解決と安全保障」 川端正久・武内進一・落合雄彦編『紛争解決——アフリカの経験と展望——』 ミネルヴァ書房 pp.3-35。
- 佐藤 章 [2011] 「コートジボワールの選挙後紛争とワタラ新政権の課題」 『アジア研 ワールド・トレンド』 第193号 pp.48-57。
- 清水奈名子 [2011] 『冷戦後の国連安全保障体制と文民の保護——多主体間主義による規範的秩序の模索——』 日本経済評論社。
- 滝澤美佐子 [2006] 「人間の安全保障と国際介入——破綻国家ソマリアの事例から——」（望月克哉編『人間の安全保障の射程』 アジア経済研究所 pp.108-149）。
- [2010] 「紛争解決における国連とアフリカの地域機構」（川端正久・武内進一・落合雄彦編『紛争解決——アフリカの経験と展望——』 ミネルヴァ書房 pp.169-194）。
- 武内進一 [2000] 「アフリカの紛争——その今日的特質についての考察——」（武内進一編『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』 アジア経済研究所 pp.3-52）。
- [2008] 「アフリカの紛争と国際社会」（武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会——』 アジア経済研究所 pp.3-56）。
- [2009] 『現代アフリカの紛争と国家——ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド——』 明石書店。

〈外国語文献〉

- ISS (Institute for Security Studies) [2011] “Country Analysis: Côte d’Ivoire Update,” *Peace and Security Council Report*, No.21, April, pp.7-12.
- Murithi, Tim [2007] “The Responsibility to Protect, As Enshrined in Article 4 of the Constitutive Act of the African Union,” *African Security Review*, 16(3), pp.14-24.
- Williams, Paul D. [2007] “From Non-intervention to Non-indifference: The Origins and Development of the African Union’s Security Culture,” *African Affairs*, 106/423, pp.253-279.

〈ECOWAS 関連文章・資料〉

- N° 193/2010, 24 décembre 2010 (Abuja - Nigeria), Session extraordinaire de la conférence des chefs d’Etat et de gouvernement sur la Côte d’Ivoire, Communiqué final.
- N° 043/2011, 25 March 2011 (Abuja - Nigeria) Resolution A/RES.1/03/11 of the Authority of Heads of State and Government of ECOWAS on the Situation in Côte d’Ivoire.

（さとう・あきら／アジア経済研究所）





特集

TICAD Vをどう見たか

時事解説

「テロ対策」に象徴される 新たなアフリカとの関係

(Special Feature: TICAD V)
New Relationships with Africa Symbolized in “Counter-Terrorism Policy”

白戸 圭一
SHIRATO, Keichi

はじめに

6月1日から3日にかけて横浜市で開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の「横浜宣言 2013」の中で、筆者は次の一文に注目している。

「テロや海賊対策、国際組織犯罪等、国境を越える課題の解決は、安定したアフリカ大陸を実現するために必須である。（中略）我々は、アフリカ自身の取組支援を通じ、平和を創り、育て、守るアフリカ自身の能力を強化する」（外務省 [2013]）

安倍晋三首相は会議2日目（6月2日）の「平和構築の強化」と題したテーマ別会合での演説で、サハラ砂漠南部のサヘル地域の安定化に向け今後5年間で1000億円を拠出し、治安・テロ対策の担い手となる人材2000人を育成する方針を表明した。

TICADの最終日に採択される総括文書に「テロ」の二文字が登場したのは5回目の今回が初めてであり、主催国日本の首相がTICADでの演説で、アフリカにおけるテロ対策の重要性に言及したのも初めてのことである。

テロ対策の重要性を強調する新たな動きは何を意味するのだろうか。それを考察するのが、この小論の目的である。

1. 「紛争」と「テロ」

日本ではこれまで、アフリカにおける安全保障問題を議論する際に、一般的に「紛争」に焦点

を当ててきた。1993年から2008年まで5年おきに開催された計4回のTICADで採択された総括文書を読めば、それは一目瞭然である。この問題に関しては後に詳述するとして、最初に「紛争」と「テロ」の違いを押さえておきたい。

紛争とは、紛争当事者が国家であるか非国家主体であるかを問わず、基本的には武装した集団同士の「物理的暴力（武力）を伴う抗争」（武内 [2000: 7]）である。1990年代から2000年代初頭にかけてアフリカでは多くの紛争が発生したが、その大半は内戦、つまり国家権力の帰趨を巡る抗争であった。

紛争の核心は、武装勢力間の交戦にある。紛争では多数の民間人が命を落とし、場合によっては最初から民間人を標的にした虐殺行為も発生するが、民間人の犠牲は基本的には紛争の過程で生じる副次的現象と言える。

また、地球規模の全面核戦争を別にすれば、紛争が及ぼす被害には地理的限界がある。紛争による死傷者は、一般に交戦国・地域の中で発生する。特にアフリカの紛争のように使用される武器が小火器中心である場合には、交戦地域に近寄らない限り生命が危険にさらされる可能性は低い。ある紛争国の特定の地域では連日死傷者が出ているのに、その国の首都は平穏といった事態すら珍しくない。コンゴ民主共和国東部で続く紛争やスーダン西部のダルフル紛争は、その典型と言える。

では、「テロ」とは何だろうか。テロの定義は学術的にも法的にも確定していないが、差し当たって「ある組織が特定の主義・主張に基づき、対象となる国家や国際機構にそれを強要させる手段として、その関係者や構成員等に危害や脅迫を加え、社会に恐怖を生じさせる行為」ということはできるだろう（金 [2011: 5]）。

この定義に基づけば、テロの特質が紛争の特質とは異なることが分かる。まず、テロは武装勢力間の交戦ではなく、テロの実行者は国家権力の掌握を目標としていない。

次に、テロにおける民間人の犠牲は、紛争のような戦闘に伴う副次的現象ではなく、多くの場合、当初から企画されたものである。テロの主たる目的は、標的とした相手とその所属集団に恐怖を与えることにあるからだ。

そして何より、テロの被害には地理的な限界がない。交戦国・地域に立ち入らない限り生命に危険が及ぶ可能性が低い紛争とは異なり、地球上のすべての地域はテロの発生現場になり得るし、この世の誰もがテロの犠牲者になる可能性に直面している。「横浜宣言 2013」でテロを「国境を越える課題」として位置付けたのは、テロの特質を的確に捉えている。

紛争とテロは、人間の生命に脅威を与える組織的暴力である点では同じだが、本質的には多くの面で異質な現象だ。テロには、紛争と違う独自の性格と役割があるのだ。

2. 誰の「安全」を目指すのか

こうした紛争とテロの違いを押さえた上で、1993年～2008年の間に開催された計4回のTICADの総括文書を順番に見ていくと、次のようなことが分かる。



1993年のTICAD Iの「東京宣言」には、そもそも安全保障の問題に関する記述がなかった。安全保障に関する政策目標が初めて登場した総括文書は、1998年のTICAD IIの「東京行動計画」だ。1990年代のアフリカにおける紛争の多発という現実を踏まえ、「紛争予防及び紛争後の開発」という項目が盛り込まれた。

続く2003年のTICAD IIIの「TICAD10周年宣言」には「平和とガバナンス」「人間の安全保障」の2項目が盛り込まれ、前回2008年のTICAD IVの「横浜宣言」には「平和の定着とグッドガバナンス」への取り組みが明記された。

TICAD II～IVで提起されたこれら安全保障関連の政策目標は、具体策や問題への焦点の当て方に違いはみられるものの、対処すべき安全保障上の課題として「紛争」を想定し、その予防や戦後復興に焦点を当てた点で共通している。いずれの総括文書にも「テロ」の二文字はない。

先述した通り、紛争の被害には地理的限界が存在する。アフリカのどこかの国で紛争が発生し、人や物資の流れを通じて国際社会全体に影響が及ぶ可能性は否定できないが、アフリカにおける紛争の死傷者は、基本的に紛争発生国・地域の市民に限定される。紛争が激化している国でビジネスを続ける外国企業は現実にはほとんど存在せず、存在したとしても戦闘の激しい期間には国外に退避するので、アフリカの紛争で日本人が犠牲になる可能性は現実には限りなく低い。

つまり、対処すべき安全保障上の課題として「紛争」を想定し、その予防と戦後復興に重点を置いてきた従来の日本のアフリカ外交は、日本と日本国民のための安全保障ではなく、アフリカとアフリカ人市民の安全保障を第一義的な目的にしてきたということだ。アフリカにおける平和の定着が巡り巡って日本と日本国民の安全につながる大きな構図は存在するにしても、まずはアフリカの紛争発生国・地域のアフリカ人市民の安全を保障することに、政策の主眼があったのである。

一方、先述した通り、テロの被害には地理的な限界が存在しない。テロはある日突然、平穏な日常に惨禍をもたらすので、いわゆる「安全地帯」とされていた国や地域で居住・労働していた外国人も犠牲者になり得る。日本人10人が死亡した2013年1月のアルジェリア・イナメナスの天然ガスパラント襲撃事件では、38人の犠牲者のうち37人がアフリカ域外の国民だった。アフリカ各国出身の過激なイスラム主義者たちが、米国や欧州などアフリカ域外でのテロに関与していることも、紛争とは違うテロの国際性を示している。

このためテロ対策は、紛争を念頭に置いた安全保障上の取り組みとは違うものにならざるを得ない。「紛争対策」は第一義的にはアフリカ域内におけるアフリカ人市民の安全保障を図る試みであった。これに対し、「テロ対策」はアフリカ人市民の安全と同時に、日本と日本国民の安全保障を直接的に目指す試みなのである。

3. 国家安全保障の舞台としてのアフリカ

したがって、開催5回目にして初めてテロ対策に焦点を当てたTICAD Vは、日本の対アフリカ外交に国家安全保障の要素が加わったことを示している。



周知の通り、日本政府がテロ対策に積極的な姿勢を示したのは今回が初めてではない。国際テロ組織アルカイダが米国を攻撃した 2001 年 9 月の同時多発テロ事件以降、日本政府はインド洋への海上自衛隊艦艇派遣や、イラクへの自衛隊派遣等を通じて国際的な「対テロ対策」に参画してきた。軍事的な関与のみならず、アフガニスタンとイラクに巨額の資金を提供し、復興を支援してきた実績もある。

しかし、経済的権益がほとんど存在しないアフガニスタンでの戦闘に関連したインド洋への自衛艦派遣や、戦後復興への参画を目的としたイラクへの自衛隊派遣は、派遣先の国における日本国民の生命や日本の権益をテロ攻撃から守るため——すなわち日本の安全に対する直接的な脅威に対処するため——に実施されたのではない。

これらの施策は、当時の米政府（ブッシュ・ジュニア政権）の世界戦略に積極的に協力することが日本の国益であるとの認識の下、対米協力の文脈から実施された「テロ対策」である。アフガニスタンを「テロリストの聖域」にしないことは日米同盟に関係なく重要な課題とも言えるが、イラクへの自衛隊派遣に関しては、対米協力の文脈から切り離して派遣理由を説明することは困難である。

これに対し、日本政府が今回の TICADV で見せたアフリカでのテロ対策を重視する姿勢は、単なる対米協力の文脈から派生したものではない。世界のテロ対策を主導する米国の戦略を補完する側面はあるにしても、政策が打ち出された動機は、日本企業のアフリカ進出の加速という状況を背景に、日本政府が自身の手でアフリカにおける経済権益と日本国民の生命の安全を図ることにある。

したがって、アフリカにおける日本のテロ対策の成否は、対米協力とは別の文脈から派生した日本独自の安全保障戦略の今後を占う上で注目すべきことである。

■ おわりに

TICADV でテロ対策の重要性が強調された直接の契機は、今年 1 月のアルジェリア・イナメナスの天然ガスプラント襲撃事件の発生だ。日本のある外交官は「TICADV まで 5 カ月を切った時期に 10 人の日本企業従業員がテロの犠牲になり、政府として TICAD でテロ対策の決意を明示しない選択肢はなかった」と筆者に本音を語った。

だが、仮にアルジェリアの事件が起きていなかったとしても、日本企業のアフリカ進出が進む状況下で、アフリカにおける日本の権益と国民の安全を保障する取り組みは不可欠である。そして、サハラ砂漠南部のサヘル地域を中心に過激なイスラム主義勢力の台頭がみられる現状を鑑みれば、テロ対策を安全保障政策の中核に据えることも不可避である。

換言すれば、アフリカにおけるテロ対策が重視される時代の到来は、アフリカが今、貿易や投資によって日本経済に利益をもたらす地域と化しただけでなく、日本の国家安全保障にとって直接的な利害が存在する地域に変貌したことを示しているのである。



参考文献

- 外務省 [2013] 『横浜宣言 2013』躍動のアフリカと手を携えて」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000209.html
2013年6月3日閲覧)。
- 金恵京 [2011] 『テロ防止策の研究——国際法の現状及び将来への提言』早稲田大学出版部。
- 武内進一 [2000] 「アフリカの紛争——その今日的特質についての考察」(武内進一編『現代アフリカの紛争——
歴史と主体』アジア経済研究所。

(しらと・けいいち／毎日新聞社)



特集

TICAD Vをどう見たか

時事解説

援助から投資へ

—TICAD Vをふりかえる—

(Special Feature: TICAD V)
From Aid to Investment

平野 克己

HIRANO, Katsumi

はじめに

6月1日から3日まで、横浜で第5回アフリカ開発会議（TICAD V）が開催された。アフリカ各国から大統領30名、首相5名、国王1名、閣僚14名、その他1名、合計51カ国の代表がやってきた。共催者である国際連合、アフリカ連合、世界銀行、国連開発計画のトップが来日し、さらには22のアフリカ地域機関が参加した。

TICADは5年毎に開かれてきたので、今回でちょうど20年目になる。20年前の日本は世界第2位の経済大国で世界最大の援助国だった。1993年の第1回TICADは、低迷を続けていたアフリカ開発に日本が本格的にのりだすという宣言であった。

しかし時代は変わった。日本経済は成長力を失って中国の後塵を拝し、日本の援助額はいまや世界第5位である。資源価格が高騰し、その後の東日本大震災と福島原発事故の発生で日本の貿易収支は赤字に転落している。一方アフリカ経済は絶好調だ。TICADも、前回の会議で大きく方針を転換した。

1. 官民連携

2008年のTICAD IVで新たにうちだされたのが「官民連携」だった。アフリカに資源をとりにつけたりアフリカ市場に進出する日本企業を主役にすえ、これを政府が後押しする、また、官民が協力してアフリカ開発を進めるという方向に舵をきりかえたのである。このときからTICADに

民間企業が参画するようになった。アフリカ経済の成長反転は2003年から始まっていたが、2007年後半辺りから日本企業のアフリカ再進出が本格化した。TICAD IVはその転機に開催され、TICAD史のみならず日本の援助政策史にとって画期になったのである。

その背景には中国のアフリカ攻勢があった。中国は2000年からアフリカに対する全面攻勢をかけ、いまや輸出においても輸入においても圧倒的な首位である。中国の高度成長は、アフリカから輸入する原油や資源に大いに依存している。中国の対アフリカ融資額は世界銀行のそれをこえており、アフリカ中で道路をつくり、発電所を建て、医療や教育支援もおこなっている。一方の日本は、かろうじて自動車のアフリカ市場でのシェア首位をキープしているくらいだ。

資源エネルギー効率が悪くて大量の資源を必要とする中国が、21世紀の資源供給地として台頭してきたアフリカとの関係を強化するのは、いってみれば世界史的必然である。世界一資源効率に優れた日本がこの点で中国とはりあう必要はない。しかし、日本の輸出力が衰えていくのは、アフリカにおいてのみならず由々しき事態だ。日本の輸出比率はGDPの15%程度で、これは世界でも最低水準である。縮小していく国内市場に依存していたのでは、企業の収益力は落ち込む一方だ。また、これまで中国から輸入してきたレアアースなどの資源や、福島原発の事故後輸入が急増している天然ガスについては、新たな供給地を探しにいかなくてはならないという要請に日本は直面している。日本再生に欠かせないこういった仕事は、企業が中心となって担っていくしかない。

その意味で今回のTICAD Vは有意義だった。TICAD IVで敷かれた新しいレールに列車を置いて走らせはじめたという感がある。なによりモザンビーク政府と投資協定を結べたことは具体的成果であった。モザンビークにはいま、日本のアフリカビジネスが集中している。東アフリカ沖合では大型の天然ガス田が次々に発見されているが、三井物産と国際石油開発帝石が権益を獲得しているし、採油施設建設に日本企業が手を挙げている。また新日鉄住金は原料炭を採掘するプロジェクトにのりだし、国際協力機構（JICA）が進めている農地開発では官民協力しての大豆調達計画がある。これから本格化する日本からの投資を保全するうえで投資協定は不可欠だ。ほか数カ国とも投資協定締結に向けた協議を始めることになった。

安倍総理は開会式において、官民合計3兆2000億円の資金協力をプレッジした。これは、昨年開催された中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）での中国のプレッジ額を凌ぐ。インフラ建設や3万人の産業人材育成も約束した。電力開発や環境ビジネスは、膨大な需要を抱えた、日本企業の積極参入が期待されている分野である。

2. J-SUMIT

TICAD Vが開かれる前の5月には、東京にアフリカ15カ国の資源担当大臣を招き、経済産業省と石油天然ガス金属鉱物資源機構（JOGMEC）が鉱業ビジネス会議（Japan Sustainable Mining, Investment & Technology Business Forum: J-SUMIT）を開催した。日本のような資源輸入国が鉱業関連の国際会議を開くのはきわめて稀である。



J-SUMIT ではアフリカ各国の資源ポテンシャルが紹介されただけでなく、世界の資源企業から最新の資源ビジネス情報がプレゼンされた。他方、資源業界へのさらなる進出をめざす日本企業からは産業技術にかんするプレゼンがあった。J-SUMIT は今後なんらかのかたちで継続される可能性が高い。

中国経済の巨大化と原発停止という事態のなかで日本の資源調達要請は緊迫化している。日本がいまアフリカを必要としている最大の要因がこれである。資源安全保障は、経済産業省が TICAD IV から TICAD プロセスに参画するようになった背景であるが、この部分が J-SUMIT として TICAD とは別建てになったことで、アフリカ側日本側とも関係者のあいだでより密度の濃い協議をもてるようになった。

3. 治安対策

TICAD V では「平和と安定に関する閣僚会議」がもたれ、治安対策に関して話しあわれた。今年 1 月にアルジェリアで起こった人質事件では、日本の海外ビジネス史上最多の犠牲者が出てしまった。国際テロの問題は一企業ではとても対応できない。これに日本政府が強い懸念を表明して、アフリカ側からも治安対策強化の意思表示をひきだし、日本はさらなる支援を約束してこれに応じたのである。

アフリカの治安問題は日本にかぎったことではない。世界中の国と企業にかかわる問題なのであり、中国とて同様である。今回 TICAD V がこの問題を正面から取りあげて議長声明につなげたことは、日本企業に対するメッセージになったばかりでなく、アジア各国や国際社会に対する日本の貢献として位置づけられてよいと思う。

4. メディアの反応

私の実感ではマスメディアのとりあげ方は前回 TICAD IV よりは少なかった。日本経済界のアフリカに対する関心が再興していた前回は、ほぼすべての主要メディアがアフリカ特集を組んだが、今回現地取材をおこなったのは数社にかぎられた。そのなかでは、アルジェリア人質事件から一貫してアフリカ取材を繰り返してきた NHK の取り組みが光っていた。

前回と今回の TICAD 関連報道で日本社会におけるアフリカ理解は格段に進歩したように思うが、それを牽引した最大の要因は中国だろう。中国のアフリカ攻勢の実態を知りたいという情報需要と、それを脅威と感ずる心情が、アフリカに対する関心度をいっきに高めたのである。「中国はアフリカで嫌われているのではないか？」という質問を繰り返し浴びた。嫌中感情を下絵にした図式で「日本の逆襲」を演出したいというドグマから、メディアは解放されてほしいものだ。アフリカで成功している日本企業はとっくにそのような先入主を廃して、もっと戦略的にアフリカビジネスをとらえている。

全体を通じて、日本経済再生にかける安倍政権の強い思いを感じた。その政策意思がアフリカ



政策にちゃんと反映されていた。こういう地に足の着いた外交政策でなければ外国との堅い関係は築けないものである。安定政権のような自信すら感じられた。

印象に残ったのは安倍総理のスピーチである。英語に訳すととてもクリアで、アピール力のあるものだった。日本の政治家からこういうスピーチを聞いたことは嬉しかった。

(ひらの・かつみ／アジア経済研究所)



特集

TICAD Vをどう見たか

時事解説

開催都市・横浜の取り組み

——T I C A D開催地問題について考える——

(Special Feature: TICAD V)
How Yokohama City held TICAD V:
An Implication to the Issue of Venue

望月 克哉

MOCHIZUKI, Katsuya

はじめに

本稿では2度目の開催地となった横浜市での、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）をめぐる取り組みを紹介しながら、この会議と開催都市、すなわち行政と市民の関わり方について考えてみたい。まず横浜市が行った広報活動等による一般市民への働きかけにふれたのち、同市の取り組みの体制と具体例を紹介し、とくに「女性の地位向上」をめぐるサイド・イベントの背景を掘り下げてみる。それらを通じて、TICAD プロセスへの市民参加のあり方について、また今回の会議で焦点の1つとなったアフリカ開催の問題にも示唆が得られると思うからである。

1. 市民へのアウトリーチ

2013年5月に入り、横浜市営バスのフロントフェースには小ぶりながら色鮮やかな TICAD V を予告するバナーが張られるようになった。そのサイズゆえに人びとの目にはとまりにくかったかもしれないが、市民への啓発効果も小さくなかったはずである。折りしも「横浜アフリカ月間」がスタートしており、市営地下鉄でもアフリカのデザインを施した車両が運行されていた。あざみ野駅と湘南台駅を結ぶ「ブルーライン」に導入された1編成は「アフリカ号」と名づけられ、6両の車両それぞれが異なる気候帯をテーマにして、車内側面や中吊りの広告スペース、そしてドアや窓にも色鮮やかなアフリカの光景や物産、人びとのイメージが掲げられていた。

市営地下鉄の取り組みとしてもうひとつ忘れてはならないのが「一駅一国運動」である。こち

らは前回の TICAD IV でも行われた企画で、今回は「地下鉄に乗ってアフリカ一周気分を味わおう！」をキャッチフレーズにして、趣向を凝らした「アフリカ・トラベル・スタンプラリー」も併催された。40 ある駅のそれぞれに、1 国もしくは複数国を紹介したパネルが展示され、あわせてスタンプ台が置かれた。ちなみにスタンプを集めた御褒美は、アフリカ 54 カ国の国旗をあしらったクリア・ファイルだったそうである。

この「一〇一国運動」は、決して横浜市交通局だけの取り組みではない。その一つが日本郵便、ゆうちょ銀行とのコラボレーション企画として展開された「一局一国運動」である。「一駅一国運動」と同様、参加店舗には対象国を紹介するパネル等が展示され、これと並行して郵便集配車両による TICAD V と関連キャンペーンの PR も行われた。赤い車両にはロゴマークとともに、国連世界食糧計画（WFP）と協同でアフリカの学校給食を支援するキャンペーン「レッドカップ for アフリカ」のラベルが貼られ、ゆうちょ銀行ではボランティア貯金のキャンペーンも行われた。横浜市が日韓サッカー・ワールドカップや TICAD IV で培ってきた「一駅一国運動」のモデルが、ここでも生かされたと言えるだろう。

一連の市民に対するアウトリーチ「運動」の中で、とくに注目されたのが 2012 年 10 月からスタートした「一校一国運動」である。前回の TICAD IV の際の実施対象は 55 校の市立小学校のみであったが、今回はそれが 59 校に増え、さらに市立中学校 8 校も加わった。在京アフリカ大使館やその関係者の支援を受けて対象国の理解を増進するというスタンスは変わらぬものの、交流の幅はさらに広がり、対象国との直接交流に踏み出す動きもでてきた。年若い世代がアフリカ人と直接にふれあい、交流やイベントにも参加したことは、今後の市民レベルの交流、さらには次回会合における市民参加にも大いなる期待を抱かせるものであった。

2. 横浜市のイニシアティブ

開催都市としての横浜市の取り組みは、すでに 2012 年から本格化していた。同年 5 月に神奈川県内の 50 以上の団体が参加して TICAD V 支援のために「横浜開催推進協議会」が設立され、次いで 7 月には副市長をトップとして市役所の各局を横断する「横浜市開催推進本部」が発足している。後者の中には「イベント・市民交流」「国際貢献」のほか「ビジネス交流」「女性の地位向上」など 8 つのワーキング・グループが置かれ、それぞれ具体的な取り組みが進められてきた。

その先陣を切ったと言えるのは、やはり「イベント・市民交流」であろう。2012 年 6 月 1 日、恒例の横浜開港祭にあわせて横浜市文化観光局による「キックオフ・ウィーク」がスタートした。会場にはアフリカとの交流のためのブースが設けられ、夕刻には市長も参加して「横浜開催 1 年前セレモニー」が執り行なわれた。翌週半ばからは会場を JICA 横浜に移して、セミナーや映画上映会、音楽イベントなども開催され、いずれも無料で市民に開放された。以後も頻りに市内各所でさまざまなイベントが催され、広報媒体の関係もありもっぱら横浜市民が対象にはなったものの、アフリカ人やその文化にふれる機会が提供されたのである。

「国際貢献」として早い時期から検討されてきたのは、港湾、水道、野生生物保全といった分



野における技術協力であった。いずれも JICA との連携によるアフリカからの研修員受入れ事業が中核となっていたが、港湾都市としての強みを生かし、また自然豊かな市域をアピールする機会にもなったと言えよう。隣接する神奈川県にも水源涵養林を有する水道事業では、2012 年 10 月から TICAD V 支援のためのペットボトル「はまっ子どうし The Water」を発売、TICAD V 会場での公式テーブル・ウォーターとされたほか、その売り上げの一部をアフリカの水環境改善に活用するためのキャンペーンが展開された。これは「レッドカップ for アフリカ」とともに、市民が直接アフリカを応援するキャンペーン「ヨコハマ for アフリカ」に位置づけられている。

横浜市による民間への働きかけという点では、TICAD V のプロセスでも展開されてきた「ビジネス交流」にもふれておかねばなるまい。上述した「横浜開催推進協議会」には企業団体も名を連ねており、ビジネス面でのアフリカとの交流が模索されてきた。TICAD V にあわせて開催されたアフリカン・フェスタ 2013 にも横浜市の企業 13 社が出展しており、アフリカで事業展開している大手企業に比べれば規模こそ小さいながらも、地元企業らしいアピールが行われていた。TICAD V の準備プロセスで強調された Win-Win な関係構築、そして日本企業による BOP ビジネスの実現には、こうした地道な取り組みによる裾野の拡大こそがカギになるであろう。

3. 厚みを増したサイド・イベント

ビジネスとの関わりで、もうひとつ注目したのが、横浜市が中心になって推進してきた「女性の地位向上」に関するイベントであった。5 月 31 日にはマラウイのジョイス・バンダ大統領を招いた「女性の活躍と経済成長」シンポジウム、6 月 2 日には TICAD V テーマ別会合「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを通じたアフリカ開発の推進」が開催されている。焦点となったのは女性企業家とその支援であり、双方に出席した林文字横浜市長は、アフリカ開発に女性が大きく貢献することを確信し、アフリカの女性企業家のエンパワーメントに取り組むとも述べている。

横浜市は女性企業家支援における先進自治体のひとつと言え、女性の活躍による経済活性化を同市の成長戦略に掲げて、2011 年度からは女性企業家のための総合的な支援事業をスタートさせている。同年度予算で女性の中小企業診断士による「女性企業化支援チーム」を結成して相談窓口を設置するとともに、女性企業家支援資金として 2 億円の融資枠を設定、さらにシェア・オフィス「F-SUS (Female Start Up Support) よこはま」も創設した。女性の社会進出を促進するためのインフラ整備と言ってよいだろう。

これらを生かした具体的な取り組みが TICAD V に向けて打ち出された。JICA と協力してアフリカの女性企業家やこれを支援する行政職員を招聘し、シェア・オフィス「F-SUS よこはま」ほか支援事業を視察するとともに、日本の女性企業家との意見交換の機会をもつことになっている。林市長は 1 回の招聘で 6~8 カ国から 15 人程度のアフリカ人女性を受け入れると表明しており、早ければ 2013 年秋にも第 1 回目の招聘事業が実施されることになる。

こうした取り組みは、2010 年に開催されたアジア太平洋経済協力会議 (APEC) の女性企業家



サミットにもさかのぼることができる。そこで女性企業家が交流するための仕組みづくりやネットワーキングを課題とした横浜市は、まず地元の女性を支援する制度やスキームを整備し、それらのインフラやリソースを生かす取り組みを提案したのである。こうした素地があったことによって TICAD V のサイド・イベントは厚みを増し、横浜市も開催都市としての存在感をアピールすることができたのである。

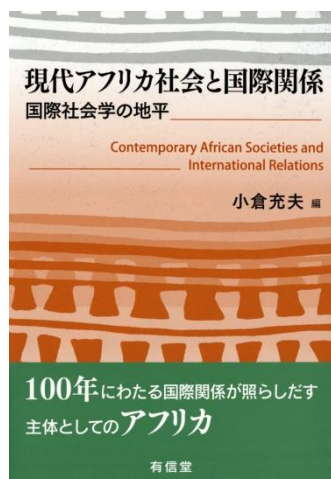
4. むすびにかえて～開催都市と市民に求められるもの～

「誰のための TICAD なのか?」。これは TICAD V の開催を捉えて、6月1日に横浜市従業員労働組合の施設である市従会館で開かれたシンポジウムのタイトルである。その趣旨が今回の会議に賛同するものとは言えず、そのあり方にも異議を申し立てていることは、「グローバリゼーションのなかで搾取と排除に抵抗するアフリカとアジアの人々」というサブ・タイトルやアピール文、そしてシンポジウム後のデモンストレーションに象徴されている。いまやプレッジング会合の様相を強めつつある TICAD につきまとうグローバリゼーションの影が指摘された背景には、横浜で開催された 2010 年の APEC、そして 2012 年の IMF・世銀総会も影響しているであろう。シンポジウム参加者からは上述してきた横浜市の取り組みに対しても、トップ・ダウンの施策やそれらへの市民の動員などに批判的な見解が示された。しかしながら、それら異議申し立ては横浜市民ならではのものとも言え、決して受け入れがたいものばかりではない。

むしろ筆者としては、このシンポジウムの問い掛けを重要なものと考えており、開催都市において、こうした問題提起がなされるのは健全なことであるとさえ思う。なぜなら、こうした問い掛けこそが、「アフリカ開発は誰のものか?」「どのようにアフリカを開発するのか?」といった本質的な問いを引き出すものだからである。いかなる市民も排除されることなく、参加の機会と場を得られること。そして、なにより自由な発言が保証されること。第 6 回アフリカ開発会議 (TICAD VI) の開催地にふさわしいのは、そうした条件が確保される国であり、都市であらねばならないと筆者は考えている。

(もちづき・かつや／東洋英和女学院大学)





現代アフリカ社会と国際関係 ——国際社会学の地平——

小倉 充夫 編

東京 有信堂高文社 2012年 iv+237p.

本書は、今年3月の定年退職まで、長年にわたり津田塾大学で教鞭を執ってきた編者と、その教え子にあたる4名のアフリカ研究者による論文集である。

本書を貫くのが、「社会の諸問題を国際的關係性の下で捉えること」を特徴とする「国際社会学」の視点である（p.8）。いかなる地域の分析にも有効なフレームワークだが、とりわけアフリカには「近現代世界の矛盾が集約して現れ」（p.4）ているがゆえに、特定の国を研究対象とする場合でも、視野を一国に限定せず、国際的な関係性や地域の重層性を踏まえることが重視される。さらに、ここでの国際的な関係性とは、同時代的なものだけではなく、国際関係の歴史的展開のなかに現在のアフリカの諸問題を位置づけることをも意味している。アフリカを国際関係のなかで翻弄される客体としてばかりでなく、「世界の構造を問い直す力」（p.231）をもつ主体として捉えることも大きな特徴であり、本書のメッセージでもある。

編者の小倉充夫は、序章のほか、ジンバブウェの土地問題を植民地解放闘争の延長線上に捉えなおす「植民地支配と現代の暴力」（第3章）、ザンビアを主に取り上げた「変化する都市住民の特徴と青年層」（第6章）、「多民族国家における言語・民族集団と国民形成」（第7章）を執筆している。その他の各章の概要は以下の通りである。第1章「民族の分断と地域再編」（眞城百華）では、エチオピアとエリトリアの領域に居住地域を分断されているティグライが、国際政治の力学のなかでどのような路線を選び取ってきたかが描かれている。第2章「『解放の時代』におけるナショナリズムと国民国家の課題」（船田クラーク・セイヤカ）は、ルワンダのジェノサイドの源流ともいえる1950～60年代のナショナリズムの諸相を描いている。第4章「国家・社会と移民労働者」（網中昭世）は、南アフリカの鉱山で働く移民労働者について、その出身社会の違いにより利害が異なり、団結が困難となってきたことを論じている。第5章「南アフリカにおける女性と市民権」（モニカ・セハス）は、人種とジェンダーの二重に差別されてきた南アフリカ女性の権利獲得のための闘いの軌跡を追っている。取り上げる国や時代が異なりつつも、各論文とも、アクチュアルな問題に綿密な歴史分析から切り込む点で共通している。全編を通して、問題意識の重厚さに強く印象付けられる。

牧野 久美子（まきの・くみこ／アジア経済研究所）





世界史史料 1 1 二〇世紀の世界II ——第二次世界大戦後 冷戦と開発——

歴史学研究会 編

東京 岩波書店 2012年 xxi+406+11p.

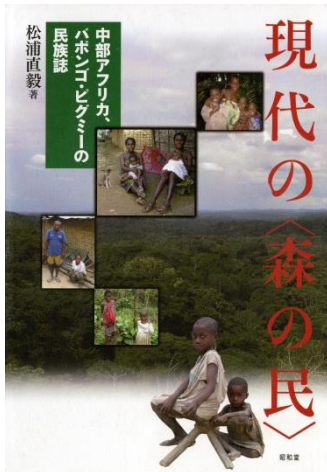
第2次世界大戦の終結から現在までの世界史を主要な宣言・書簡や回顧録などの史料でたどった本書は、実はアフリカ関係史料の宝庫である。題名にこそアフリカの文字はないものの、本書に収録された史料235点のうち、直接アフリカに関連するものだけで30点近くにのぼる。原史料の出所は「定評ある資料集から未刊行の文書館史料まで多岐にわたる」(p.vii)。多様な言語で書かれたそれらを各分野の専門家が担当者となって新たに日本語に訳出し、さらに解説を加える体裁で統一がとられており、学術的な精緻さと読みやすさ・分かりやすさを併せ持つ仕上がりになっているのが本書の特徴である。

アフリカ関連の史料がとくに集中しているのが、第3章第3節「アフリカの年」である。主なものだけで、パンアフリカ自由運動の発足、アフリカ統一機構の成立(いずれも川端正久。敬称略、以下同)、ザンジバル革命(富永智津子)、アフリカ民族会議の武装闘争(峯陽一)、コンゴ動乱とルムンバ暗殺(武内進一)、チャド民族解放戦線の結成とチャド内戦の勃発(坂井真紀子)と続き、「ジンバブウェ民族主義運動のチムレンガ(武力闘争)への方向転換」では永原陽子と並んで吉國恒雄による訳と解説を読むことができる。第3章には、ガーナの独立とンクルマの思想(川端正久)、南アフリカのパン・アフリカニズム、ステューブ・ビコの黒人意識の思想(いずれも峯陽一)も収められている。その他、第1章「戦後世界体制の成立」では仏領西アフリカ(真島一郎)とケニア植民地(津田)が紹介され、第4章では、ビアフラ戦争(望月克哉)、西サハラ問題(高林敏之)、エチオピアの飢饉(栗本英世)、アパルトヘイト体制下の生活、南アフリカにおけるソウェト蜂起(いずれも峯陽一)と続く。

この中で、たとえば「エチオピアの飢饉」では、復興を担当したエチオピアの官僚がアメリカに亡命した後で書いた記録『赤い涙』が取り上げられる。また「アパルトヘイト体制下の生活」でいきいきと訳出されるのは、ある南ア人青年のナラティブ(語り)である。読者が歴史学の地平の広がりにも自然と触れることができる仕上がりである。本書は、様々な史料への専門家による平易な日本語訳と解説で全編が構成された、優れた読み物集にもなっている。アフリカニストはもちろんのこと、広く手にとっていただきたい1冊である。

津田 みわ(つだ・みわ/アジア経済研究所)





現代の〈森の民〉

—中部アフリカ、バボンゴ・ピグミーの民族誌—

松浦 直毅 著

京都 昭和堂 2012年 xi+244+ivp.

本書は、著者が2002年よりフィールド調査を行ってきた中部アフリカ・ガボンのバボンゴ・ピグミーに関する民族誌である。2008年に京都大学大学院理学研究科に提出された博士学位論文に大幅な加筆・修正を加えたものである。

バボンゴ・ピグミーは、他地域のピグミーとは異なり、定住化が進む中で周辺の民族と比較的対等な社会的地位を獲得している。本書は、それを可能としている要因について、経済的、社会的そして文化的側面から分析を進めている。

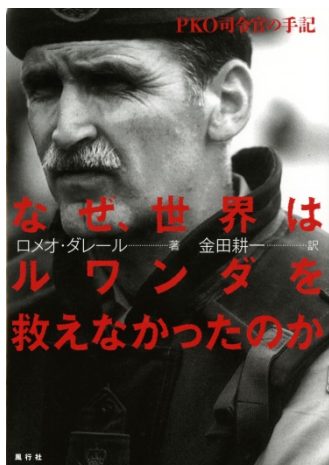
本書の特徴として、調査過程における著者の思考を率直に語っている点が挙げられる。著者が意図したものなのかはわからないが、ストレートな心情の吐露は本書に独特の「軽さ」をもたらしている。文化人類学を専門としていない読者にも読み進めやすい本である。

本書は、終章を入れて7章で構成されているが、大きな流れとして3つに分けることができる。まず、バボンゴの定住生活の実態が明らかにされ、次に近隣の農耕民とどのような関係を構築しているのかが分析される。そして最後に、どのような歴史過程を経てバボンゴ社会が現在の形へと変容してきたのかが検討されている。

もっとも多くのスペースが割かれているのが、二番目の近隣の農耕民との関係構築に関する分析である。先行研究では、ピグミーが狩猟採集活動から農耕へと生業の軸足を移していく過程で、農耕民によるピグミーへの差別が強まる傾向にあることが指摘されてきた。しかし、バボンゴの場合は、頻繁な交流を通して近隣の農耕民と友好的な経済的・社会的紐帯を形成することで、差別の拡大ではなく、より対等に近い関係を築いている。本書は、その要因について、経済的關係だけでなく、社会制度や言語の共有、彼ら独特の儀礼のもつ政治的・社会的権威など、さまざまな側面から検討している。特に、バボンゴと周辺民族との間の文化的、社会的そして政治的な関係性の構築において、儀礼が大きな役割を果たしていることが明らかになる第5章は非常に興味深い。ピグミーの文化人類学的研究において、一つの重要な参照枠となる研究である。

児玉 由佳（こだま・ゆか／アジア経済研究所）





なぜ、世界はルワンダを救えなかったのか ——PKO 司令官の手記——

ロメオ・ダレール 著

金田耕一訳 東京 風行社 2012年 xviii+510p.

本書は、1993年に活動を開始した国連平和維持活動（国連PKO）である、国連ルワンダ支援団（UNAMIR）の司令官による手記である。第2次大戦に従軍した父に憧れて軍人を志し、カナダ陸軍でマイノリティ（フランス語系カナダ人）ゆえの不利な立場と闘いながらキャリアを積み上げてきた著者は、ある日、上官からの一本の電話で、ルワンダでの任務を命じられる。不偏中立の監視部隊に徹する古典的な平和維持任務は最早有効でないと感じながらも、司令官になるという軍人としての喜びに胸を膨らませ、彼はルワンダに着任する。しかし、そこで彼が直面したのは、和平協定がまったく尊重されず、紛争当事者間の緊張が激化していく状況に、お粗末な体制の部隊で対処しなければならない現実であった。

車両・装備の調達はままならず、ただでさえ少ない隊員の多くは十分に訓練されていない。隊員用の食糧や医薬品も事欠くなか、大虐殺発生とともに保護を求める人びとが押し寄せる。紛争当事者双方から執拗に攻撃を受けるが、国連憲章第6章に基づく部隊として武力行使は堅く制約されており、反撃できない。危険をおして救出に駆けつけると、保護されるべき人物は命を落としている。救えなかった事実が日々積み上がり、神経をすり減らす。UNAMIRは、ルワンダ大虐殺（1994年4～6月）時に駐留していながら、虐殺を止める手立てを持たず、結果的に「傍観」した国連PKOとして語られることが多い。この「傍観」が、どれだけの軋轢と苦悩をうちに秘めたものだったのかが、本書では克明に描かれている。

冷戦終結直後の1990年代前半に、アフリカでは、国連やアフリカ域外の主要国が中心となって、軍事要員を使った紛争解決が試みられはじめた。UNAMIRはその試みのひとつであり、「国際の平和と安全」に積極的な役割を果たそうとする当時の国連の方向性と、これに対する一定の国際的支持の産物として実現した。しかし同時に、UNAMIRは、同時期にソマリアで行われた国連・アメリカなどによる軍事介入の失敗を受け、現地情勢への介入を極力さけるべしとの国連首脳の慎重姿勢を忠実に守られたうえ、優れた軍事的能力を持つ大国からの直接の支援も得られなかった。UNAMIRの「傍観」の本質は、ほかでもなく、このような矛盾に満ちた当時の国際政治にこそある。本書は、ひとりの人間の姿をとおして、この矛盾そのものを描きだしているのである。

佐藤 章（さとう・あきら／アジア経済研究所）





アジアで出会ったアフリカ人 ——タンザニア人交易人の移動とコミュニティ——

栗田 和明 著

京都 昭和堂 2011年 xi+249+vi p.

しばしば東アフリカの空港で大きな段ボールや荷物を受け取る乗客を見かけることがある。荷物少なく身軽な旅行を旨とする者としては、その荷の多さに首を傾げることが多かったが、本書がその理由を説明してくれた。彼らの多くが観光客でなく、実は商品^{こうえきにん}を仕入れて帰ってきた交易人たちだったようだ。

本書はタンザニア人交易人を徹底的に調査し、彼らの商活動や交易ネットワークを実に詳細に描き出している。本書が調査に用いる手法はインフォーマントからの聞き取りである。

I部では香港、広州、バンコクといったアジアの諸都市で、衣料品、靴、鞆、携帯電話、中古自動車、化粧品などの買い付けを行うタンザニア人交易人たち、さらにこれらの地域に定住するタンザニア人たちと交易人たちが作り上げているタンザニア人コミュニティの様子を描く。多くの交易人の滞在期間は5日～1週間、長くても2週間。買い付け資金は大抵現金で持参し、出入国管理上は観光客として扱われる。中には買い付けた商品を海上輸送用のコンテナを利用せずに、交易人自身が乗る航空機で運ぶものもいる。交易人たちはアジアとアフリカの小売値の価格差を利用して儲けを得る。買い付け価格の2～3倍の値段で販売すれば、航空旅費、滞在費、貨物輸送費、関税などの必要経費を吸収できるという。

II部では、交易人たちの活動を通してアジアで買い付けられた商品が、タンザニアのダルエスサラームを結節点とし、遠距離をさらに移動して隣国ザンビアやマラウイの首都にあるマーケットへと、あるいは、やや小規模な形でその他の小売用商品とともに国境付近の地域やタンザニア国内の地方へと流通していく様子が描かれる。

こうしたタンザニア人交易人が行う交易は、国際的な交易であれ国内交易であれ、交易人個人が自ら移動し、自らの資金と責任で買い付けと販売を行い、経営も家族・親族形態が多いというインフォーマルな形態を取っている。実はこうした移動は決してタンザニアだけの話ではない。近年は、他のアフリカ諸国からアジアに向かう人々も増えており、逆の流れでアフリカ諸国に向かう中国人交易人も増えている。著者によればこうした動きは「地球規模の人々の動きの一端にすぎない」が、人々の移動の詳細は政府の公式文書や統計データからは見えてこない。その意味で本書は、交易人たちのライフヒストリーを通して人の移動の実像にせまる好著である。

岸 真由美(きし・まゆみ/アジア経済研究所)





謎の独立国家ソマリランド ——そして海賊国家プントランドと戦国南部ソマリア——

高野 秀行 著

東京 本の雑誌社 2013年 509p.

ソマリランドの現状をどう評価するかは、アフリカ研究のみならず、平和構築や紛争解決においてもきわめて重要な課題である。周知のようにソマリアでは、1991年にシアド・バーレ政権が崩壊して以来、事実上の無政府状態が続いている。その一方で、分離独立を宣言した北部の旧英領ソマリランド地域では平和が保たれ、競争的な選挙による政権交代まで起きている。破綻した国家の内側に安定した民主主義国家が存在するというのは、どういうことなのか。興味をそそられるものの、信頼できる情報は乏しく、何ともよくわからないままだった。

本書は、質の高い現地ルポである。ソマリランドに足を踏み入れたジャーナリストは決して少なくないが、筆者のように文献調査を含めたりサーチを行い、南部ソマリアやプントランドも訪問したうえで、その現状を評価した人は日本で初めてである。こうした書物が日本語で読めるのは、大変有り難いことだ。

どうなっているのか理解したい、それを他人にわかるように伝えたい、という筆者の姿勢には大いに共感する。「ラピュタ」、「リアル北斗の拳」、「イサック奥州藤原氏」、「義経系ハバル・ギディル」といった表現にも、奇をてらうというより、とにかく読者に理解してもらいたいという筆者の強い意志を感じる。実際、長くて似たようなソマリア人の名前や氏族名は、そのままではさっぱり頭に入らないのだ。このあたりの自由さは、ジャーナリストの特権である。

本書は、ソマリランドおよびソマリア全域の戦争と平和について、重要な情報をいくつも与えてくれる。氏族システムが民主主義とどのように組み合わせられているか、武装解除がどうやって可能になり、どこに限界があるのか、海賊とはどのようなビジネスなのか、南部の戦争と北部の平和が国際社会とどう結びついているのか、等々、読者は何度も目から鱗が落ちる思いをするだろう。氏族システムの伝統（本書でかなり詳細に説明される）と主権国家になりたいという渴望がソマリランドの平和を支えているという筆者の主張は、総じて説得的である。

最後にもう一つ。本書を読みつつ、久しぶりに「わくわく感」を味わった。戦争や平和の問題を扱いながら、アフリカはおもしろい、わくわくするところだというメッセージを伝えるのは簡単ではない。本書はきっちりそれに成功している。

武内 進一（たけうち・しんいち／アジア経済研究所）



Risk and Reciprocity over the Mobile Phone Network

— Evidence from Rwanda —

Joshua Blumenstock, Nathan Eagle, Marcel Fafchamps

CSAE Working Paper, WPS/2011-19, Oxford University, 2011

昨今注目される「ビッグデータ」を利用した研究である。アフリカ発祥の携帯電話クレジットを利用した送金サービスは、出稼ぎ先から家族への送金ばかりでなく、互助のネットワークに使われる可能性が容易に考えうる。この論文では、ルワンダの携帯電話会社の通信記録をもとに、2008年にキブ湖で起きた地震の際に、送金サービスが被災者の支援に利用されたかどうかを分析している。送金サービスによるリスクシェアリングについては、少数ながら他にも研究があるが、この論文は、ほぼ独占状態にあった携帯電話会社の全記録を利用していることと、地震という予期できないショックを対象とすることでショックと送金の因果関係が観察しやすいという点に強みがある。

膨大な通信記録を分析した結果、地震発生当日に被災地にいた利用者は、被災を理由に普段より多くの送金を受け取っていることが明らかになっている。その金額は、平均して一人あたり9.5ルワンダ・フランであり、被災した2地域では合計2万8000フランあまり（約56ドル）の送金があった。金額が非常に小さいことに驚くが、当時は送金サービスの利用者が少なかったことが背景にあり、ごく単純な推定であるが、2011年に同様の地震が生じれば、22万～30万ドルの送金になっていたとしている。興味深い点として、所得が多い（と推定される）被災者ほど多くの送金を受け取っており、また、地震以前に多くの送金をしていた被災者は、地震後に多くの送金をその相手から受け取っている。

大量かつ正確な情報にもとづいて、個人の行動の実態が全国的にカバーできる点に、他の情報ソースではなしえないビッグデータの強みがある。統計データの不足しているアフリカでは、特に重要な情報となろう。他方で、利用者の性別、所得、職業など属性に関する情報は乏しいため、送り手と受け手の関係といった重要な情報が抜け落ちており、本論文ではネットワークの実態がイメージできない。大量の情報をどのように研究に利用できるか、今後の展開が注目される。

福西 隆弘（ふくにし・たかひろ／アジア経済研究所）





論
考

南アフリカにおける農場労働者の ストライキをめぐる一考察

A Thought on Farmworker Strikes in the Western Cape, South Africa

佐藤 千鶴子

SATO, Chizuko

要 約 :

2012年11月～2013年1月、南アフリカ共和国西ケープ州の20を超える農場地帯においてストライキが発生した。幾人かの識者が「歴史的」と表現した同ストライキは大きな注目を集め、農場労働者の賃金や待遇をめぐる問題の重要性を改めて喚起した。ストライキを収束させるため、政府は農場労働者に対する法定最低賃金の見直しを約束し、2013年3月1日には農場労働者の最低賃金が日給105ランドに改定された。農場労働者が要求していた日給150ランドには及ばなかったものの、それまでの最低賃金を50%以上も上回る大幅な上昇改定であった。

本稿はこのストライキについて3つの観点から考察を加える。第一に、ぶどう生産地デドゥランズ(De Doorns)を震源地として起こったストライキの発生から収束までの経緯を整理する。第二に、農業部門における雇用環境の変化を見ることを通じて、農場労働者のストライキがなぜ起こったのか、その背景要因を探る。第三に、「自然発生的」と報道されたストライキが実際にはローカルな農場労働者の自治組織によって主導されていたことを確認したうえで、ストライキと賃金をめぐる交渉に外部の支援組織が介入するようになった結果、労働者の主体性にどのような変化が生じたのかについて考察する。

キーワード : 南アフリカ 西ケープ州 農場労働者 ストライキ 最低賃金

はじめに

2012年11月、南アフリカ共和国西ケープ州デドゥランズ（De Doorns）において農場労働者のストライキが発生した。農場労働者によるストライキは、西ケープ州内の20を超える農場地帯へと広がり、幾度か中断しつつも翌年1月末まで続いた。南アフリカでは、賃上げを求める労働者が団体交渉の手段としてストライキに訴えることは決して珍しいことではない。しかしながら、①労働組合による組織化率が非常に低い農場労働者が団体行動を起こすことは稀であること、②ストライキが、果物の収穫期という西ケープ州内の多くの農場がもっとも労働力を必要とする時期に発生したこと、③同年8月に起こったマリカナ鉱山での鉱山労働者によるストライキとそれに対する警察による暴力的鎮圧という悲劇的な結末¹が記憶に新しい最中で発生したことなどの理由により、このストライキは大きな注目を集め、政府は迅速な対応を迫られることになった。

ティナ・ジョエマツ＝ピーターソン（Tina Joemat-Pettersson）農業大臣を含む幾人かの識者が「歴史的」と表現したこのストライキの背景と意義を理解するため、本稿ではまず第1節において、2012年11月以降の新聞報道などをもとに西ケープ州の農場労働者によるストライキについて発生から収束までの経緯を整理する。第2節では、ストライキの背景として、農業部門におけるフルタイム雇用の減少と季節雇用の増加といった民主化以降の農場労働者を取り巻く雇用環境の変化を考察する。第3節では、ストライキを収束させるために政府が採用した方策（農場労働者の法定最低賃金の大幅な上昇改定）について検討する。最後に第4節では、農場労働者の組織化をめぐり問題について考察を加える。

1. 農場労働者によるストライキの経緯

西ケープ州の農場労働者によるストライキの震源地となったデドゥランズは、ケープタウンから北に伸びる国道1号線沿いにおよそ150キロメートルのところに位置する。ヘックスリバー・バレー（Hex River Valley）として知られるこの地域は生食用ぶどう（以下、ぶどう）栽培の中心地のひとつであり、国内のぶどう生産量の3分の1を担っている。栽培されるぶどうの9割近くはヨーロッパを中心とする国外へ輸出される [SATI 2012, 22]。

ヘックスリバー・バレー生食用ぶどう協会の会長によれば、同地域で雇用されている農場労働者は1万6000人ほどである。このうち主に農場に居住する常勤の労働者は5000人ほどで、残りはトウズリバー（Touws River）やウースター（Worcester）といった近郊の町やデドゥランズにある2つの非正規居住区²に住み、ぶどうの収穫準備が始まる9月から収穫の終わる4月まで雇用さ

¹ 2012年8月16日、警察の発砲によりマリカナ鉱山で34名のストライキ参加者が死亡し、多数の負傷者が出た。加えて発砲事件前後には、鉱山の警備員や警察官、労組の専従職員などおよそ10名が殺害された。現在、ズマ大統領が設置したマリカナ調査委員会（通称ファラム<Faram>調査委員会）により、発砲事件へといたる過程についての調査が行われている。

² 非正規居住区とは、公的機関によって正式に認められていない居住区のこと、タウンシップ（旧都市黒人居住区）の周縁部や自治体所有地、私有地に人々が流入し、鉄板などを利用して掘立小屋を建てて住みつくことに



れる季節労働者である。非正規居住区の住人には、東ケープ州、ジンバブウェ³、レソトからの移民労働者が多数含まれる [Donnelly 2013a]。

(1) デドゥランズにおけるストライキの開始と要求

デドゥランズの農場においてストライキが始まったのは、マリカナ事件直後の 2012 年 8 月末とされているが、この時点ではストライキは一部の農場に限定され、参加者も限られていた [Christie 2012]。それに対して、デドゥランズで農場労働者による抗議行動が可視化したのは 2012 年 11 月 5 日、国道 1 号線でデモが行われた際である。国道 1 号線はトウズリバーとデドゥランズ間で閉鎖され、道路上ではタイヤが燃やされた。翌日には抗議の参加者が警察発表で推定 8000 人に増加した [Sapa 2012a]。農場主の目撃談によれば、抗議者は、行進しながら道路脇のぶどう畑や牧草地に火を放ち、消火を試みる農場主に対しては投石が行われた。これに対して農場主は、ぶどう畑の被害を最小限に抑えるため、ヘリコプターでデモ隊の行進を追跡し、消火活動を行った [Underhill 2012]。

ストライキの原因については、当初、意見が分かれていた。警察は賃金を巡る争いであるとしたのに対し、西ケープ州の与党である民主同盟 (Democratic Alliance: DA) と西ケープ州農業大臣は政治的な動機に基づいた行動であり、特にアフリカ民族会議 (African National Congress: ANC) の地元の指導者が西ケープ州の治安を悪化させるために暴力行為を扇動している、と非難した。西ケープ州は南アフリカにある 9 つの州のうち唯一 ANC が州政府の実権を掌握していない州であり、何かにつけ政党政治が引き合いに出されることが多い。だが、抗議行動が始まって 1 週間後には、農場労働者の要求が、最低賃金を日給 69 ランド⁴から 150 ランドに引き上げることにあることが明らかになった [Sapa 2012b]。

デドゥランズで始まったストライキは、1 週間と経たないうちに西ケープ州内の 16 の町へと拡大し⁵、警察との衝突によりウォズレイ (Wolseley) で 1 名の死者と 6 名のけが人が出た。一部の町では抗議行動が過激さと暴力性を持っていた。西ケープ州の農場主団体 (Agri Wes-Cape) は、果物の梱包小屋の破壊行為、畑への放火、農作物の損害などを報告している [Sapa 2012c]。抗議行動が複数の町に広がったことで、ヘレン・ジラ (Helen Zille) 西ケープ州知事は、治安維持のため

よって形成される。デドゥランズの非正規居住区はストフランド (Stofland)、サンドヒルズ (Sandhills) として知られ、いずれも国道 1 号線沿いにある。

³ デドゥランズは、2009 年 11 月にジンバブウェ人に対する暴力的な排斥事件が起こった町である。このときには推定 2500~3000 のジンバブウェ人が暴力から逃れるために避難を余儀なくされた [Misago 2009]。現在でもデドゥランズには多数のジンバブウェ人が住んでいる模様だが、その一部は繁忙期に農場から農場へと移動を繰り返す非定住型の移民労働者であると考えられている [Theron 2012]。今回のストライキにジンバブウェ人やレソト人の移民労働者がどのようにかかわっていたのかについては現時点では不明である。

⁴ 1 ランドは約 11 円 (2013 年 5 月 24 日現在)。

⁵ 最終的には州内のおよそ 25 の町に抗議行動が広がったとされる [Ntshebeza 2013]。新聞報道や NGO のウェブサイトでは抗議行動が拡散した場所として地名が確認できたのは、デドゥランズのほかに、アシュトン (Ashton)、ボニーバイル (Bonnievale)、ブルドクラール (Broodkraal)、セリーズ (Ceres)、シトラスダル (Citrusdal)、クランウィリアム (Clanwilliam)、フランシューク (Franschhoek)、フラボウ (Grabouw)、モンタギュ (Montagu)、パール (Paarl)、ピケットバーグ (Piketberg)、ポルタビル (Porterville)、プリンス・アルフレッド・ハムレット (Prince Alfred Hamlet)、リービーク・カスティール (Riebeek Kasteel)、ローソンビル (Rawsonville)、ロバートソン (Robertson)、サロン (Saron)、サイモンズディウム (Simonsdium)、サマセット・ウェスト (Somerset West)、スウェレンダム (Swellendam)、トウズリバー、フィリエズドルブ (Villiersdorp)、ウェリントン (Wellington)、ウォズレイ (Wolseley)、ウースター (エイビアンパーク<Avian Park>地区を含む)。



めに軍隊の出動をズマ大統領に要請したが、大統領府はこの要請を受け入れなかった[Parker 2012; Sapa 2012e]。

(2) 賃金を巡る交渉の開始とストライキの一時停止

マリカナ鉱山の悲劇が繰り返されることを恐れ、かつ抗議行動が複数の町に広がったことで事態を重く見た中央政府は、11月14日、農場労働者の最低賃金の見直しに雇用条件委員会（Employment Conditions Commission）が着手することを条件に、ストライキを一時停止することを南アフリカ最大の労働組合連合団体である南アフリカ労働組合会議（Congress of South African Trade Unions: COSATU）に対して提案し、事態の収束を試みた[Etheridge 2012; Sapa 2012c; 2012d]。

デドゥランズで発生したストライキは、COSATU やその傘下にある食品関連労働者組合（Food and Allied Workers Union: FAWU）などの既存の労働組合によって主導されていたわけではなかった。そのため、このストライキは「自然発生的」なものであると報道されたが[Christie 2012]、第4節で詳述するように、実際には多くの季節労働者が住む非正規居住区において結成された農場労働者委員会というローカルな組織がストライキの発生にかかわっていた。さらに、抗議行動が西ケープ州内の複数の町に拡散する過程においては、同州の農場地帯でコミュニティに対する啓蒙活動や開発支援を行ってきた複数のNGOなどにより、ストライキをきっかけに11月半ばに結成された農場労働者連盟（Farm Workers' Coalition）というネットワーク組織が重要な役割を果たしていた[SPP 2013a; Wesso 2013]。

しかしながら、ストライキを収束するための交渉過程においてはCOSATU 西ケープ州支部とFAWU が重要な役割を果たすことになった。ストライキ発生後、COSATU 西ケープ州支部の首脳部は、農場労働者によるストライキを支持する声明を出し、デドゥランズに赴いて抗議者との対話を試み始めた。FAWU も各地でストライキの参加者と対話を開始し、逮捕された抗議者の釈放について警察との交渉にあたるようになった。COSATU と FAWU は、労働大臣による最低賃金見直しの提案を受けて抗議者を説得し、11月16日にはストライキが一時停止された。翌週には雇用条件委員会が最低賃金の改定に関する公聴会を開始した。同時に、ケープタウンでは、COSATU を含む労働者代表とアグリ南アフリカ（AgriSA）⁶を含む農場主代表の間で、調停・仲裁・裁定委員会（Commission for Conciliation, Mediation and Arbitration: CCMA）の後援のもと、賃金と労働条件について交渉が行われた。CCMA での交渉の目的は、労働者代表と雇用者代表が雇用条件委員会に対して共同提案を提出することにあつた[Sapa-AP 2012]⁷。

11月末、ミルドレッド・オリファント（Mildred Oliphant）労働大臣は、「雇用に関する基本条件法（Basic Conditions of Employment Act, Act 75 of 1997）」の規定により、最低賃金の改定は前回の改定（2012年3月）から12ヵ月後にしかできないため、ストライキの一時停止期限が切れる12月4日までに農場労働者の最低賃金の改定を行うことは不可能であると発表した[Sapa 2012e]。この発表を受けて、12月4日、西ケープ州のいくつかの町でストライキが再開されたものの[Sapa

⁶ AgriSA は南アフリカ最大の全国的な農場主団体であり、西ケープ州の農場主団体（Agri Wes-Cape）はその傘下にある。

⁷ だが、その後の報道および議会の委員会での労働省による説明を見る限り、共同提案の提出にはいたらなかったようである。



2012f]、翌5日にCOSATU西ケープ州支部書記長でありケープタウン市議会のANC所属議員でもあるトニー・エイレンライヒ (Tony Ehrenreich) が AgriSA との次のような合意を発表し、ストライキは再び中止された。合意内容は、①日給150ランドの賃上げ要求と農場主と労働者の間での利益分配スキームについて農場ごとに交渉を実施する、②労働者は仕事に戻り、任意の組合に加入する、③これらの組合が農場ごとに農場主と交渉をする、④1月9日までに合意が形成されない農場では労働者が再びストライキをする、というものであった [Sapa 2012g]。

(3) ストライキの再開から収束へ

年が明けた2013年1月9日、デドゥランズでストライキが再開された。再開したストライキは以前よりも暴力的なものとなり、道路ではタイヤが燃やされ、車両や警察への投石が行われた。ストライキ参加者のほとんどが季節労働者と見込まれ、*メイル・アンド・ガーディアン・オンライン (Mail and Guardian Online: MGO)* 紙の報道カメラマンの証言によれば、若者や子供が抗議者の最前線を占めるようになった。警察は国道1号線を再び閉鎖し、放水やゴム弾、催涙弾で応酬、少なくとも50人を拘束した [Parker and Bauer 2013; Harrison 2013; Sapa 2013a; 2013b; 2013c]。14日には警察のゴム弾により1名の抗議者が死亡した [Roelf 2013; Fogel 2013]。フラボウ (Grabouw) やウォーズレイでも抗議行動が報告されている。

デドゥランズを中心にストライキ参加者と警察の間の対立が激化する一方で、FAWU、COSATU、AgriSAの間では農場労働者の賃金を巡る交渉が続けられた。FAWUは、農場主が交渉を放棄、無視しているとして農場主を非難した。それに対して AgriSA は、日給150ランドの要求は農場主の支払える金額を超えており、賃金が大きく上昇すれば、農業部門は持続不可能なものとなる危険があるとの警告を繰り返した [Underhill 2013a]。批判の応酬は DA と ANC の同盟組織間でも行われた。ANC率いる中央政府はストライキ収束のための努力を怠っていると DA が非難すれば、ANC と同盟関係にある COSATU や南アフリカ共産党 (South African Communist Party: SACP) は、DA が農場主に対して正当な賃金を支払うよう説得すれば問題は解決すると主張した [Bauer 2013]。

農場労働者によるストライキ開始後、COSATU や FAWU とは異なる第三の労組、ワイン蒸留酒産業黒人協会 (Black Association of Wine and Spirits Industry: BAWSI) の労働組合部門である南アフリカ農業労働者組合 (BAWSI Agricultural Workers Union of South Africa: BAWUSA) ⁸ が、特にデドゥランズの労働者の間で支持を獲得し、影響力を拡大するようになった。両組織の代表を務めるノージー・ピーターズ (Nosey Pieterse) は西ケープ州内では有名な人物であり、CCMA での交渉に加わったほか、メディアにおいて農場労働者の代弁者として頻りに引用されるようになった。ストライキが始まってから1年半ばまでに、BAWUSA は組合員がそれまでの2倍の6000人に増加した [Underhill 2013b]。

農場労働者の賃金を巡る交渉が膠着状態に陥るなかで、収穫の最盛期を迎えたデドゥランズの

⁸ BAWSI はワイン産業への黒人の参入とエンパワーメントを促進するために1999年に結成された非営利組織 (NPO)。農場労働者の苦境と利益を代弁する組織としても活動してきたが、NPOとして登記しており、労働組合組織ではないため、労働者代表として賃金交渉にあたる資格を持たなかった。この状態を是正するため、BAWSI代表のピーターズが新たに設立したのが BAWUSA である (BAWSI ウェブサイト, <http://www.bawsi.org.za/>, 2013年6月17日アクセス。2011年9月30日にパールにて行った筆者による Nosey Pieterse 氏へのインタビュー)。



農場主は他の地域から労働者を確保するようになった。結果、COSATU 西ケープ州支部は生産を停止できない以上、ストライキを続けても意味がないとして、ストライキの継続を主張する BAWUSA を説得し、1 月末までに農場労働者のストライキは収束した。11 月以降のストライキをきっかけとする警察による逮捕者は少なくとも 150 人に上った [Etheridge 2013; Makinana and Underhill 2013]。

2. 民主化後の農業部門における雇用環境の変化

労働者によるストライキが各地で毎年のように起こる南アフリカにおいても、農場労働者によるストライキは非常に珍しい。外部世界との交流が少なく、組合に対する敵対心が強いと言われる農場主のもとで雇用されている農場労働者は組織化が難しく、労働組合による組織化率は推定 5~6% にすぎない。それゆえ他の産業と比べて、農場労働者によるストライキは稀であり、ぶどうの収穫期という農場主がもっとも労働力を必要とする時期に、西ケープ州の基幹産業である商業農業部門において発生したストライキは、中央政府、州政府、農場主団体、労働組合、NGO、研究者の誰もが予期せぬことだった。とはいえ、民主化後、農場労働者を取り巻く雇用環境が著しく変化してきたことについては、複数の研究が指摘してきた。とりわけ重要なのは、農業部門におけるフルタイム雇用の減少と季節雇用の増加であり、本節ではストライキ発生の遠因とも言えるこれらの変化について検討する。

南アフリカの農業統計によれば、農業部門における労働者数は、民主化以前からほぼ一貫して緩やかに減少してきた (図 1)。民主化前後の数値を見ると、1993 年には 109 万 3265 人だったが、1995 年には 89 万人に減少した。その後 2002 年には 94 万人に増加したものの、2000 年代半ばには 80 万人を割るに至った。民主化直後から 2002 年ごろまで農業部門の労働者数が比較的安定していたのは、民主化によって経済制裁による国際的な孤立状況から抜け出し、ワインや果物を中心に南アフリカ産農産物の輸出が飛躍的に伸びたことによる。これに対して 2000 年代半ばには労働者数が一時期、急激に減少したが、その理由として多くの研究が 2003 年に農場労働者に対して法定最低賃金⁹が導入されたことをあげている [BFAP 2012, 3; Barrientos and Visser 2012, 23; Social Surveys Africa and Nkuzi Development Association 2005, 9]。Bhorat, Kanbur and Stanwix [2012] は 2000~2007 年までの統計データをもとに、法定最低賃金の導入により、それまで非常に低い賃金を受け取っていた農場労働者の賃金が上昇し、書面で雇用契約を取り交わす労働者の割合が増加した一方で、農業部門における雇用機会は減少したことを計量的に明らかにしている。しかしながら、図 1 からわかるのは、過去に農場労働者数が減少した年は定期的に訪れる旱魃年 (1982

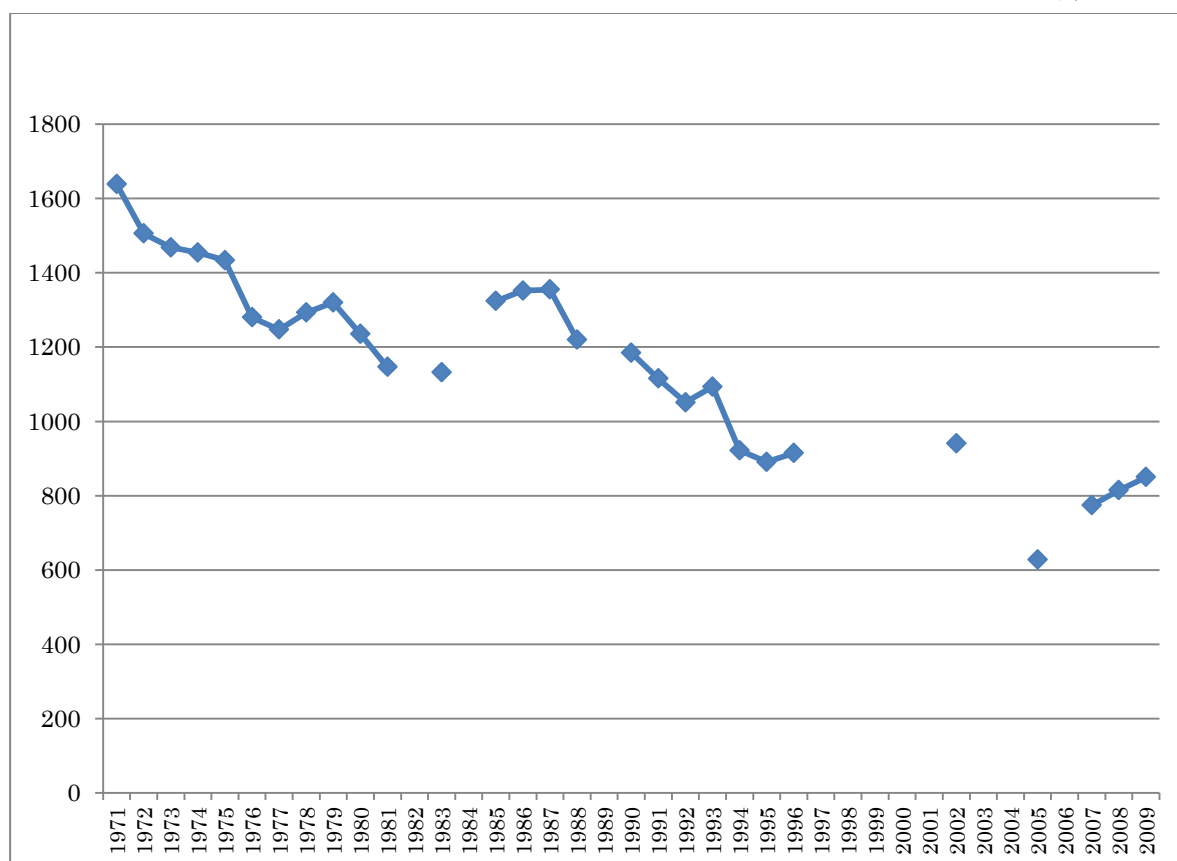
⁹ 南アフリカでは、産業ごとに雇用主代表と労働者代表の団体交渉により賃金改定交渉が行われる場合が多いが、労働者代表組織が不在あるいは組織率が低いため労組が労働者代表として交渉に臨むことができない産業・職業においては、労働大臣により最低賃金が決められる。産業・職種ごとに異なる最低賃金は、2013 年現在、11 産業において定められている。今回、農場労働者のストライキが発生した後、ストライキを収束させるために急遽、労組と農場主団体間で賃金交渉が行われることになった。だが、この交渉は通常の労使間での賃金改定交渉とは異なり、最低賃金改定について検討する政府の雇用条件委員会に対して共同提案を提出するための交渉であった。



～84年、1991～95年、2002～05年）にもあたっていること、労働者が減少した後には一定程度の雇用の回復が見られることである。2008年以降、農業部門の労働者総数が回復しつつあることにも注意を向ける必要があるだろう。

図1 農業部門における労働者数の推移

(単位：千人)



(出所) 1971～2007年については DAFF [2012, 4]、2008～09年については Statistics South Africa [2011, 12] より筆者作成。

(注) この統計には季節労働者と農場で雇用されている家事労働者が含まれる。ただし、1982年、1984年、1989年、1997～2001年、2003～04年、2006年についてはデータがない。

南アフリカでは、農場労働者数の減少とは、農場居住者人口の減少をも意味する。かつて南アフリカでは、多くの農場労働者が農場内に居住していた。労働者は仕事のみならず、住居や交通手段、教育・医療施設へのアクセスなどを含む生活全般を農場主に依存し、両者の関係は強力な父権主義（パターナリズム）によって特徴づけられていた。ところが、民主化後、「保有権の安全保障拡大法（Extension of Security of Tenure Act, Act 62 of 1997）」などの土地改革関連法が導入されたことで、農場内に長年居住してきた労働者の土地権が強化される一方、法律によるさらなる規制強化や義務の拡大を免れようとする農場主によって、農場から合法・非合法両方の手段で立ち退かされる労働者が続出することになった [BFAP 2012, 3; HRW 2011]。農場から立ち退かされた人びとの数を正確に知ることは容易ではないものの、南アフリカの NGO が行った調査によれば、民主化後最初の 11 年間（1994～2004 年）に白人所有農場から強制的に立ち退かされた人びとは



推定 94 万 2303 人、困難な生活環境を含むさまざまな理由で「自発的に」農場を出て行った人びとを含めると同期間に白人農場から移動した人びとの総数は推定 235 万人にのぼった。この数値はその前の 10 年間（1984～1993 年）における農場立ち退き（推定 73 万人）、「自発的」移転（同 183 万人）をそれぞれ上回るものであった [Social Surveys Africa and Nkuzi Development Association 2005, 7]。農場から追い立てられた人々は、大都市の周辺部に位置するタウンシップのみならず、地方の町においても非正規居住区を形成し住み着くようになった。

農場から労働者やその家族が立ち退かされる理由のうちもっとも多いのは、労働者が解雇されたり、世帯内の主たる労働者が死亡したことにより、農場主にとって労働者を農場内に住まわせておく理由が消滅する場合である。だが、農場の売却によって所有者が交代する際に労働者が立ち退かされるケースも一定の割合を占めている [Social Surveys Africa and Nkuzi Development Association 2005, 14]。2007 年の農業部門の粗収入は 1993 年と比べて 4 倍に増えているが、農場経営体自体は 5 万 7980 から 3 万 9966 へ 45%も減少した [Statistics South Africa 2010, 8]。つまり、南アフリカでは過去 20 年間にわたり、農場の合併・大規模化が進み、企業経営農場が増加する一方で、農場を手放さざるを得なくなった農場主も相当数いたのである。農場労働者を取り巻く環境の変化は、農産物流通の自由化と政府による農業部門に対する財政的支援の撤廃によってもたらされた南アフリカ農業部門の構造変容の一部でもある。

農場労働者の雇用形態も変化し、1980 年代や 1990 年代と比較すると、2000 年代にはフルタイム労働者数が減少する一方で、全労働者数に占める臨時・季節労働者の割合が増加した（表 1）。

表 1 農業部門におけるフルタイム労働者数と臨時・季節労働者数の変遷

(単位：人)

年	フルタイム労働者	割合 (%)	臨時・季節労働者	割合 (%)	総計
1986	816,660	60.4	534,781	39.6	1,351,441
1991	702,323	63.0	413,239	37.0	1,115,562
1993	647,905	59.3	445,360	40.7	1,093,265
1996	610,476	66.8	303,997	33.2	914,473
2002	481,375	51.2	459,445	48.8	940,820
2007	377,773	51.4	357,420	48.6	735,193
2008	446,085	54.8	368,439	45.2	814,524
2009	459,901	54.1	389,881	45.9	849,782

(出所) 1986 年と 1991 年については Social Surveys Africa and Nkuzi Development Association [2005, 8]、1993 年と 2002 年については Statistics South Africa [2005, 8]、1996 年については Statistics South Africa and NDA [2000]、2007 年については Statistics South Africa [2010, 49]、2008 年と 2009 年については Statistics South Africa [2011, 12] より筆者作成。

季節労働者に対するニーズは実際には栽培作物によって大きく異なっており、柑橘類、ぶどう、果樹産業といった手作業での収穫が必要な作物において季節労働者への依存度が総じて高い [BFAP 2012, 9]。これらはいずれも西ケープ州を主要産地としており、表 2 からは、2002 年と 2007 年の両年において、西ケープ州の全農場労働者数に占める臨時・季節労働者の割合が全国平均（表



1) よりも 7 ポイント程度高いことがわかる。ぶどう産業の場合、2011 年度にはフルタイム労働者 1 万 1871 人に対し、季節労働者はその 4.3 倍の 5 万 999 人にのぼった [SATI 2012, 16]。

表 2 西ケープ州の農業部門におけるフルタイム労働者数と臨時・季節労働者数の変遷

(単位：人)

年	フルタイム労働者	割合 (%)	臨時・季節労働者	割合 (%)	総計
1996	127,918	64.5	70,460	35.5	198,378
2002	98,207	44.0	124,968	56.0	223,175
2007	84,590	44.0	107,679	56.0	192,269

(出所) 1996 年については Statistics South Africa and NDA [2000]、2002 年については Statistics South Africa [2005, 11]、2007 年については Statistics South Africa [2010, 49] より筆者作成。

大量の季節労働者を雇用する際に重要な役割を果たすようになったのが、雇用の周旋業者（ブローカー）であった。西ケープ州の NGO が行った調査によれば、りんごや梨といった果樹産業の中心地のひとつとして知られる同州東部のフラボウでは、190 人以上の周旋業者が果樹の収穫や間伐作業に必要な季節労働者を農場主に提供する役割を担っていた。周旋業者の多くが男性の元農場労働者であり、周旋業者自身も季節労働者の多くが住むフラボウのタウンシップや非正規居住区に住み、口伝で労働者を調達していた。季節労働者の多くは東ケープ州の旧トランスカイ地域の出身者であり、労働者を確保するために周旋業者が旧トランスカイ地域まで出向く場合もあった。農場主からすれば、労働者を確保するためのさまざまな面倒な手続きから解放され、短期間、必要なだけの労働者を確保することができる点が、周旋業者に依存する最大のメリットであった [WFP and CRLS 2009]。

他方、農場労働者が孤立して農場内に居住している状態から、タウンシップや非正規居住区に集住し、季節労働者として農場で働くようになったことは、農場労働者の組織化を進める機会を提供した、とする意見もある [Wesso 2013; Ntsebeza 2013]。この点については、ストライキの主体にかかわる問題として、第 4 節において検討することにした。

3. 農場労働者に対する最低賃金の改定と雇用への潜在的影響

2012 年末から 2013 年初頭に西ケープ州の農場地帯で起こったストライキが大きな注目を集めたのは、それが非常に稀な出来事であったことに加えて、ストライキを収束するために政府が迅速かつ類を見ない対応を行ったことも関係していた。本節では政府の対応とそれに対する関係者の反応を検討し、ストライキが今後、中長期的にどのような影響をもたらしているのかについて考察する。

西ケープ州の農場地帯に平穏が戻って間もない 2013 年 2 月 4 日、オリファント労働大臣は、農場労働者の法定最低賃金を日給 105 ランド（9 時間労働した場合）に引き上げること、この賃金改定は 3 月 1 日から施行されることを発表した。この改定は今後、3 年間にわたり有効とされ、2



年目、3年目には消費者物価指数プラス1.5%の割合で最低賃金が上昇改定されることになった。さらに、財政状況が非常に乏しく、105ランドを払えば倒産せざるをえないということを証明できる農場主は、監査済み収支報告書などを添付して労働省に申請すれば、最低賃金の適用を免除されることも定められた [DOL 2013; Sapa 2013d; 2013f]。3月1日に施行された農場労働者の最低賃金は以下のとおりである。

表3 農場労働者の最低賃金（2013年3月1日～2014年2月28日適用）

(単位：ランド)

月給	週給	日給	時給
2273.52	524.70	105.00	11.66
(1503.90)	(347.10)	(69.39)	(7.71)

(出所) DOL [2012a; 2013] より筆者作成。

(注) 日給は9時間労働の場合。カッコ内は今回の賃金改定以前の最低賃金額。

農場労働者が要求していた日給150ランドには満たなかったものの、以前の最低賃金体系と比べると、日給105ランドは50%以上の上昇率であり、大幅な賃金改定となった。もともと非常に低い金額からの改定であり、日給105ランドが南アフリカで人間らしい生活を送るために十分な賃金かどうかについてはもちろん議論の余地があるが、今回の改定により、農場労働者の最低賃金は、同じく低賃金の職種である家事労働者の最低賃金をはるかに上回るようになった¹⁰。限定的ではあるが、農場労働者によるストライキという直接行動はきわめて直接的・具体的な成果を上げることができたのである。

他方、農場主側のショックと反発は激しく、農場主団体の中でも保守派として知られ、日給80ランドを主張していたトランスバル農業組合 (Transvaal Agricultural Union: TAU-SA) は、オリファント労働大臣による賃金改定の発表に対し、最低賃金の急上昇は労使関係を危険にさらし、農業部門の労働者の減少と賃金のインフレにつながるものであるとして強く非難した。TAUの懸念は、最低賃金額が引き上げられることで、経験年数や熟練の度合いなどにより、もともと最低賃金よりも多くの賃金を受け取っていた労働者の賃金も引き上げざるを得なくなるため、農場主は農場内で雇用している全労働者の賃金体系の見直しを迫られる。そうしなければ、スキルの違いによる労働者の賃金の差が維持できないため、中上層レベルの労働者の労働意欲が下がってしまう、ということにあった [Sapa 2013e]。また、Agri-SA を含む多くの農場主団体が農場主に対

¹⁰ 家事労働者の最低賃金は以下のように規定されている。

表4 家事労働者の最低賃金（2012年12月1日～2013年11月30日適用）

(単位：ランド)

	週27時間より多く働く家事労働者		週27時間以下の労働	
	A地域	B地域	A地域	B地域
時給	8.95	7.65	10.48	9.03
週給	402.96	344.30	285.62	243.80
月給	1746.00	1491.86	1237.60	1056.35

(出所) DOL [2012b] より筆者作成。

(注) 週給、月給は1週間に45時間（ないし27時間）労働する場合の金額。A地域とは都市部を中心とする全国の52の地方自治体地域を指す。B地域はそれ以外の地域。



して免除申請の提出を促した [Donnelly 2013b]。労働省の報告によれば、3月中旬の時点で1432件の免除申請が提出されたが、その40%以上が西ケープ州の農場主から提出されたものであった [PMG 2013]。免除申請は4月末までに1987件に増加したものの、4月中に申請が認められたのは18件（4991人の労働者が対象）にすぎなかった [Sapa 2013h]。

賃金改定を巡る交渉や労働省による公聴会において、労働者側と農場主側の主張は平行線をたどった。日給150ランドを主張して譲らない労働者に対し、150ランド支払ったら離農しなければならない農場主が続出すると農場主団体は警告し [Donnelly 2012; Underhill 2013a]、食糧農業政策研究所 (Bureau for Food and Agricultural Policy: BFAP)¹¹による農業部門の賃金に関する研究報告書の成果を考慮するよう求めた [PMG 2013]。2012年12月に公表されたBFAP報告書は、果樹産業を中心にフルタイム雇用から季節雇用へのシフトが進んでいること、季節労働者の賃金が最大でも日給84ランドにすぎないことなどを明らかにした上で、労働者の平均賃金が20ランド以上引き上げられ、日給が104ランドを超えた場合、典型的な農場の多くはこれまでのように操業費用を賄うことができないだろうと結論づけた。同報告書によれば、南アフリカの農業部門では賃金上昇圧力に対処するために機械化と農場の合併が進みつつあり、同国の農業は低賃金の非熟練労働者に依存する産業から、数は少ないが技術を持ち、賃金も高い労働者を雇用する産業への移行をすでに開始した [BFAP 2012, vi-vii, 37-39]。農場経営体数が過去20年間に大幅に減少し、農場労働者数も全体として減少傾向にあることは第2節でも確認したとおりである。

農場労働者の法定最低賃金を日給105ランドに改定した政府の決定が、BFAP報告書に依拠していたことは、その金額からして想像に難くない。政府は、日給150ランドを要求する労働者とそれは支払えないとする農場主の両方がある程度まで納得させることのできるような金額を求めていたと考えられるからである。BFAP報告書は、高品質のぶどうや野菜などを輸出向けに生産している農場では、技術的に可能であっても機械化を進めることには限界があるとし、労働コストの上昇がすぐに機械化に結びつくとは限らないとする。また、最低賃金の上昇についても、それが農場労働者の大量解雇をもたらすとは必ずしも断定できないという。なぜならば、農場の大規模化がさらに進み、新たな輸出市場が開拓されるなどにより生産量が増加すれば労働者に対する需要も増えるため、賃金上昇と雇用創出の両方をかなえることが可能だからである [BFAP 2012, vii, 5, 39]。

今回の賃金改定が農場労働者の雇用全体にどのような影響を与えたかについて検討するためにはもう少し時間が必要であるが、いくつかの地域では雇用への悪影響がすでに現実のものとなっている。労働省には、3月の時点でリンポポ州とムプマランガ州の農場主がおよそ2000人の労働者を解雇する予定であることについて AgriSA から報告が届いていた [PMG 2013]。また、ヘックスリバー・バレー生食用ぶどう協会の会長によれば、昨年11月のストライキ以降、デドゥランズの農場主は通常より2割ほど少ない労働者を雇用し、除草剤を使用するなどできるだけ労働者を減らす方法を採用するようになった [Donnelly 2013a]。5月にはデドゥランズの農場主が組合に所属する労働者を解雇している、との声明を FAWU が発表している [Sapa 2013g]。同じ時期に NGO

¹¹ 同研究所は、プレトリア大学農業経済・改良普及・農村開発学部とステレンボッシュ大学農業経済学部 に所属する研究者を中心に設立された研究ネットワーク組織。南アフリカの農業政策や食料政策に直結するような研究成果・報告書を数多く出版している。



が開催した農場労働者問題に関するワークショップに参加したデドゥランズの農場労働者は、最低賃金改定後、一日当たりの労働時間が短縮され、少ない時間と人数で以前と同様の作業をこなさなければならないなど労働負担が増加したと証言している。さらには、労働者の家庭内で病人が出た場合に、以前は農場主が診療所まで病人を車で運んでくれていたが、賃金改定後は農場主がこういったサービスを拒むようになったという証言もある¹²。ストライキを通じて、農場主と労働者の間のパターンリスティックな関係が崩れ、農場主が提供してきたある意味でのセイフティ・ネットが消失しつつあると言えるだろう。

4. 農場労働者の組織化と代表性

本稿が最後に検討するのは、ストライキを実施した主体としての農場労働者の組織化と代表性に関する問題である。西ケープ州のデドゥランズで始まった農場労働者のストライキは、同州内の他の町・地域へは拡散したが、他州には広がらなかった。このことは、西ケープ州の農場主や州政府を大いに困惑させ、ストライキが政治的動機に基づいたものであるとの誤解を生むことになった。西ケープ州の農場主からすれば、同州の農場労働者は他州の農場労働者と比較して賃金水準が高く、農場主による最低賃金の支払い準拠率も高い [Stanwix 2013, 3]。にもかかわらずストライキが西ケープ州に限定されていたことが不可解であった。DA 党首であり西ケープ州知事でもあるジラは、3月17日に発表した「農場ストライキの背後にある本当の話」と題するエッセイのなかで、デドゥランズのストライキは地元の ANC 指導者により扇動されたものであり、その目的は DA の支持基盤である農場主と農場労働者の対立を煽ることにある、との持論を展開した [Zille 2013]。

だが、農場労働者側は政治的動機を完全に否定している。MGO 紙の記者に対して、ある農場労働者は次のように答えている。「ストライキは誰が組織したのものでもない。DA が西ケープ州の与党であることも関係ない。これは労働者と労働者の感情についてである。われわれ労働者の生活状態と賃金はひどいものである」 [Underhill 2013a]。ストライキ終焉後に開かれた NGO 主催のワークショップに参加したデドゥランズの農場労働者も、ストライキが政治的動機を持っていたことを否定し、賃金と生活条件の向上を求める農場労働者自身による自発的な行為であったと証言している¹³。

農場労働者連盟に参加した NGO 余剰人口プロジェクト (Surplus People Project: SPP) のロナルド・ウェッソ (Ronald Wesso) は、「自然発生的」と報道されたデドゥランズにおける農場労働者のストライキは、実際には農場労働者委員会によって主導されていたとし、同委員会の特徴について次のように述べている。

¹² 2013年5月4日にネイバレー (Nuy Valley) で行われた正義と和解研究所 (Institute for Justice and Reconciliation: IJR) 主催のワークショップに参加したデドゥランズの農場労働者の証言。

¹³ 前掲 IJR ワークショップでの証言。とはいえ、特にデドゥランズのストライキ参加者の多くが ANC (特にズマ) 支持者であったことは事実のようである。Wesso [2013] は、「ストライキが行われている間、12月にマンガウン (Mangaung) で行われた ANC 党大会でズマ大統領が党首に再選されることを支持する歌を労働者が合唱していた」と述べている。



農場労働者委員会は、労働者同士のローカルで、インフォーマルなネットワークとして始まった。成員の多くは労組に所属しない季節労働者であり、その地理的な拠点は季節労働者が住む非正規居住区や単身者用宿舎である場合が多かった。委員会について興味深いのは、移民労働者が成員の多数派をなす場合が多いのに、委員会のスポークスパーソンはしばしば農場ないしタウンシップに住む地元の住民であったということである。デドゥランズでは、労働者がなんらかのストライキの実施を模索し始めた過去3年間に委員会が正式に設立された[Wesso 2013]。

農場労働者連盟にとって、農場労働者委員会は、ストライキ参加者と NGO をつなぐ重要な媒介であった。というのも、各地のストライキ参加者を結びつけ、合同会合を開くための場所の確保などの実務的な面では NGO が同連盟の活動を支えていたものの、「ストライキ参加者の間に同連盟を根付かせ、好戦的な活力と動員のための気迫を提供していたのは農場労働者委員会」だったからである [Wesso 2013]。

ところが、農場主は農場労働者委員会との賃金交渉を拒否し、交渉相手として労働組合を要求した。その結果、農場労働者委員会は、「COSATU、より正確にはトニー・エイレンライヒ」に代弁者となるよう求めざるを得なかった。それゆえ、政府による仲介のもと、農場主と労組の間で賃金交渉が始まると、COSATU や FAWU、BAWUSA の指導者達が抗議者の代弁者としての役割を果たすようになった¹⁴。だが、これは農場労働者委員会の衰退につながった。「大量の」農場労働者がこれら労組（特に BAWUSA）に加盟し始め、農場労働者委員会のメンバーが労組の専従職員として吸収されるようになり、同委員会の「好戦性」とローカルな主体性が失われることになったからである [Wesso 2013]。以上のようなウェッソの分析は、農場労働者連盟に参加した SPP/ウェッソが COSATU などの労組がとった対応に批判的であることを示唆している。とりわけ重要なのは、農場労働者委員会というローカルに存在した主体的な組織の頭越しに労組が交渉主体となり、農場労働者自身が主体的に交渉に参加することができなくなった、ということである。

農場労働者連盟は、西ケープ州の2つの NGO（コミュニティ奉仕活動と教育のための信託基金〈Trust for Community Outreach and Education: TCOE〉とウィメン・オン・ファーム・プロジェクト〈Women on Farms Project: WFP〉）のイニシアティブによりストライキ初期に結成された。その目的は、ストライキに関係しているすべての組織と労働者集団が一堂に会することのできる場を創出することであり、同連盟には、農場労働者委員会、NGO（SPP、TCOE、WFP）、コミュニティ組織（Community Based Organisation: CBO）ないし社会運動体（食料主権キャンペーン〈Food Sovereignty Campaign〉、マウブイエ土地権フォーラム〈Mawubuye Land Rights Forum〉、統一民主戦線〈United Democratic Front: UDF〉）¹⁵、労組（COSATU、BAWUSA、FAWU、急進左派の民主左

¹⁴ COSATU と BAWUSA は、農場労働者の要請を受けて農場主との交渉に臨むようになったと主張している [Underhill 2013b; Makinana and Underhill 2013]。

¹⁵ 南アフリカの NGO とは主に都市部に事務所を持ち、専従職員を抱え、調査、アドボカシー、コミュニティ支援事業などを行う組織である。それに対して CBO や社会運動体は、基本的に住民や労働者といった当事者が運営する組織・運動体であり、ほとんどの場合に専従職員はいない。NGO から財政的支援を受けたり、NGO が媒介となって CBO や運動体が結成される場合もある。なお、UDF はもともと 1983 年に結成された反アパルトヘイト運動体であり、ANC などの政治組織が合法化された 1990 年に解散したが、2012 年になって新たに社会運動



派前線〈Democratic Left Front〉と同盟関係にある商業・荷役・農業関連労働者組合〈Commercial, Stevedoring, Agricultural and Allied Workers' Union: CSAAWU〉、WFP の活動を通じて結成された女性農場労働者の労組であるシクラ・ソンケ〈Sikhula Sonke〉という性格の異なる複数の組織が参加した [Wesso 2013]。その意味では最初から寄り合い所帯であり、拘束性の弱いネットワーク組織にすぎなかった。2012 年 11 月半ばから末にかけて開かれた同連盟の会合においてもっとも紛糾した問題は、COSATU によるストライキの一時停止を求める呼びかけであった。同連盟参加組織のなかでも、デドゥランズの農場労働者委員会や社会運動体といった当事者組織からとりわけ強い反発が出た [Ntsebeza 2013]。ウェッソの分析が既存の主流派労組、とりわけ COSATU に対して批判的なのは、COSATU が政府の要請を受けてストライキの一時停止に合意し、労働者に対してストライキを一時停止するよう説得したことに対して、ストライキ参加者の間で大きな不満があることを同連盟の会合を通じて感じ取ったからだろう。

COSATU が組合員ではない農場労働者のストライキに介入せざるを得なかったのは、おそらくマリカナ鉱山での経験が関係している。COSATU 西ケープ州支部書記長のエイレンライヒは、農場労働者のストライキとマリカナの鉱山労働者のストライキは、労働者が組合に組織されていないという点でのみ類似性があるとし、次のように述べている。「労働者が方向性やガイダンスなしに自分たちで行動を起こすときには、危険が伴う。なぜならば、彼らは法律のパラメーターなどを理解しないから。警察の介入を誘い込み、対立が暴力的になってしまう」[Makinana and Underhill 2013]。エイレンライヒは、農場労働者のストライキが進行中、幾度も組織化の重要性を訴え、実際に BAWUSA という比較的新しい組合が特にデドゥランズの農場労働者の間で支持を拡大することになった。BAWUSA は COSATU や FAWU と友好関係を保っており、その点では COSATU と同盟関係にある全国鉱山労働者組合 (National Union of Mineworkers: NUM) に敵対する鉱山労働者建設組合協会 (Association of Mineworkers and Construction Union: AMCU) が労働者の間で急速に支持を拡大しつつあったマリカナ鉱山とは状況が異なっているように見える。BAWUSA は西ケープ州のカリスマ的指導者率いる労組であり、代表のピータースはストライキ発生以前から農場労働者の待遇や労働条件の改善を求めて活動をしてきた。ストライキを通じて BAWUSA が組合員数を急激に増やすことができたのは、おそらく BAWUSA がストライキの継続を主張する立場をとったからであり、少なくともストライキが終焉するまでは BAWUSA は農場労働者連盟に参加した NGO と友好関係を保っていた。第 1 節で述べたように、ストライキを終わらせるか否かをめぐり、COSATU との間で当初、意見の食い違いが生じたが、最終的にはエイレンライヒの説得により BAWUSA はストライキの終焉に合意した。

ストライキが収束し、新しい最低賃金が施行された後も、農場労働者連盟は、NGO と社会運動体メンバーを中心に日給 150 ランドの実現を求めて 3 月 23 日に議会でデモ行進をするなど、ストライキをきっかけとする農村住民による社会的闘争のモメンタムを継続させようとする動きは続いている [SPP 2013a; 2013b; Koyana 2013]。だが、外部資金に依存する南アフリカの NGO が置かれている状況は安定しているとは言えず、5 月に同連盟が企画していた農場労働者の集会は資金

体として再結成された模様である [Ntsebeza 2013]。



難のために無期延期を余儀なくされた¹⁶。他方、農場主と労働者の代表を集め、農業部門の将来について考える政策対話の試みが中央政府や州政府の主導でいくつか開始されている。そこで明らかになりつつあるのは、COSATU、BAWUSA、FAWU といった組織が農場労働者の代弁者としてますます重要性を増しつつある一方で、これら労組の主張のなかに農場労働者自身の声がどこまで反映されているかが見えづらくなってきていることである¹⁷。先述した NGO 主催のワークショップに参加したデドゥランズの農場労働者は次のように述べている。「ストライキ中には労働組合が助けてくれたが、彼らはもうどこにもいない。最低賃金改定後、労働時間の短縮と労働強化など条件が悪化していることに対して自分たちだけで立ち向かわなければならない状況になっている」¹⁸。

■ おわりに

本稿では、2012 年末から 2013 年初頭に西ケープ州で起こった農場労働者のストライキについて、その経緯を振り返った上で、①農業部門の雇用環境、②労働者の主体性の 2 つの問題について考察を加えた。農場労働者の解雇と農場からの立ち退きの増加、フルタイム雇用から臨時・季節雇用へのシフトは、農場労働者を取り巻く環境の悪化を示すものであり、南アフリカ人権委員会や NGO によって、農場労働者の劣悪な住環境や労働条件、待遇を告発する報告書はこれまでも複数、発表されてきた¹⁹。けれども、報告書による告発は農場労働者の待遇改善には直接的には結びついてはこなかった。それと比べると、今回、ストライキの結果、農場労働者の最低賃金が大幅に改定され、西ケープ州の農場労働者の労働条件や待遇に関して複数の政策対話プロセスが開始されるなど、確かにこのストライキは農場労働者問題を重要な政策課題に押し上げることに成功した。5 月 11 日には、ハレマ・モトランテ (Kgalema Motlanthe) 副大統領が中央政府の大臣 (農業、通産、労働)、副大臣 (農村開発土地改革、人間居住、法務憲法開発) ならびに州政府の 3 大臣 (農業、文化問題スポーツ、社会開発) をデドゥランズに集め、農場主および労働者の代表との政策対話を行ったほか、大規模なコミュニティ会合も開いた。こういったハイレベルな政策対話が直接、具体的な政策に結びつくわけでは必ずしもなく、参加した西ケープ州農業大臣は来年の選挙を見越した政治的パフォーマンスに過ぎないとの批判を、後日発表した。だが、西ケープ州政府自身も独自に農場労働者の待遇改善のための「12 段階行動計画」を発表しており [Ministry of Agriculture (Western Cape Government) 2013]、これまで ANC 政府による農業・農村開

¹⁶ Ronald Wesso 氏からの情報による (2013 年 5 月 13 日)。

¹⁷ 筆者は 4 月 12 日にパールで行われた農業大臣が参加する社会的対話と 5 月 11 日にデドゥランズで行われた副大統領主導の政策対話を傍聴した。いずれの会合においても COSATU、FAWU、BAWUSA といった組織の代表者が農場労働者の代弁者として発言していたが、農場労働者自身の参加や発言はなかった。

¹⁸ 前掲 IJR ワークショップでの証言。

¹⁹ そのもっとも最近の報告書は、ニューヨークに拠点を置く国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチによる『熟した人権侵害』[HRW 2011] である。西ケープ州のワインと果物農場における農場労働者の苦境を告発した同報告書が 2011 年に出版されると、ヨーロッパを中心とする輸出市場が非常に重要なこれら産業の業界団体は、同報告書について一部の事例のみを扱ったものであり、業界全体の特徴を示すものではないとする声明を一斉に出した。



発政策においては必ずしも優先権を与えられてこなかった農場労働者の労働条件・待遇をめぐる問題に対して、かつてなく大きな資源が注がれようとしている兆しはある。

だが、農場労働者を取り巻く問題が一筋縄ではいかないことは確かである。BFAP 報告書は、農場労働者の賃金上昇が農場経営と農場での雇用に与える影響に加えて、農場労働者の賃金に関してより大きな問題提起も行っている。それは、農場主にとって支払うことのできない日給 150 ランドの賃金をもってしても、ほとんどの労働者世帯は必要な栄養を得るための食料を確保することができない、ということである [BFAP 2012, 39-49]。今回のストライキでは賃金が最大の争点であり、政府による直接・短期的な対応も賃金改定の問題に終始した。農場労働者が適切（ディーセント）な賃金を受け取るべきであることは言うまでもないが、それと同時に農場労働者を取り巻く問題は低賃金の問題に終始するものでもない。筆者は、農場労働者を取り巻く状況を改善するためには労働組合への組織化を進めることが解決策となる、という労組の主張には懐疑的である。

本稿で検討したように、商業農業部門の労働者数はほぼ一貫して漸減傾向にあり、今回の最低賃金上昇によって機械化が進められ、更なる雇用カットが行われる可能性は否定できない。それゆえ、賃金上昇などの労働者としての権利の強化よりも、農場内あるいは農場の外で安定した住居を確保し、農場主や農場での季節雇用に頼らなくても生計を立てることができるようになるための道筋を探ることの方が、中長期的な解決策としては望ましいのではないだろうか。農場労働者をめぐる問題は、土地改革を含めた南アフリカ農業の再編過程と中長期的な将来像をめぐる議論のなかに位置づけて論じられるべきであり、現在の政策対話における議論がその方向に展開していくかどうか、さらにはストライキを通じて支持を拡大した労組 BAWUSA や今では NGO 主体となった農場労働者連盟が今後、どのような役割を担っていくのかについては、今後も注視していきたい。

参考文献

- Barrientos, Stephanie and Margaret Visser 2012. *South African Horticulture: Opportunities and Challenges for Economic and Social Upgrading in Value Chains*. Capturing the Gains Working Paper 12. (<http://www.capturingthegains.org/pdf/ctg-wp-2012-12.pdf> 2013年6月15日アクセス).
- Bauer, Nickolaus 2013. "Farm Protests: Unions, DA Plead for Government Intervention." *Mail and Guardian Online*, 14 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-13-w-cape-farm-protest-allies-negotiators-plead-with-government-to-intervene> 2013年5月14日アクセス).
- BFAP (Bureau for Food and Agricultural Policy) 2012. *Farm Sectoral Determination: An Analysis of Agricultural Wages in South Africa*. A Report by BFAP. (<http://bfap.co.za/documents/research%20reports/BFAP%20farm%20sector%20determination%20report%20draft%2017%20Dec.PDF> 2013年5月16日アクセス).
- Bhorat, Haroon, Ravi Kanbur and Benjamin Stanwix 2012. *Estimating the Impact of Minimum Wages on Employment, Wages and Non-Wage Benefits: The Case of Agriculture in South Africa*. University of Cape Town, DPRU Working Paper 12/149. (http://www.dpru.uct.ac.za/sites/default/files/Estimating%20the%20Impact%20of%20Min%20Wages%20on%20Agriculture%20_WP12%20149.pdf 2013年5月16日アクセス).
- Christie, Sean 2012. "Leaderless Farm Strike is 'Organic'." *Mail and Guardian Online*, 16 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-16-00-leaderless-farm-strike-is-organic> 2013年5月14日アクセス).
- DAFF (Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, South Africa) 2012. *Abstract of Agricultural Statistics 2012*.



- DAFF: Pretoria. (<http://www.nda.agric.za/docs/statsinfo/Ab2012.pdf> 2013年6月15日アクセス).
- DOL (Department of Labour, South Africa) 2012a. "Correction Notice, Sectoral Determination 13: Farm Worker Sector, 24 January 2012." *Government Gazette*, No.35067, 24 February 2012. (<http://www.labour.gov.za/legislation/sectoral-determinations/sectoral-determination-13-farm-worker-sector/> 2013年5月16日アクセス).
- 2012b. "Amendment – Domestic Worker Wages from 1 December 2012." (<http://www.labour.gov.za/legislation/sectoral-determinations/sectoral-determination-7-domestic-workers> 2013年5月16日アクセス).
- 2013. "Sectoral Determination 13 – Farm workers, 1 March 2013." (<http://www.labour.gov.za/legislation/sectoral-determinations/sectoral-determination-13-farm-worker-sector/> 2013年5月16日アクセス).
- Donnelly, Lynley 2012. "Farmers Face Ruin as Consequences of Strikes Take Root." *Mail and Guardian Online*, 23 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-23-00-farmers-face-ruin-as-consequences-of-strikes-take-root> 2013年5月14日アクセス).
- 2013a. "Sour Grapes for Farmers, Workers." *Mail and Guardian Online*, 18 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-18-sour-grapes-for-farmers-workers> 2013年5月14日アクセス).
- 2013b. "Farmers Take Stock of Wage Hikes." *Mail and Guardian Online*, 8 March. (<http://mg.co.za/article/2013-03-08-00-farmers-take-stock-of-wage-hikes-1> 2013年5月14日アクセス).
- Etheridge, Jenna 2012. "Zuma: Zille Must Work with Ministers on Farm Protests." *Mail and Guardian Online*, 15 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-15-zuma-zille-must-work-with-ministers-to-address-farmworker-protests> 2013年5月14日アクセス).
- 2013. "Cosatu: We are Calling the Farmworkers' Strike off." *Mail and Guardian Online*, 22 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-22-cosatu-farmworkers-strike-called-off> 2013年5月14日アクセス).
- Fogel, Benjamin 2013. "De Doorns: Police Action Breeds Hostility." *Mail and Guardian Online*, 18 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-18-00-de-doorns-police-action-breeds-hostility> 2013年5月14日アクセス).
- Harrison, David 2013. "De Doorns Strikes: Media in the Line of Workers' Ire." *Mail and Guardian Online*, 11 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-11-00-de-doorns-strike-media-in-the-line-of-workers-ire> 2013年5月14日アクセス).
- HRW (Human Rights Watch) 2011. *Ripe with Abuse: Human Rights Conditions in South Africa's Fruit and Wine Industries*. New York: HRW. (<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/safarm0811webwcover.pdf> 2013年5月16日アクセス).
- Koyana, Xolani 2013. "Farmworker Protest - Fury after March Bid Turned Down." *Cape Times*, 1 March.
- Makinana, Andiswe and Glynis Underhill 2013. "Farm Unions Pull Together – For Now." *Mail and Guardian Online*, 25 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-25-00-farm-unions-pull-together-for-now> 2013年5月14日アクセス).
- Ministry of Agriculture (Western Cape Government) 2013. "Minister Van Rensburg Concerned about Agriculture Dialogue Sessions." 13 May. (<http://www.westerncape.gov.za> 2013年5月16日アクセス).
- Misago, Jean Pierre 2009. *Violence, Labour and the Displacement of Zimbabweans in De Doorns, Western Cape*. Migration Policy Brief 2, Forced Migration Studies Programme, University of the Witwatersrand. (http://www.migration.org.za/sites/default/files/reports/2009/FMSP_Policy_Brief_2_De_Doorns_Dec09_FINAL_2_0.pdf 2013年5月16日アクセス).
- Ntsebeza, Lungisile 2013. "South Africa's Countryside: Prospects for Change from Below." in *The Promise of Land: Undoing Century of Dispossession in South Africa*. ed. Fred Hendricks, Lungisile Ntsebeza and Kirk Helliker. Auckland Park: Jacana, pp.130-156.
- Parker, Faranaaz 2012. "One Killed in Farm Unrest as Cosatu Calls End to Strike." *Mail and Guardian Online*, 14 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-14-one-killed-in-farm-unrest-before-cosatu-calls-end-to-strike> 2013年5月14日アクセス).
- Parker, Farannaz and Nickolaus Bauer 2013. "W Cape Farm Protests: Labour Dept Advises Mediation." *Mail and Guardian Online*, 10 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-09-de-doorns-farmworkers-resume-illegal-strike> 2013年5月14日アクセス).
- PMG (Parliamentary Monitoring Group) 2013. "Department of Labour Briefing for the Agriculture Portfolio Committee on Farm Workers Strike: 19 March 2013." Parliamentary Monitoring Committee Report on Farm Workers Strike' in Western Cape: Update by Departments of Labour & Agriculture, Forestry & Fisheries. (<http://www.pmg.org.za/report/20130319-farm-workers-strike-western-cape-update-departments-labour-agriculture> 2013年5月16日アクセス).
- Roelf, Wendell 2013. "Man Dies from Bullets during W Cape Farm Unrest." *Mail and Guardian Online*, 15 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-15-western-cape-farm-protest-death-toll-rises-to-3> 2013年5月14日アクセス).
- Sapa (South African Press Association) 2012a. "W. Cape Farmer Arrested after Shooting at Protesters." *Mail and Guardian Online*, 7 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-07-w-cape-farmer-arrested-after-shooting-at-protesters> 2013年5月14日アクセス).
- 2012b. "Agriculture Minister to Hold Urgent Meeting on De Doorns." *Mail and Guardian Online*, 12 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-12-agriculture-minister-to-hold-urgent-meeting-on-de-doorns> 2013年5月14日アクセス).



- セス).
- 2012c. “Joemat-Pettersson Calls for End to De Doorns Strike.” *Mail and Guardian Online*, 14 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-14-joemat-pettersson-calls-for-end-to-de-doorns-strike> 2013年5月14日アクセス).
- 2012d. “Western Cape Farm Workers Suspend Protests.” *Mail and Guardian Online*, 14 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-14-western-cape-farm-workers-suspend-protests> 2013年5月14日アクセス).
- 2012e. “Zille Wants Army in Western Cape’s Rural Areas.” *Mail and Guardian Online*, 28 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-28-zille-wants-army-in-rural-areas> 2013年5月14日アクセス).
- 2012f. “Western Cape Farm Workers Gather to Resume Strike.” *Mail and Guardian Online*, 4 December. (<http://mg.co.za/article/2012-12-04-farmworkers-gather-to-resume-strike> 2013年5月14日アクセス).
- 2012g. “Western Cape Farm Workers End Strike.” *Mail and Guardian Online*, 5 December. (<http://mg.co.za/article/2012-12-05-western-cape-farmworkers-end-strike> 2013年5月14日アクセス).
- 2013a. “At Least 50 Western Cape Farm Protesters Arrested.” *Mail and Guardian Online*, 9 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-09-at-least-50-w-cape-farm-protesters-arrested> 2013年5月14日アクセス).
- 2013b. “Western Cape Farm Protest: Journalist’s Car Set Alight.” *Mail and Guardian Online*, 9 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-09-farm-protests-journalists-car-set-alight> 2013年5月14日アクセス).
- 2013c. “Western Cape Farmers Concede to Union Negotiations.” *Mail and Guardian Online*, 10 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-10-western-cape-farmers-concede-to-union-negotiations> 2013年5月14日アクセス).
- 2013d. “Farmworkers’ Minimum Wage Upped to R105 a Day.” *Mail and Guardian Online*, 4 February. (<http://mg.co.za/article/2013-02-04-farm-workers-minimum-wage-upped-to-r105-a-day> 2013年5月14日アクセス).
- 2013e. “TAU: New Minimum Wage for Farmworkers will Harm Country.” *Mail and Guardian Online*, 4 February. (<http://mg.co.za/article/2013-02-04-tau-new-farm-workers-minimum-wage-will-harm-country> 2013年5月14日アクセス).
- 2013f. “Textile Union Sactwu Pledges R1m for Farm Workers Union.” *Mail and Guardian Online*, 9 February. (<http://mg.co.za/article/2013-02-09-textile-union-sactwu-pledges-r1m-for-farm-workers-union> 2013年5月14日アクセス).
- 2013g. “De Doorns Farmers ‘are Replacing Union Workers’.” *Cape Times*, 8 May.
- 2013h. “Few Farmers Get Wage Bill Respite.” *Cape Times (Business Report)*, 29 May.
- Sapa-AP (Associated Press) 2012. “Farm Public Hearings to Get Underway.” *Mail and Guardian Online*, 22 November. (<http://mg.co.za/article/2012-11-22-farm-public-hearings-to-get-underway> 2013年5月14日アクセス).
- SATI (South African Table Grape Industry) 2012. *Statistical Booklet 2012*. Paarl: SATI. (<http://satgi.co.za/admin/upload/pdfs/2012%20SATI%20Statistical%20Booklet.pdf> 2013年6月15日アクセス).
- Social Surveys Africa and Nkuzi Development Association 2005. *Summary of Key Findings from the National Evictions Survey*. Nkuzi Development Association. (<http://www.sarpn.org/documents/d0001822/index.php> 2013年6月15日アクセス).
- SPP (Surplus People Project) 2013a. “Memorandum of the Farm Worker Coalition 23 March 2013.” (<http://www.spp.org.za/tag/farm-worker-coalition-memorandum-of-demands-protest-march-23-march-2013/> 2013年5月17日アクセス).
- 2013b. “Farm Worker Struggle Update 15 April 2013.” (<http://www.spp.org.za/farm-worker-struggle-update-15-april-2013/> 2013年5月17日アクセス).
- Stanwix, Benjamin 2013. “Minimum Wages and Compliance in South African Agriculture.” Econ3x3. (<http://www.econ3x3.org/sites/default/files/articles/Stanwix%20Jan%202013%20Minimum%20Wages%20FINAL.pdf> 2013年5月16日アクセス).
- Statistics South Africa 2005. *Census of Commercial Agriculture, 2002: Financial and Production Statistics*. Report No. 11-02-01 (2002). Pretoria: Statistics South Africa. (<http://www.nda.agric.za/docs/statsinfo/AgriCensus2002.pdf> 2013年6月17日アクセス).
- 2010. *Census of Commercial Agriculture, 2007: Financial and Production Statistics*. Report No. 11-02-01 (2007). Pretoria: Statistics South Africa. (<http://www.nda.agric.za/docs/statsinfo/Censcoagric2007.pdf> 2013年6月15日アクセス).
- 2011. *Agricultural Surveys 2008 and 2009 (Preliminary)*. Statistical Release P1101. Pretoria: Statistics South Africa. (<http://www.nda.agric.za/docs/statsinfo/AgriSurvey20089Pre.pdf> 2013年6月17日アクセス).
- Statistics South Africa and NDA (National Department of Agriculture, South Africa) 2000. *Employment Trends in Agriculture in South Africa*. Pretoria: Statistical South Africa and NDA. (<http://www.nda.agric.za/docs/statsinfo/Preliminary.htm> 2013年6月17日アクセス).
- Theron, Jan 2012. “Changing Employment Trends on Farms in the Hex and Breede River Valleys.” A draft discussion document for the Cape Winelands District Municipality Roundtable Dialogue on trends in the rural economy, 10 May, De Doorns. (<http://www.phuhlisani.com/oid%5Cdownloads%5C20120504Changing%20employmentPaperCWDMRoundtable.pdf> 2013年5月16日アクセス).
- Underhill, Glynnis 2012. “Grape Valley Remains on Tenterhooks.” *Mail and Guardian Online*, 23 November.



- (<http://mg.co.za/article/2012-11-23-00-grape-valley-remains-on-tenterhooks> 2013年5月14日アクセス).
- 2013a. “AgriSA: Western Cape Farmworkers’ Protest ‘Politically Motivated’.” *Mail and Guardian Online*, 10 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-10-farmworkers-protest-negotiations-are-merely-politics> 2013年5月14日アクセス).
- 2013b. “The Pig Farmer behind the Western Cape Farm Strikes.” *Mail and Guardian Online*, 18 January. (<http://mg.co.za/article/2013-01-18-00-farmer-behind-the-wc-farm-strikes> 2013年5月14日アクセス).
- Wesso, Ronald 2013. “Worker Organising during the Farm Worker Strike.” (<http://www.spp.org.za/worker-organising-during-the-farm-worker-strike/#more-525> 2013年5月17日アクセス).
- WFP (Women on Farms Project) and CRLS (Centre for Rural Legal Studies) 2009. *Going for Broke: A Case Study of Labour Brokerage on Fruit Farms in Grabouw*. Stellenbosch: Centre for Rural Legal Studies. (http://www.crls.org.za/documents/LB_Report_final.pdf 2013年5月16日アクセス).
- Zille, Helen 2013. “Real Story behind Farm Strikes.” *Cape Times*, 19 March. (初出は民主同盟のオンライン・ニューズレターである *SA Today*, 17 March 2013)。

(さとう・ちづこ／アジア経済研究所)





論
考

開発政策としての優遇アクセスの成果と課題

——マダガスカルに対する経済制裁を例に——

Duty-free and Quota-free Access as a Development Policy:
The Case of Madagascar

福西 隆弘

FUKUNISHI, Takahiro

要 約 :

世界貿易機関（WTO）のドーハ開発ラウンドでは、後発開発途上国が無税無枠で他国に輸出できる措置を実施することが協議されているが、ラウンド自体が合意に至っていないため、各国は WTO の枠組みとは別に、二国間で優遇的なアクセスを提供している。本稿では、アメリカおよび EU 市場への優遇アクセスの下で衣料品の輸出を成長させてきたマダガスカルの縫製産業を例に、二国間の優遇アクセスの成果と課題を検討した。マダガスカルでは 2009 年に政変が発生し、アメリカ政府は同国に対して輸入関税を免除するアフリカ成長機会法（AGOA）の適用を停止した。AGOA の中止は、同国からアメリカ市場向けの輸出を 64～78%減少させ、その影響は政変そのものよりも大きいと推定された。また、企業レベルでは、アメリカ向けに輸出していた工場の閉鎖と、それに伴って非熟練労働者を中心に雇用が減少したことが企業データから明らかになった。低所得国に対する優遇アクセスの中止は、輸出額の減少を通じて、教育水準が低い女性の雇用に大きな影響を与える可能性がある。貧困削減の点からは、制度の運用変更が容易な 2 国間よりも、多国間の枠組みの下で安定的な優遇アクセスが提供されることが望ましい。

キーワード：優遇アクセス アフリカ成長機会法 マダガスカル 縫製産業

はじめに

世界貿易機関（WTO）が、多角的通商交渉の場として開催しているドーハ開発ラウンドは、その名が示すように発展途上国の開発が主要なテーマとなっている。WTO では、加盟国が共通のルールのもとで貿易を行うことが原則であるが、途上国とりわけ後発開発途上国（LDC）には、貿易を通じて開発を支援するという目的のため、差異化されたルールを適用すること（differential treatment）が認められている。途上国製品に対して最恵国待遇よりも低い関税を適用する一般特惠制度（generalized system of preference: GSP）が差異化されたルールの例であるが、そのほかにもジェネリック薬の開発を認めた知的財産権の適用緩和などが実施されている。ドーハ開発ラウンドでは、GSP による関税低減をより一歩進めるものとして、LDC に対して無税無枠（duty-free and quota-free）のアクセスを提供することが議論されている。途上国の間でも経済発展の度合いに大きな差が生じているため、開発の問題がより重要な後発開発途上国に絞って、より優遇的なアクセスを提供しようというものである¹。しかし、ドーハ開発ラウンドは、開始から 12 年を経てもなお合意に至っておらず、無税無枠措置は、メンバー国と途上国との二国間協定など WTO の枠組みの外で実施されている。EU による Everything but Arms（EBA）や経済連携協定（EPA）、日本による LDC 特惠、アメリカによるアフリカ成長機会法（African Growth and Opportunity Act: AGOA）などがその例である。本小論では、AGOA に焦点をあて、多国間の枠組みに基づいていない優遇アクセスの成果と課題を、開発および貧困削減の視点から明らかにしようとするものである。具体的な事例として、マダガスカルを取り上げ、アメリカ政府による AGOA の適用中止が輸出産業および雇用に与えた影響を検討する。

1. AGOA の成果

AGOA は、アメリカの国内法として、サブサハラ・アフリカ諸国の製品に対して輸入関税の免税を認める制度であり、2000 年から 2015 年の予定で施行されている。4000 品目以上の製品について免税を適用しているが、とりわけ衣料品について大きな効果が生じている。AGOA が適用される直前の 1999 年から 2004 年の間に、サブサハラ・アフリカからアメリカへの輸出は約 2 倍に急成長し（図 1）、主要な輸出国（中所得国である南アフリカ、モーリシャスをのぞく）だけでも縫製産業の雇用は 20 万人を超えていた。この急成長は、中国など他の衣料品輸出国に課されていた数量制限（quota）が 2005 年に廃止されると同時に姿を消すが、近年、ケニアやレソトでは穏やかな成長が見られている²。

AGOA の成果は開発戦略という点から画期的であった。低所得国は労働集約産業に比較優位があると理論的には考えられ、また経験的にも、多くの低所得国では縫製産業が製造業では最初に

¹ WTO およびその前身である GATT における差別化されたルールについては、箭内 [2013] が詳しい。

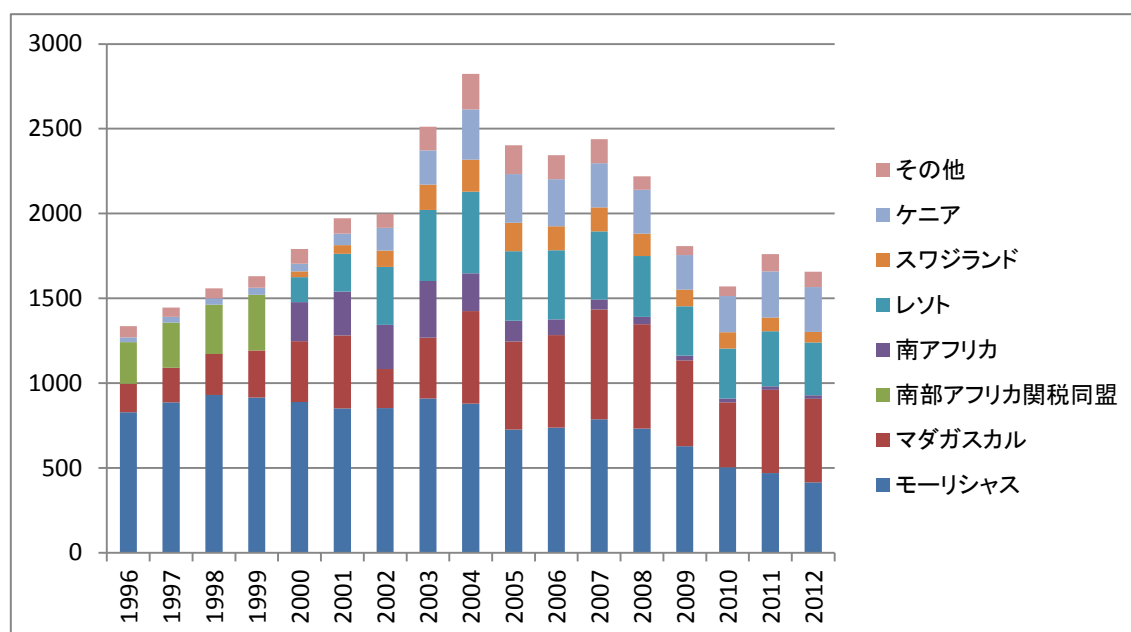
² 輸出増加とその後の停滞については、西浦・福西 [2008] が説明している。また、Frazer and van Biesebroeck [2010] は、貿易データを利用して AGOA がアフリカからアメリカへの輸出を増加させたことを統計的に確認している。



輸出競争力をもつ部門であったが、サブサハラ・アフリカでは、一部の国を除き AGOA が実施されるまで輸出が成長することはなかった。AGOA は、免税という下駄を履かせることによって、アフリカにも労働集約産業に比較優位がある可能性を示したといえる。2000 年以降、世界銀行を代表するエコノミスト達もアフリカにおける工業化の可能性を示唆するようになり、近年は、資源に依存したアフリカの経済成長を持続的なものへと移行させる方策として、製造業部門を含む産業多様化の必要性が語られる³。

図 1 サブサハラ・アフリカ諸国からアメリカへの衣料品輸出額

(百万ドル)



(出所) UNComtrade のアメリカ政府による輸入額の報告にもとづく。

なお、EU もアフリカ諸国に対して免税措置を適用している。2001 年に発効した EU とアフリカ・カリブ海・太平洋諸国 (ACP countries) の貿易協定であるコトヌー協定によって、衣料品を含むアフリカ製品の輸入関税は免除されていた。EU の措置が衣料品の輸出増加をもたらさなかったのは、原産地規則によって縫製だけでなく織布 (生地) の生産) の工程もアフリカ内で行わなければ免税が適用されないためであり、これを縫製だけに限定したことが AGOA の成功につながっている⁴。アフリカで競争力のある織布部門を有するのは南アフリカとモーリシャスだけであり、この両国とともにモーリシャスから生地を調達するマダガスカルのみが、EU 市場への輸出に成功していた。関税や数量制限の廃止だけでなく、原産地規制を柔軟化することも、LDC 向け優遇アクセ

³ これらの文献については福西 [2009] がレビューしている。近年では、Dinh et al. [2012] がアフリカにおける軽工業の発展可能性について論じている。

⁴ 正確には、コトヌー協定では、紡績、織布、編立、縫製の工程のうち、2 工程が行われた国を原産地としていた。EU は 2007 年以降、コトヌー協定に代わって経済連携協定に基づいてアフリカ諸国に無税無枠のアクセスを提供しているが、そこでは衣料品に関する原産地規制は緩和され、AGOA と同様に 1 工程を行うことを求めている。



スの論点となっている。

援助国は、優遇的な市場アクセスの提供とともに、低所得国の製品の競争力を向上させるために、インフラストラクチャーの整備や企業の生産技術の改善のための援助を行っている。WTOは、こうした援助国および援助機関の取り組みを調整し、効果を高めることを目的に「貿易のための援助 (Aid for Trade)」というプログラムを2006年から実施しており、貿易ルールと産業政策の両面から後発開発途上国の輸出促進を支援する体制を整えている [中川 2013, 186-187]。アメリカ政府は、AGOAを「貿易のための援助」の土台として積極的に活用している。毎年、アフリカ諸国の政府代表と民間企業、産業団体との対話の場として AGOA フォーラムを開催するほか、アフリカの3ヶ所にトレード・ハブと呼ばれる貿易促進の拠点を設置し、AGOAを利用した輸出を支援するための援助 (African Competitiveness and Trade Expansion Initiative) を行っている。

2. アメリカによる経済制裁

AGOAはアメリカの国内法であり、アメリカ政府および議会が適用の可否を決定する。適用には、市場経済、法の順守、複数政党制、知的財産権の保護、人権および労働者の権利の保護などの政治体制や政策に関する条件があり、それらが満たされていないとアメリカ政府が判断した場合には、適用が取り消される。この条件のため、これまでジンバブウェには AGOA が適用されたことがなく、コートジボアールや中央アフリカは適用を取り消された経緯がある。幸いなことに、適用取り消しとなった国の多くは、AGOAを利用したアメリカ向け輸出が少なく、その影響はわずかであった⁵。唯一、大きな影響が現れたと考えられるのがマダガスカルである。マダガスカルの縫製産業は、モーリシャスやフランスからの直接投資によって1990年代から発展し、2000年以降は、AGOAを利用したアメリカ市場向けの輸出も増加した (図2)。マダガスカルからの衣料品輸出は、2005年に数量制限が廃止された後も成長を維持し続け、政変の生じる直前には縫製産業は輸出額の54%を占め、約10万人を雇用する最大の輸出産業となっていた⁶。

マダガスカルでは、2008年に当時の大統領とアンタナナリブ市長との対立が表面化し、2009年に軍が大統領公邸に突入したことをきっかけに、当時の大統領が辞任し、アンタナナリブ市長のラジョリナが大統領に就任している。この政権交代を各国政府やアフリカ連合は承認しておらず、多くの国は政府間援助を停止した。アメリカ政府は、援助の停止とともに、経済制裁として2010年よりマダガスカルに対する AGOA の適用を中止した。この措置により、アメリカ市場ではマダガスカルから輸入される衣料品に最恵国待遇の関税率が適用されるようになった。マダガスカルから欧米市場への衣料品の輸出額は、2009年に前年比で18%減少したのに続き、AGOAが中止された2010年はさらに39%減少した (図2)。2010年のアメリカ向け衣料品輸出額は74%の減少であったのに対して、免税措置を継続したEU市場に対する輸出額の減少は10%にすぎないことか

⁵ もちろん、適用が続いた場合に輸出が成長した可能性は否定できない。

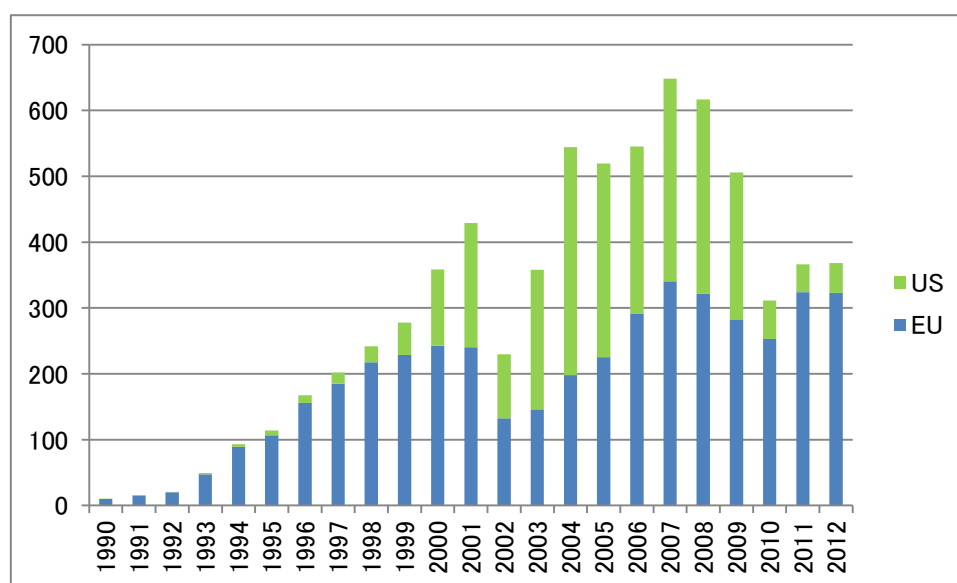
⁶ 輸出額は UNComtrade より。雇用者数は、政府資料 [Ministère de l'Économie et de l'Industrie 2009] に報告されている輸出加工区の雇用者数 (10.7万人) と輸出加工区における縫製産業の雇用者シェア (94%) より、概算値を求めている。



ら、輸出の減少は政変そのもの影響よりも、AGOA の中止の影響であることが推察される。しかし、政変が生じた 2009 年は金融危機の影響で衣料品市場自体が縮小しており、単純な輸出額の変化は政変や市場アクセスの変化の影響を示していない。政変とは無関係な要因の影響を取り除くため、マーケットの影響がマダガスカルと近いと考えられる低所得の衣料品輸出国と、輸出額の変化に有意な差があるかどうかを検討した⁷。その結果、政変は輸出を 31~45%減少させたと推定された。他方、AGOA の中止は、アメリカ向けの輸出額を 64~78%減少させたと推定され、やはり政変そのものよりも AGOA 中止の影響が大きいことが明らかになった⁸。

図 2 マダガスカルから欧米への衣料品輸出額

(百万ドル)



(出所) UNComtrade のアメリカ政府および EU による輸入額の報告にもとづく。

輸出の急激な減少は、縫製産業に大きな変化をもたらしている。現地では、多くの企業が撤退したことが報道され、縫製産業で職を失った人々がインフォーマルセクターで就業しているといわれている。筆者は、政変が起きる前に縫製企業の調査を準備しており、政変の前後で企業の変化を捉えることができた。調査結果から、政変後に輸出向け縫製工場の 29%が閉鎖したことがわかったが、政変前にアメリカ市場にのみ輸出していた工場に限れば、68%の工場が撤退していた。この結果は、AGOA 中止が工場の撤退を加速したことを示しているように思われるが、アメリカ市場に輸出していた工場はもともと強い競争力を持っていなかったため、金融危機による市場の

⁷ 具体的には、バングラデシュ、カンボジア、インド、パキスタン、ベトナムの 5 カ国を比較対象としている。このうち、インドとパキスタンは基準とした 2008 年の時点で、世界銀行の定義する低所得国ではないが、一人あたり所得が低所得国の上限値に近いため、対象に含めた。これらの国について、国際的な貿易品目コードである Harmonized System (HS) の 6 桁レベルで分類した衣料品の各品目 (245 品目) の輸出額の変化を推定した。したがって、推定結果は、衣料品 245 品目の平均変化を示している (総輸出量の変化とは必ずしも一致しない)。

⁸ 詳細は Fukunishi [2013] を参照されたい。また、後に紹介される企業の閉鎖および雇用への影響も、同論文で分析したものである。



縮小や政変を機に撤退が増えたという可能性もある。そこで、生産性や企業規模など工場の特徴の影響を取り除いて撤退の確率を推定した結果、アメリカ市場にのみ輸出してきた工場が撤退する確率は他の工場よりも58%高いことがわかった。アメリカ市場向け工場とその他の工場の間で、政変の影響や市場需要の変動に差がないと仮定すれば、この撤退確率の差がAGOA中止の影響だといえる⁹。他方で、アメリカ市場とともに他市場にも輸出していた工場の撤退確率は、他市場にのみ供給していた工場と変わらず、AGOA中止の影響はみられなかった。この結果から、供給市場の転換が容易ではないことが推測される。2010年にAGOAが更新されないことは更新の直前まで明言されなかったため、縫製企業が市場を切り替える準備を行う時間はほとんどなかったことも一因だと考えられる。

貧困削減の点から重要なのは輸出縮小に伴う失業である。一般に、縫製産業における雇用の70～80%はミシンのオペレーターとその補助員であり、教育水準が低い女性を多く雇用する傾向にある。これらの非熟練労働者の多くは、フォーマルセクターでは他に就業機会がなく、縫製産業での雇用により所得が上昇していることが先行研究でも確認されている¹⁰。農業が最大の産業であるマダガスカルでは、縫製産業は貧困層に対して大量のフォーマルセクター雇用の機会を与えていた。筆者による調査が対象とした工場は、2008年時点で約5万7300人を雇用していたが、そのうち2万6600人あまりの雇用(47%)が2010年に失われていた。同じ期間に輸出額は50%減少しているため、ほぼ同じ比率で雇用が減少したことがわかる。このうち、2万3000人あまりがミシンのオペレーターなど非熟練労働者の雇用であり、失われた雇用のほとんどが貧困層向けであった。ただし、AGOAの適用中止や政変の影響のほか、金融危機の影響も雇用の喪失の原因と考えられる。政変の影響は国内すべての縫製工場にみられるため、比較可能な他国の縫製工場データがなければその影響を取り出すことはできないが、AGOA中止の影響は、撤退の分析と同様にアメリカ市場向けの工場とその他の工場を比較することで明らかにできる。

まず、工場閉鎖による雇用減少の影響について検討した。前述の推定は、政変前にアメリカ市場のみに輸出していた工場は、AGOA中止によって確率的に58%が撤退したことを示している。規模や生産性などの工場の特徴は撤退確率と相関していなかったことから、アメリカ市場のみに輸出していた工場はすべて同じ撤退確率を有しており、したがってそれらの企業の雇用者数の58%が、AGOA中止に伴う閉鎖によって失われたと考えることができる。他方、存続した工場の雇用者数の変化について検討すると、アメリカ市場向けの工場の減少率は他市場向けの工場と有意な差がみられなかった。この結果は、女性の非熟練労働者だけに限定しても同様であった。存続した工場がAGOA中止の影響が見られないことは、工場を存続させている企業が政変以降、輸

⁹ 貿易データによる推定では、AGOA中止の影響がない2009年については、アメリカ市場とEU市場で政変の影響に差がないことが示されている。しかし、2010年については、両市場の需要の変動には有意な差があることが示されており、企業データを利用したAGOA中止の影響の推定値は過大の可能性がある。

¹⁰ 『世界開発報告』の2013年版は、縫製産業が貧困者にとっての雇用機会であることを指摘している[World Bank 2012]。衣料品輸出国における縫製産業とインフォーマルセクターおよび他の産業部門の賃金の比較については、Lopez-Acevedo and Robertson [2012]が詳しい。マダガスカルについては、Glick and Roubaud [2006]などがある。他方、縫製産業における労働環境の劣悪さが問題にされることも多い。特に2013年4月にバングラデシュで発生したビル倒壊事故に伴って多数の縫製労働者が死亡したことは、縫製産業の労働環境に対する国際的な批判を引き起こした。最近の批判は誤解に基づいている場合もあるが、一般に縫製産業では労働時間が長く、雇用が不安定なことが知られている。多くの工場では先進国の小売業者や国際機関による労働環境のモニタリングが行われており、改善への取り組みが行われている。



出先を EU 市場などに変更していることが理由として挙げられる。政変以降、素早く供給市場を転換し、AGOA 中止の影響を緩和することができた企業のみが、工場の存続を維持することができたことを示している¹¹。

これらの結果を総合すると、AGOA の中止は、工場撤退を通じて雇用の縮小をもたらし、非熟練労働についてはその数は 6405 人分の雇用と推定された。これは、雇用数の 11%、失われた雇用数（約 2 万 3000 人）の 28%にあたり、推定が過大である可能性があるにもかかわらず、アメリカへの輸出額に現れた影響と比べると AGOA 中止が雇用に与えた影響は小さい。雇用への影響が穏やかであったのは、政変後も関税免除措置を維持した EU 市場がアメリカ市場の代替として機能し、もともと EU 市場にも供給していた工場を中心に EU への輸出を増やし、生産量の減少が抑えられたことにある。したがって、もし EU も関税免除措置を中止すれば、工場の撤退および雇用の減少はきわめて大きく、マダガスカルの縫製産業は存亡の危機に立たされた可能性がある。縫製産業では非熟練労働者の雇用が大半を占めるため、その場合、貧困削減に与える影響が深刻であることは明白である。

■ おわりに

AGOA は貿易促進、特に輸出品目の多様化という点で、アフリカの貿易構造に大きな変化をもたらした。輸出額としては目を見張るものではなかったとしても、サブサハラ・アフリカから労働集約財を輸出する可能性を示したことは、アジアで生じたような雇用を通じた貧困削減の道筋を示す画期的な成果であったといえよう。その意味で、AGOA をはじめとした LDC 向けの無税無枠の市場アクセスの提供は、経済成長と貧困削減に重要な貢献果たすことが期待される。しかし、二国間、もしくは AGOA のように片務的な取り決めにもとづく市場アクセスは、多国間の取り決めよりもアクセス制度の変更が容易であり、制度の安定性に問題が残ることを示している。AGOA の場合は、アメリカ政府のみが適用の可否を決定する仕組みとなっている。そして、現状では、アフリカ諸国の縫製産業で最も競争力のあるマダガスカルでも、優遇アクセスが取り消された影響は非常に大きい。AGOA の中止はアメリカ向けの輸出額を 64~78%減少させたと推定され、政変そのものよりも大きな影響があった。

政治的な条件によって運用が中止されることは政府間援助でもみられることであるが、LDC 向けの市場アクセスの変更は、LDC が比較優位を持つ労働集約産業に大きな影響が出る可能性が高く、その場合、貧困層の損失が大きいという特徴がある。マダガスカルの事例では、幸いにも EU が関税免除措置を継続したため雇用への影響は比較的小さかったが、もし EU もアメリカと同様の経済制裁を実施していれば、非熟練労働者の雇用の大半が失われていた可能性がある。また、関税免除が中止されなかったとしても、不安定な制度の下では民間投資が抑制される可能性があり、その場合、無税無枠の効果そのものが減殺される。他方で、優遇アクセスの取り消しが、民主化という本来の目的を達成するために効果的であるかどうかについて疑問が残る。大統領選挙

¹¹ こうした市場転換が EU 市場に輸出していた工場の受注を奪い取ることになっていけば、それも AGOA 中止の影響といえるが、本稿では検討していない。



は幾度となく延期され、本稿の執筆時点において、いまだに選挙は実施されていない。そもそも、大量の失業は政治的な争点として重要視されていない。

マダガスカルを経験から、二つの政策的な含意が得られる。LDCに対する優遇アクセスの停止という経済制裁は、その目的が政治体制の変換であった場合には効果が明確でない一方で、制裁の目的ではない労働者および企業に与える影響が大きい。経済制裁が実施されるべきかどうか、大いに検討の余地がある。また、優遇アクセスの提供が開発政策としての効果を最大限に発揮するためには、制度が安定的であることが重要であり、多国間の枠組みで実施されることが望ましい。

参考文献

〈日本語文献〉

- 中川淳司 2013. 『WTO——貿易自由化を超えて』 岩波書店。
 西浦昭雄・福西隆弘 2007. 「グローバル化の波に洗われるアフリカの衣料産業：製品、資本、技術の国際移動とローカル企業の対応」 『アフリカレポート』 45: 3-8。
 福西隆弘 2009. 「アフリカの開発戦略論：近年における議論の変化」 『アフリカレポート』 48: 3-8。
 箭内彰子 2013. 「ドーハ開発アジェンダにおける『開発』問題」 佐藤寛編 『WTO ドーハラウンドの歴史的意義：基礎理論研究会成果報告書』 アジア経済研究所。

〈外国語文献〉

- Dinh, Hinh T., Vincent Palmade, Vandana Chandra, and Frances Cossar 2012. *Light Manufacturing in Africa: Targeted Policies to Enhance Private Investment and Create Jobs*. Washington D.C.: World Bank.
 Frazer, Garth and Johannes van Biesebroeck 2010. "Trade Growth under the African Growth and Opportunity Act." *Review of Economics and Statistics* 92(1): 128-144.
 Fukunishi, Takahiro 2013. *Political Crisis and Suspension of Duty-free Access in Madagascar: Assessment of Impacts on the Garment Industry*. IDE Discussion Papers, No.422, Chiba: Institute of Developing Economies.
 Glick, Peter and François Roubaud 2006. "Export Processing Zone Expansion in Madagascar: What are the Labor Market and Gender Impact?" *Journal of African Economies* 15(4): 722-756.
 Lopez-Acevedo, Gladys and Raymond Robertson, eds. 2012. *Sewing Success?: Employment, Wages, and Poverty Following the End of the Multi-fibre Arrangement*. Washington, D.C.: World Bank.
 Ministère de l'Economie et de l'Industrie 2009. *Situation Economique et Financière au cours des Trois premiers mois de 2009*. Antananarivo: Ministère de l'Economie et de l'Industrie.
 World Bank 2012. *World Development Report 2013: Jobs*. Washington, D.C.: World Bank.

〈インターネット〉

- UNComtrade ウェブサイト <http://comtrade.un.org/> (2013年8月28日アクセス)

(ふくにし・たかひろ／アジア経済研究所)





革命後チュニジアの政治的不安定

Political Instability in Post-revolutionary Tunisia

渡邊 祥子

WATANABE, Shoko

要 約 :

アラブ革命の震源地となったチュニジアでは、2011年1月の政変によってベン・アリー体制が崩壊したのち、イスラーム政党「ナフダ運動」を中心とする新連立政権が誕生した。しかし、ナフダ政権はその後閣僚の辞任、野党政治家の暗殺、サラフィー主義の台頭などの問題に見舞われ、早くも危機に直面している。

ナフダ政権の不安定は、よく言われるような、「世俗主義」対「イスラーム主義」の対立が政治と社会を二分する状況に起因するというよりは、チュニジアにおける政党政治の成熟度と関わっている。すなわち、反体制の社会運動として始まり、30年の非合法活動を経て、革命によって一躍与党となったナフダの背景を考慮した時、同党の不安定性は、新興民主主義国の政党に特有の問題として浮かび上がってくる。本論では、ナフダのどのような特性が政権不安定へとつながっているのかを指摘し、構造上の問題が政策決定上の障害として表れた事例として、2013年2月のジバーリー首相辞任の過程を分析する。

キーワード : チュニジア ナフダ運動 イスラーム主義 イスラーム政党

はじめに

2011年1月14日のベン・アリー (Zayn al-‘Ābidīn ibn ‘Alī) 大統領の亡命とともに、「アラブ革命」の先頭に立ったチュニジアが、政治的不安定にあえいでいる。2つの臨時政府を経て、2011年10月23日にチュニジア史上最も公正な国政選挙が行われた結果、217名の議員から成る制憲議会が成立した。この選挙で89議席、得票率にして37%を獲得し、第1党となったイスラーム政党「ナフダ運動 (Harakat al-nahḍa、以下ナフダ)」は、第2党の「共和国のための会議 (Congrès pour la république: CPR)」(29議席、得票率9%)と、第4党の「労働と自由のための民主フォーラム (al-Takattul al-dīmuqrāfī min ajl al-‘amal wa al-ḥurrīyāt、以下タカトル)」(20議席、得票率7%)と連立を組み、2011年12月に三頭制 (トロイカ) と呼ばれる政権を実現した¹。議席の数と内部結束の強さからナフダが与党3党のうち圧倒的な優位に立っているものの、3党の政治家が3つの重要な政治ポストに就任したことで、均衡が実現したように見えた。すなわち、ナフダからハンマーディー・ジバーリー (Ḥammādī al-Jibālī) が首相となり、CPRからはムンシフ・マルズーキー (al-Munṣif al-Marzūqī) が大統領に任命され、タカトル代表のムスタファー・ベン・ジャアファル (Muṣṭafā ibn Ja‘far) が、制憲議会の議長に選出されたのである [Ben Yahmed 2012]。

しかし、その後トロイカ政権は、政権内の意見不一致を背景にした閣僚の辞任に悩まされている。2012年6月30日には、首相付き国務大臣 (行政改革担当) であったムハンマド・アブー (Muḥammad ‘Abbū, CPR) が、権限不足と内閣内の意見不一致を理由に辞任した。さらに、7月27日には、財務大臣フサイン・ディーマシー (Ḥusayn al-Dīmāsī、無所属) が、やはり閣内意見不一致を理由に辞任した。ディーマシーは辞任の理由として、直前の7月18日に中央銀行総裁が更迭された際、人事に関する相談を受けなかったことに対する不満のほか、閣僚たちが国家予算を次期選挙のための対策に費やすような政策に走っていることを挙げ、後者の例として、旧政治犯 (その多くはイスラーム主義者) に対する賠償案を、国の経済状況を無視した集票行為であると批判した²。革命後のチュニジアは経常収支の悪化、海外からの投資の減少などの問題に苦しんでいる (図1、図2を参照)。こうした中で、閣僚の辞任、特に財務大臣の長期不在³は、チュニジアの対外イメージに少なからず打撃を与えた。さらに、2013年2月6日に左派政党指導者のシュクリー・ベルイード (Shukrī Bil ‘īd) ⁴が自宅近くで暗殺される事件が起こり、政治的暴力の蔓延に対し適切な対策を取ってこなかったとされたナフダへの批判が集中した。新内閣の組閣を呼びかけたものの、受け入れられなかったジバーリー首相は、2月19日に辞任した。その後、

¹ 政党設立はナフダが1981年(「イスラーム志向運動—Mouvement de la tendance islamique: MTI」として設立)、CPRが2001年、タカトルが2002年だが、革命以前に合法化されていたのはタカトル(2008年に認可)のみ [Akacha 2011]。

² Cavaillés [2012]。アブーは当時CPRにいたが、2013年6月に自身の政党「民主主義潮流」を立ち上げた。ディーマシーは経済学者で、財務大臣辞任後の2012年9月に新党「チュニジアの呼びかけ」(後述)に加わる。

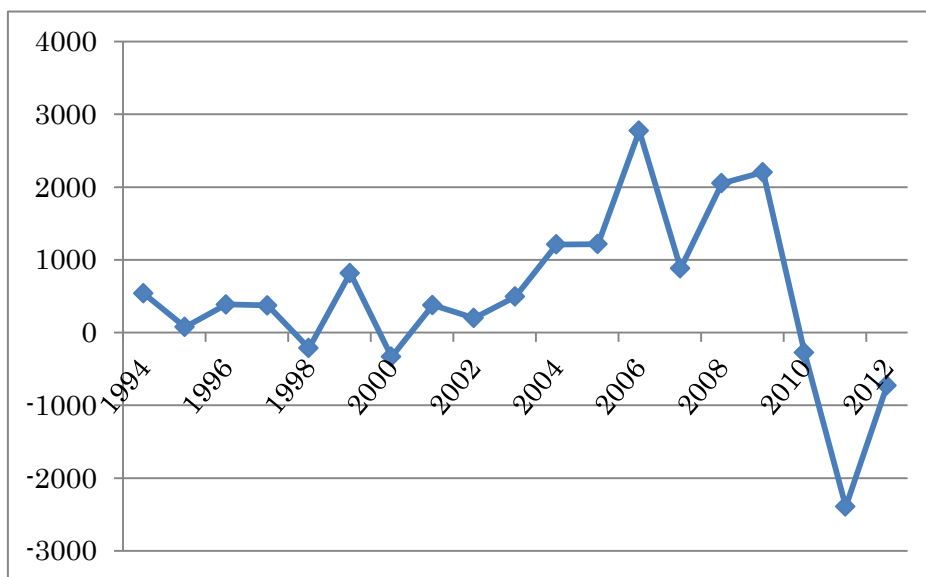
³ ディーマシーの辞職後、財務大臣補佐のサリム・ベスベース (Salīm Basbās) が臨時に財務大臣を務めた。その後、2012年12月19日よりタカトルのイルヤース・ファフファーフ (Ilyās al-Fakhfākh) が現職である。

⁴ 学生時代よりチュニジア学生総同盟 (UGET) で学生運動に携わる。マルクス主義結社の「民主愛国運動」の指導者を務めるかたわら、弁護士として人権擁護のために活動。チュニジア革命後は新たに「統一民主愛国党 (Parti unifié des patriotes démocrates: PUPD)」を設立して党首となり、同党が参加する左派連合「人民戦線」(後述)では総書記を務めた。暗殺時48歳。

3党連立を基本としつつも、重要ポストにより多くの無所属閣僚を任命したアリー・アリード (Ali al-‘Arīd) 内閣が任命された。しかし、同年7月25日に2件目の政治的暗殺事件であるムハンマド・ブラーフミー (Muḥammad Brāhmī) 暗殺事件が起こったことで、アリード内閣の無所属閣僚の1人である教育大臣のサーリム・ラブヤド (Sālim al-Abyad) が辞任を表明した⁵。

なぜこのような不安定性が生じているのだろうか。ベルイードやブラーフミーの暗殺事件がいわゆるサラフィー主義者⁶によるものとされていることから、イスラーム主義と世俗主義のイデオロギー対立を背景に挙げる報道が多いが、政権の構造そのものにある不安定要因を取り上げた論考は少ない。そこで、本論考では、トロイカ政権の直面する課題と政党政治の現状を概観したうえで、サラフィー主義台頭や政治的暴力などの問題に対する政策の不十分さが、トロイカ政権が抱える構造的な問題によって生じていることを述べ (第1節)、特に政権の中心であるナフダに注目しながら不安定性を生み出す諸要因を指摘する (第2節)。最後に第3節では、第2節で述べた構造が政策決定上の障害として現れた事例として、2013年2月のジバーリー首相辞任に至る政治過程を取り上げ、分析を行う。

図1 チュニジアの経常収支(1994～2012年)
(単位: 100万チュニジア・ディーナール)



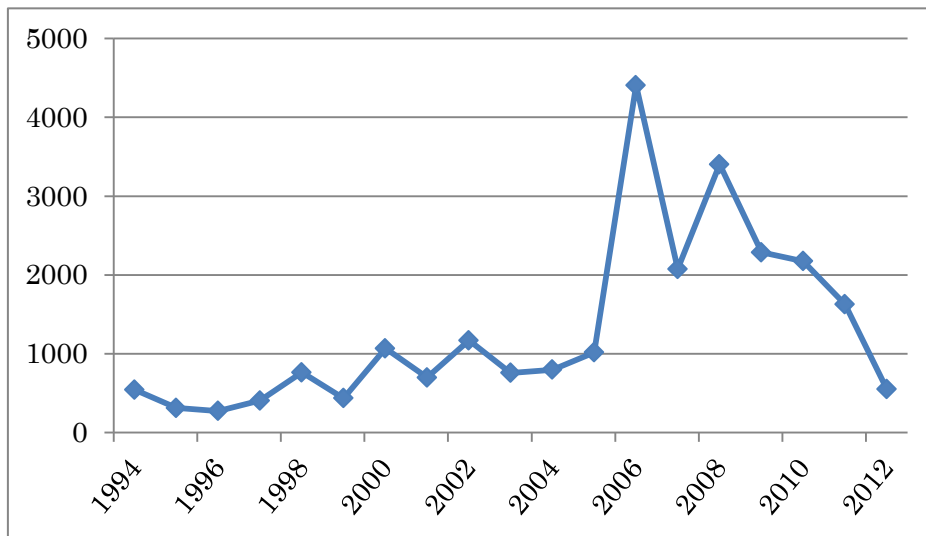
(出所) CBT [2013a; 2013b] より筆者作成。

⁵ PT [2013]。殺されたブラーフミーと同じ政治グループ「進歩愛国主義潮流」に属していたことがラブヤドの辞職の背景にあると見られる。ブラーフミーはナセル主義政党「人民の運動 (Mouvement du peuple: MP)」党首。2013年4月に同党は左派連合「人民戦線」に加入したが、暗殺直前の2013年7月に党が分裂して人民戦線を脱退、ブラーフミーはこの時脱党していた。

⁶ 現在のチュニジアで「サラフィー主義」とは、ナフダなどの穏健で合法的な活動を志向するイスラーム主義の諸潮流とは一線を画し、シャリーア(イスラーム法)の実現、民主主義やナショナリズムの否定などを思想的特徴とする諸グループを指す。サラフィー主義は世界的な現象でもあり、様々な潮流を内包しているが、行動手段として平和主義を貫く潮流と区別して、武装闘争路線を取る潮流を特に「ジハーディー・サラフィー主義」と呼ぶことがある。アルジェリア、マリなどで活動する「イスラーム的マグリブ諸国のアル=カーイダ」は、ジハーディー・サラフィー主義の集団である。サラフィー主義については Meijer [2009]を参照。



図2 チュニジアへの直接投資(1994~2012年)
(単位: 100万チュニジア・ディーナール)



(出所) CBT [2013a; 2013b] より筆者作成。

1. トロイカ政権の課題と政党政治の現状

トロイカ政権の課題は、制憲議会による新憲法制定（2013年6月1日に最終草案が完成し、同14日に起草委員会の報告が行われたが、7月25日のブラーフミー暗殺事件以降、制憲議会での審議は中断している）と選挙（大統領、国政、地方選挙）の実施、新政権へのすみやかな権力移行である。このほかにも、前政権から引き継いだ問題である失業対策、地域格差の是正、腐敗・汚職の追放、革命後に悪化した経済状況の立て直しなど、数多くの政治・経済問題への取り組みが待たれている。相次ぐ閣僚の辞職は、このような課題に政権が安定した姿勢で取り組むための大きな障害となっている。

政党の激しい再編成による議会政治の混乱も、政治的不安定性の一要因である。制憲議会選挙後に数々の新政党が結成され、36%の議員が所属政党を変えた結果、制憲議会の構成は大きく様変わりした⁷。議会内党派（ブロック）のうち、当初の当選議員がそのままブロックを形成しているのは第1勢力の「ナフダブロック」（89名）のみである。第2勢力の「民主主義ブロック」（35名）は、「進歩民主党（Parti démocrate progressiste: PDP）」（制憲議会選挙では16議席、4%の票を獲得）の一部議員を中心に、中道左派政党・グループの議員で構成されている。与党のCPRとタカトルは多くの議員がブロックから離脱したため、他党や無所属の議員も合わせて、ブロックとしてはそれぞれ15名、12名の勢力にすぎない。「自由と尊厳ブロック」（10名）は、制憲議会選挙ではタカトルをしのぐ第3党となっていた「自由・公正・発展のための民衆請願（al-‘Arīḍa al-sha‘bīya li al-hurrīya wa al-‘adāla wa al-tanmiya）」（26議席、得票率7%）が分裂後、同党からの

⁷ 制憲議会ウェブサイト(http://www.anc.tn/site/main/AR/docs/groupes/liste_groupes.jsp)を参照。



離脱者が中心となって作ったものである⁸。

このように、トロイカ政権成立後のチュニジアの政党政治は、ナフダを例外として、分裂と新党結成が繰り返される混乱状態にある。選挙後に成立した政党としては、2011年11～12月の臨時内閣の首相を務めたベジー・カーイド・セブスィー (al-Bājī Qā'id al-Sabsī) が2012年6月に設立し、旧政権のテクノクラートらを集めた「チュニジアの呼びかけ (Nidā' al-Tūnis: Nida Tunis)」が有力な反ナフダ勢力と見なされている。「チュニジアの呼びかけ」は、中道左派の政党とともに、反ナフダの政治連合「チュニジアのための連合 (Union pour la Tunisie: UT)」を形成している。最左翼には、共産主義、社会主義、アラブ・ナショナリスト諸政党の政治連合である「人民戦線 (Front populaire: FP)」⁹がある。人民戦線は、議員数8名と少数派ながら、チュニジアの社会運動において並はずれた動員力を持つ「チュニジア労働総同盟 (Union générale tunisienne du travail: UGTT)」を支持基盤としており、鋭い政府批判と、その社会的影響力から無視できない勢力となっている¹⁰。大まかに言って、今日 (2013年8月) のチュニジア政治の3大勢力は、ナフダを中心に3与党から成るトロイカ政権、「チュニジアのための連合」に代表される反政権・中道勢力連合、「人民戦線」が代表する左翼連合である (図3参照)。

「チュニジアの呼びかけ」や人民戦線の批判は、政治的暴力の蔓延に対するトロイカ政権の無力に向けられている。例えば、武装民兵集団「革命防衛団 (al-Rābiṭa al-waṭaniya li ḥimāyat al-thawra)」による「チュニジアの呼びかけ」党集会への攻撃により同党員1人が死亡した事件 (2012年10月)、やはり革命防衛団によるとされたUGTT本部前集会の襲撃事件 (2012年12月)¹¹において、革命防衛団がナフダの支持者を中心とした勢力と見なされていることから、ナフダ批判が起こった。さらに、前述のベルイード暗殺事件においては、ベルイードが総書記を務めていた人民戦線が政治的暴力に対するトロイカ政権の責任を指摘した¹²ほか、国際NGOからもチュニジアの政権、司法、警察の中立性に対する懸念の声が上がった¹³。これらに加え、チュニス近郊の都市マルサー

⁸ 「自由・公正・発展のための民衆請願」は、スィーディー・ブーズィード県出身のイギリス在住青年実業家ムハンマド・ハーシミー・ハーミディー (Muḥammad Hāshimī al-Hāmidī) が革命後に創設した政党である。2011年10月の制憲議会選挙においては、公共交通無料化や全ての国民に対する無料医療サービスなどの政策を公約として、スィーディー・ブーズィードなどチュニジア内陸諸県の貧困層を惹きつけ、第3党となった [岩崎 2012, 47; Gana, Van Hamme and Ben Rebah 2012]。しかし、ハーミディーの指導姿勢に対する不満から、同年12月に10人の議員がブロックから離脱し、政党としての活動にも困難をきたすようになった [PT 2011]。ハーミディーは2013年4月に同党の解散を宣言し、5月に新政党「同胞愛潮流 (Tayyār al-maḥabba)」を創設した。

⁹ 2012年10月設立、スポークスマンは「労働者党 (Parti des travailleurs: PT)」のハンマ・ハンマーミー (Ḥamma al-Hammāmī)。

¹⁰ チュニジア革命において、UGTT、特にその地方支部がデモやストライキの組織を通じて大衆動員に大きな役割を果たした [Mizouni 2012]。

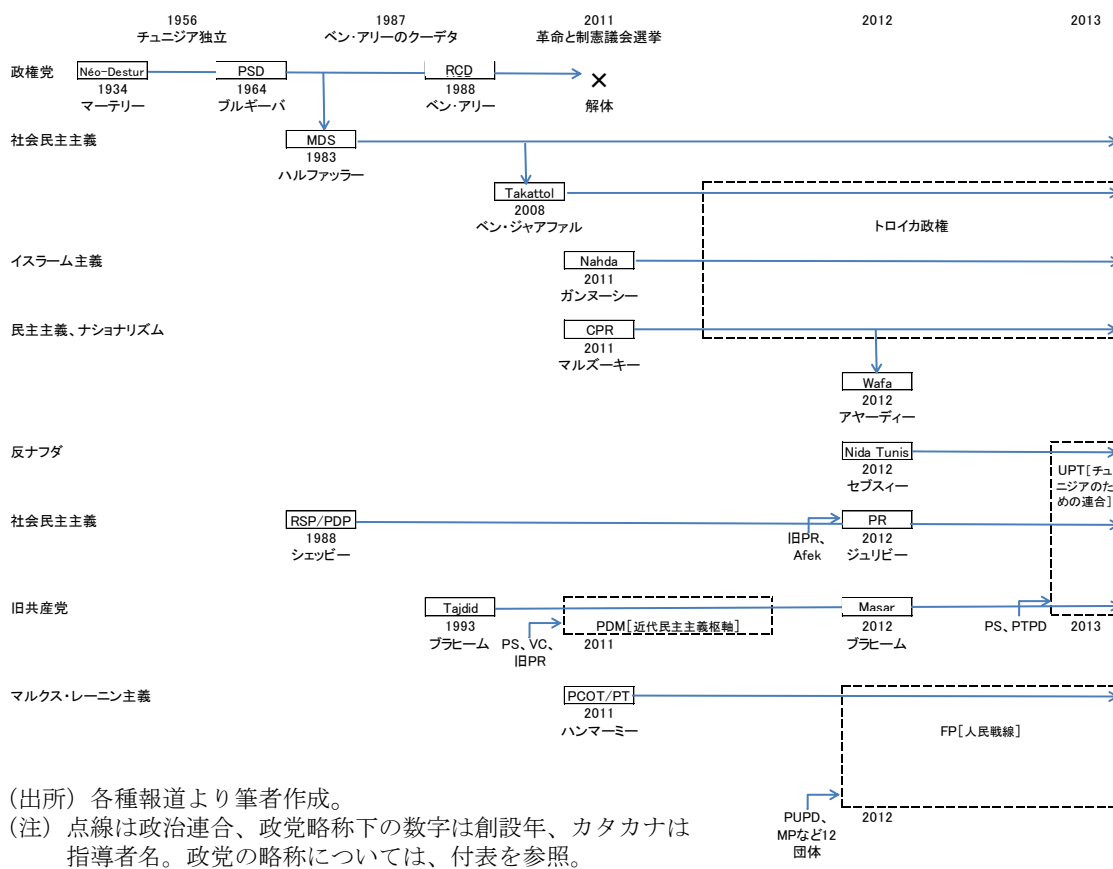
¹¹ [PT 2012]。なお、チュニジア革命時には旧体制派の追放を叫ぶ様々なイデオロギー傾向の小グループが、各地で自発的に結成された。革命防衛団は、これらの小グループのうち、特にイスラーム主義色の強いグループを再編成して、制憲議会選挙後の2012年6月に市民団体として結成された [Auffray 2013a]。

¹² 人民戦線を構成する労働者党のハンマーミーは、ベルイードが脅迫を受け、危険な状況に置かれていたにもかかわらず、何らの措置も取らなかった現政権を批判した [BBC-MME 2013e]。ベルイードは、2011年10月にチュニジアの民間テレビ会社「ネスマ TV」が反イスラーム的な場面を含む映画を放映したとされ、聖なるものの冒涇と公共秩序攪乱の罪に問われた事件において、弁護士として表現の自由を擁護してネスマ TV を弁護していた。この訴訟をめぐるのは数百人のサラフィー主義者によるネスマ TV 本部の襲撃未遂事件や、同局局長自宅への火炎瓶での襲撃事件が起こっており、ネスマ TV 側を弁護したベルイードはサラフィー主義者に敵視されていた [Auffray 2013b]。

¹³ 例えば、AI [2013]。



図3 チュニジアの主な合法政党と政治連合



付表 政党略称

(アルファベット順)

Afek	Āfāq Tūnis (チュニジアの地平)
CPR	Congrès pour la république (共和国のための会議)
FP	Front populaire (人民戦線)
Masar	al-Masār al-dīmuqrāṭī al-ijtimā'ī (社会民主主義の道)
MDS	Mouvement des démocrates socialistes (社会民主主義運動)
MP	Mouvement du peuple (人民の運動)
Nahda	Ḥarakat al-naḥḍa (ナフダ運動)
Néo-Destur	al-Ḥizb al-ḥurr al-dustūrī al-jaḍīd (新立憲自由党)
Nida Tunis	Nidā' al-Tūnis (チュニジアの呼びかけ)
PCOT/PT	Parti communiste des ouvriers de Tunisie/ Parti des travailleurs (チュニジア共産主義労働者党、2012年に労働者党に名称変更)
PDM	Pôle démocratique moderniste (近代民主主義枢軸)
PR	Parti républicain (共和党)
PS	Parti socialiste (社会党)
PSD	Parti socialiste destourien (社会主義ドゥストゥール党)
PTPD	Parti du travail patriotique et démocratique (愛国民主主義労働党)
PUPD	Parti unifié des patriotes démocrates (統一民主愛国党)
RCD	Rassemblement constitutionnel démocratique (立憲民主連合)
RSP/PDP	Rassemblement socialiste progressiste/ Parti démocrate progressiste (進歩的社會主義者連合、2001年に進歩民主党に名称変更)
Tajdid	Ḥarakat al-tajdīd (タジュディード運動)
Takattol	al-Takattul al-dīmuqrāṭī min ajl al-'amal wa al-ḥurrīyāt (労働と自由のための民主フォーラム)
UPT	Union pour la Tunisie (チュニジアのための連合)
VC	Voie du centre (中道)
Wafa	Ḥarakat al-wafā' (ワファア運動)



で行われた美術展の展示物がイスラームの教えに反するとされ破壊された事件（2012年6月）、アメリカで撮られた「イスラーム冒涇映画」¹⁴に抗議する米大使館・アメリカンスクール前のデモと治安当局の衝突により死者4名を出した事件（2012年9月）、サラフィー主義集団「アンサール・シャリーア（Anṣār al-sharī‘a）」のカイラワーンにおける全体集会が、これを禁止する政府の警告にもかかわらず決行され、治安部隊と衝突した事件（2013年5月）、アルジェリアとの国境部のシャアンビー山脈において、イスラーム主義武装勢力によると見られる地雷の爆発事件や、軍とイスラーム主義武装勢力との戦闘が相次ぎ、10人以上の軍人が死亡している事件（2013年5～7月）など、サラフィー主義者による暴力事件の増加¹⁵に有効な対策を打ち出せないトロイカ政権に非難が集まっている。

政権内の緊張と閣僚辞任、与野党間の対立、社会におけるサラフィー主義者の暴力という、レベルを異にする諸問題は、しかし、ともにナフダの組織構造上の不安定の問題とつながっている。すなわち、政党組織としては未成熟状態にあるナフダが、党と支持者の利益上の紐帯（パトロン・クライアント関係）形成を、社会的・経済的課題に対する実効的な政策の施行よりも優先していることが、一方で他の政党・グループの不満と離反につながり、他方でサラフィー主義者などの台頭と社会不安を生んでいるのである。次節では、ナフダが抱える構造的問題を指摘し、現政権の不安定性の原因を解き明かしてみたい。

2. ナフダの構造的問題

1989年の創設以来、非合法団体でありつづけたナフダが政党として認可されたのは2011年3月であり、2011年1月の政変から数えても10月の制憲議会選挙まで9カ月ほどしかなかった。この短期間のうちに、ベン・アリー政権による弾圧から逃れ、長らくイギリスに亡命していたナフダの著名な指導者、ラーシド・ガンヌーシー（Rāshid al-Ghannūshī）の20年ぶりの帰国、恩赦法¹⁶による活動家の釈放、合法政党としての組織再建が行われた。ナフダには1989年の国政選挙の際に唯一の選挙参加経験があるが、この時も政党としては認可されず、活動家は無所属候補として参加することを強いられ、しかも不正選挙のために1人の当選者も出なかった[Sadiki 2002]。革命以前から合法的に認可され、野党として活動してきた進歩民主党（1981年に「進歩的社会主義者連合－Rassemblement socialiste progressiste: RSP」として創設、1988年に認可。2001年に進歩民主党と改称。革命後の2012年に「共和党（Parti républicain: PR）」に統合された）やタカトル（2002年創設、2008年認可）、90年代から野党第1党として議員を輩出していた「社会民主主義運動（Mouvement des démocrates socialistes: MDS）」（1978年創設、1983年認可）などの政党と比

¹⁴ エジプト出身のコプト教徒監督によってアメリカで2012年に製作された映画「イノセンス・オブ・ムスリム」の予告編がインターネット上に流れ、その内容がイスラームの預言者ムハンマドを侮辱しているとされたことから、2012年9月に中東、東南アジア各地で広範な抗議行動を引き起こした。アメリカ公館などに対する暴力事件も起こり、リビアではサラフィー主義者によるベンガジ領事館への攻撃により、大使を含む外交官4人が死亡した。

¹⁵ サラフィー主義者によるものとされている一連の事件については、若桑[2013]を参照。

¹⁶ 2011年2月19日の大統領令2011-1号。

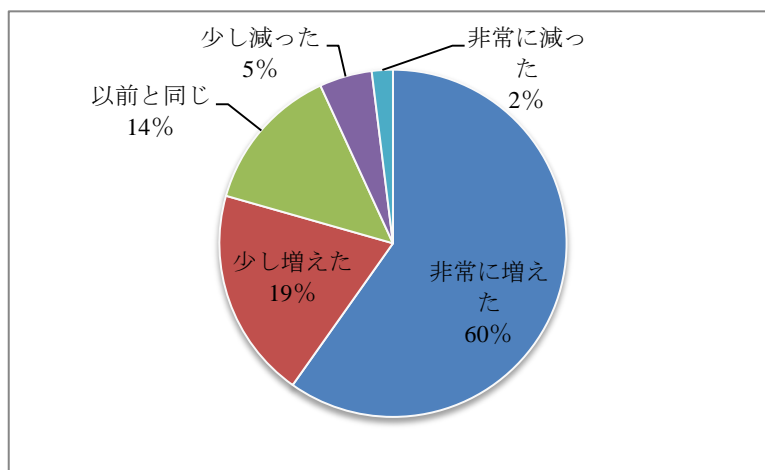


べ、ナフダは選挙、議会活動において未経験であり、合法政党としての組織形成自体が初めてである。こうした状況のため、ナフダの組織はいわばにわかづくりである。

クライエンタリズムと政党戦略に関するキツェルトとウィルキンソンの研究によると、権威主義体制下でも民主主義体制においても、政党はクライアントに対する利益分配に基づくクライエンタリズム政治か、政策に基づくプログラム政治、あるいは両者の組み合わせを通じて集票を行うが、資源配分の実現に十分な組織的インフラストラクチャーを欠いてはクライエンタリズム政党になることはできず、それよりもコストが低いプログラム政治のためにも、政党の共通プログラムの練り上げのためにはある程度の組織力が必要である。従って、政党が歴史的に練り上げられた組織力を有していない民主主義の初期段階においては、政治家たちは完成された組織的インフラストラクチャーを利用できないため、クライエンタリズム政党もプログラム政党もすぐには現れることがなく、投票は過去の短期的な業績評価または個人的資質（「カリスマ」）に左右される [Kitschelt and Wilkinson 2007, 24]。

チュニジア革命後のナフダは、まさしく民主主義初期の段階特有の困難に直面している。すなわち、一方で、時間と費用をかけてその組織を充実させ、そのクライエンタリズム政治を有効に機能させようとしているが、この方針が政権内のナフダ以外の政治家の離反を生んでいる。さらに、図1、図2が示す経済状況、図4、図5が示す汚職に対する国民の認識に明らかなおお、ナフダの「短期的な業績評価」は芳しくない。残る可能性はカリスマによる集票だが、思想家として高名なガンヌーシーは、確かに大衆的な人気を誇っている。しかしながら、公的ポストに就いていないガンヌーシーがナフダ代表として政策決定にたびたび影響を及ぼすという、ナフダの構造に起因する例外的な状況を危険視する人々がいることから、ガンヌーシー人気が集票にはつながらない可能性がある。以下ではナフダの抱える諸問題を、①政党組織、②社会的基盤、③政権の置かれている制度的状況、に整理して指摘する。

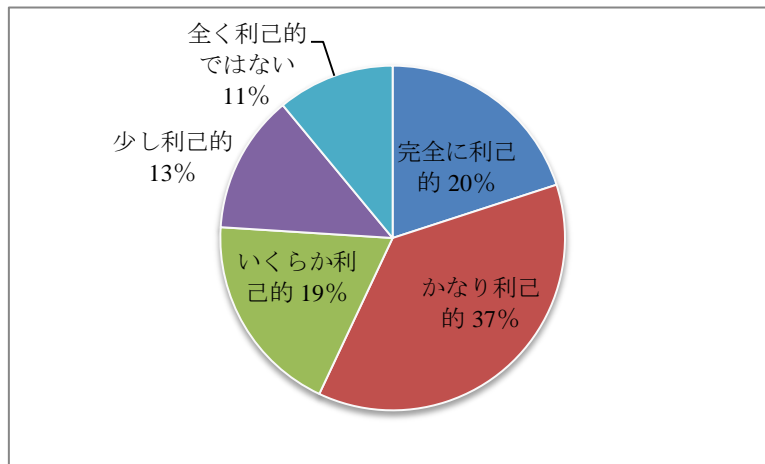
図4 過去2年間に於いて腐敗/汚職の程度はどう変わりましたか？



(出所) TI [2013] より筆者作成。
 (注) チュニジア人 1000 人に対するアンケート結果。



図5 現政府は、どの程度自分たちの利益しか考えていないと思いますか？



(出所) TI [2013] より筆者作成。

(注) チュニジア人 1000 人に対するアンケート結果。

(1) 政党組織

ナフダの第1の問題は、イスラーム運動組織と政党組織が区別されていないことである。エジプトのムスリム同胞団系「公正自由党」などのいわゆるイスラーム政党は、母体となったイスラーム運動体と政党とが、組織上別の団体として立ち上げられている場合が多い。これに対し、ナフダは社会運動組織がそのまま政党を兼ねている形態である。現在のナフダは、選挙で選ばれる代表、党員 150 名で構成されるシューラー議会（「シューラー」はアラビア語で「協議」の意味）の2つの常設決定機関があり、執行機関として執行部が任命され、民主的な分権体制を形作っている¹⁷。トロイカ体制成立時に首相に任命されたジバーリーは執行部の長（al-amīn al ‘āmm）という地位にあり、これは総書記（Secretary General）と訳されることもあるが、「党首」に該当するのは彼ではなく、代表（al-ra’īs）の地位にあるガンヌーシーである。ガンヌーシーはナフダの精神的指導者として大きな影響力を持っているが、何らの公的な役職にも就いていない。

他地域のイスラーム政党に関する研究がすでに指摘しているように、イスラーム運動体が非合法組織や野党という立場にとどまらず、合法政党として選挙に参加し、議員や閣僚を輩出して政策決定過程に参加するようになった場合、イスラーム政党の政治行動は、母体であるイスラーム運動の意向だけでなく、他政党との関係や、体制の構造、選挙戦略に影響される。その結果、イスラーム政党の権力への接近に伴って、イスラーム政党の政策的方向性と、母体であるイスラーム運動組織のそれとの間に乖離が生じる現象がしばしば見られる [Schwedler 2006, 95-96; Wegner 2011, xxxix-xli, 32-71; Wickham 2004, 207]。社会運動と政党組織が分離されていないナフダの場合も、閣僚として他の連立与党とともに政策決定に携わる党員と、それ以外の党員との間には、政治行動を規定する条件に差異が生じている。この差異は、ナフダ内部の理念派と対外協調派の対立として表れている（次段落を参照）。この内部対立が、ジバーリーのテクノクラート内閣提案

¹⁷ ナフダの現行の組織については、ナフダのウェブサイト (<http://www.ennahdha.tn>) に公開されている「ナフダ運動の基本組織（第9回集会における修正後）」(Nizām al-asāsī li Ḥarakat al-naḥḍa – ba‘da tanfiḥi-hi min al-mu’tamar al-tāsi’) を参考にした。第9回集会は2012年7月12～16日に行われている。3つの機関の分権から成る組織構造は、90年代のナフダの組織 [Tamimi 2001, 74] を基本的な下敷きにしていて考えられる。



(2013年2月)が多くとの与野党の支持を得たにもかかわらず、ナフダがこれを拒否するという事態を引き起こすことになった。

第2の問題は、組織内部における対外協調派と理念派の緊張があり、さらに、末端レベルの活動が中央(代表、執行部、シュールー議会)によって統制されていない事実である。ジバーリーや、ガンヌーシーとともにナフダの前身MTI(注1を参照)の創設者の1人であり、ナフダの副代表でもあるアブドゥルフアッターフ・ムールー(‘Abd al-Fattāḥ Mūrū)といった対外協調派(政権全体の利益を優先する現実路線を取る)は、サーディク・シュールー(al-Ṣādiq Shūrū)、ハビーブ・ルーズ(al-Ḥabīb al-Lūz)などの理念派(シャリーアの実現などのイデオロギーの保全を重視するサラフィー主義に近い立場)と対立関係にある¹⁸。代表のガンヌーシーは、発言内容は対外協調派に近いが、ジバーリー辞任の際に見られたように、理念派としばしば行動をともにしている。末端の活動についていえば、制憲議会選挙において、ナフダの活発なローカルなネットワークが集票に有利に働いた[Gana, Van Hamme and Ben Rebah 2012, 16]反面、活動が中央集権化されておらず、末端において革命防衛団のような民兵組織とのつながりや、サラフィー主義者との協同関係が指摘されている[ICG 2013, 38-39]。2013年5月のカイラワーンでの集会禁止の際、アンサール・シャリーアとナフダのアリード内相(当時)は、互いに厳しい批判の言葉を投げ合った¹⁹が、指導部の意向はどうあれ、末端のレベルでは両者の活動が依然として未分化なのである。

対外協調派が理念派を抑えられず、中央が末端を統制しきれない状況は、政党としてのナフダの統率の取れた行動を阻害している。

(2) 社会的基盤

2011年10月の制憲議会選挙は、ナフダが特定の地域や社会階層を基盤としておらず、都市部でも農村でも票を集めており、かつかなり広い社会層の支持を得ていることを明らかにした[岩崎 2012; Gana, Van Hamme and Ben Rebah 2012]。革命時の大衆蜂起が最も激しかった(死者が多かった)地域であり、チュニジアで最も貧しい地域に当たるスィーディー・ブーズィード県出身の実業家が創設した「自由・公正・発展のための民衆請願」(注8を参照)は、スィーディー・ブーズィードや近隣のカスリーン県などを中心にした選挙キャンペーンを行い、公共交通の無償化などの具体的な公約を打ち出して人気を得た点で、特定の地方的基盤と支持層を持った政党と言える。CPRも、党首マルズキーの家族の故郷であるケビリー県で得票率が高かった。これらの例に対して、ナフダの得票には地域的な偏りがなかった²⁰。社会層においては、ナフダの得票は、都市部では富裕な地区より庶民的地区ないし混合地区で支持が厚い傾向にあった。CPR、タカットルが大都市の富裕な人々が住む地区から票を得ている事実と対照的である。

¹⁸ シュールー、ルーズについてはICG[2013, 15, 28, 30-34, 37-38]を参照。2人は、ガンヌーシー亡命中はナフダの代表を務めたことのある幹部であり、制憲議会議員である。

¹⁹ 5月19日にカイラワーンで予定されていたアンサール・シャリーアの集会を内務省が禁止したことを受け、同組織の指導者アブー・イヤード(‘Abū ‘Iyād)は、チュニジアの為政者たちを「邪神ども(al-tawāghīt)」(ここでは、イスラームの教えに背く為政者たちの意味)と批判した。集会が強行された結果、アンサール・シャリーアと治安部隊とが各地で衝突、多数の逮捕者が出た。アリード内相は集会が非合法であったことを強調し、アンサール・シャリーアの指導者の一部がテロ活動に従事していると批判した[Jazīra.net 2013; Nazīf 2013]。

²⁰ ただし、南部諸県の保守性とナフダへの支持の高さとの関連も指摘されている[Gana, Van Hamme and Ben Rebah 2012]。



合法的な政治活動の経験が全くないナフダは、制憲議会選挙で第1党となったことで、非常に広い地域と社会層を支持基盤として意識せざるを得ないことになった。それゆえ、トロイカ政権成立後のナフダが取った方向性は、イスラーム主義者を中心とする旧体制による犠牲者一地域や社会階層は様々の支持を意識したポピュリズム政治であった。これは例えば、ナフダの党員を知事に任命することや²¹、2011年の恩赦法の対象となった旧政治犯の圧力団体に対して国家的な補償の実施を約束する²²、といった形で表れた。これらはいずれも、ナフダによる不正・汚職として他党の閣僚や政治家からの批判を受け、ディーマースィー財相辞任の理由にもなった。支持者からの期待や圧力に応えた資源配分を行うことは、経済状況が厳しく国家資源が目減りしつつある革命後の状況においては、かえってナフダの政策に対する反発を生む結果につながっている。現に、不正・汚職は国民にも広く認識されている。国際NGOのトランスパレンシー・インターナショナルが2012年9月～2013年3月に実施した調査結果では、チュニジア人回答者の66%が政党は「非常に腐敗している」、ないし「腐敗している」と答えており [TI 2013]、79%が過去2年間において腐敗・汚職が「非常に増えた」、または「少し増えた」と回答している (図4参照)。現政府が自分たちの利益しか考えていないと考えるかどうかという質問に対しては、76%が「完全に利己的」、「かなり利己的」、「いくらか利己的」と回答した (図5参照)。

このように、ナフダは特定の社会層を意識したプログラム政党となるには支持社会層・地域が広すぎるが、クライエントリズム政党になろうとすると、連立政権ゆえに政権内部から離反を生み、さらに腐敗に批判的な国民の支持も失うというジレンマを抱えている。

(3) 政権全体の構造

トロイカ政権は連立政権であるゆえ、ナフダの政策は他の連立与党との関係にも左右される。前述のとおり CPR とタカトルは分裂によって勢力を半減させてしまっている。また、ナフダの突出に対する2党の反発は強く、ナフダ出身の閣僚を削減して与党間の勢力バランスを再調整する内閣改造を2党から要求されたことが、2013年2月の政権内部の緊張につながった (第3節参照)。

先に述べたとおり、イスラーム主義政党であるナフダと、中道左派の2党が連立している事実は、ナフダ内部の理念派が志向するような「シャリーアの実現」といったイデオロギー色の強いイスラーム主義を実行に移すためには、障害となりうる。しかしながら、このことが政権内部で大きな争いの原因になったことはほとんどなく²³、争点になっているのはむしろ権力分有の問題である。

²¹ 前出のアップーは、ナフダが他の与党に相談せずに党員を知事に任命していると批判している [BBC-MME 2012]。

2012年にはスィーディー・ブーズィード、シリアナ両県において、2013年にはスース県において、現政権支持者で実務に無能と見なされた知事の更迭を求める労働組合や地元住民の抗議行動が起きた。

²² 2012年4月ごろから、旧政治犯に対する国の補償を求める制憲議会や首相府前での座り込み運動が断続的に起こった。これに対し、ナフダの議員や閣僚たちは好意的に対応していた [Ahra' 2012; Mahjüb 2012]。補償は、収入の安定しない旧政治犯への生活支援を規定した人権省の省令 2799号 (2013年7月9日) という形で具体化した。政治犯や圧力団体はこの措置に満足せず、首相府前での座り込み行動を続けたため、治安部隊が介入した [Khefifi 2013; Mahroug 2013]。

²³ イスラームについての論争はいずれも新憲法をめぐる問題であり、イスラーム法を法源として規定するか否か、また、男女の地位を異なるものと解釈するか否かなどであった [若桑 2013; JA2012]。



与党 3 党の間の緊張は、トロイカ政権の外部に、3 党を結束させるような大きな脅威がないことも関係している。この点は、軍が政界外部から大きな影響力を行使しているエジプトの状況と異なる。第 1 節で述べたとおり、主要な野党勢力に左派連合の人民戦線、反ナフダ連合の「チュニジアのための連合」があるが、いずれもトロイカ政権にただちに取って代わるような圧倒的な影響力は持っていない。むしろ、一部の野党に対するトロイカ政権の排他的な姿勢が、批判的となっている。例えば、ナフダと CPR が中心となって 2012 年 11 月に提出された「革命保護法案」は、旧体制の与党であった「立憲民主連合 (Rassemblement constitutionnel démocratique: RCD)」の党員を一律に政界から排除するものであり、旧 RCD 党員を含む「チュニジアの呼びかけ」が反対しているほか、特定の政治勢力の法による排除という手続きの非民主性を国際 NGO に指摘されている [HRW 2013]。

上に挙げた 3 つの状況が、ナフダの党としての政策決定を困難なものにしている。クライエントリズム政治とプログラム政治の 2 つの政党戦略のうち、ナフダの政策はクライエントリズム政治に傾きながら、その利点を活用できていない。支持者や圧力団体の歓心を買うべく政策を行っても彼らを満足させられず、かえってテクノクラート官僚や国民から汚職の批判を浴び、支持を低下させてしまっているからである。政府の社会・経済政策上の業績は悪く、国民は失望している。

次節に述べるジバーリーの辞任プロセスにおいて議論になった「テクノクラート内閣」案は、こうした状況を打破するための代替案だった。次節では、本節で述べたナフダの党政策決定の 3 レベルの障害を踏まえ、ジバーリー案が頓挫した原因を分析する。

3. ジバーリー辞任の過程

2013 年 2 月のジバーリーによる「テクノクラート内閣」の提案と、この提案が頓挫したことによる引責辞任は、上述のとおり、2 月 6 日のベルイード暗殺事件をきっかけに、ナフダが国内外から非難されたことが直接の引き金となった。しかしながら、ジバーリーの内閣改造案は、それ以前から存在した、ナフダ以外の与党 2 党による政権内パワー・バランス是正要求に原型があり、暗殺事件後は、ナフダとトロイカ政権が党派主義そのものを捨て去る決意を見せることで、与野党からの支持の再取り付けを試みる意図が新たに加わった。ジバーリー案の失敗は与野党から一度得た支持を離反させてしまったがゆえに、トロイカ政権の安定性にとってネガティブな影響を与えた。以下では、報道²⁴を基にジバーリー辞任のプロセスを再確認することで、この主張を実証する。

そもそも、ナフダの閣僚 (26 大臣中 14 人) を減らす形での内閣改造の要求は、ベルイード暗殺事件以前から他の与党 2 党によって提起されてきた。2013 年 1 月には、野党を新たに政権に参

²⁴ 主に用いる資料は、ナフダ機関誌『ファジュール (al-Fajr)』と、BBC Monitoring Middle East (BBC-MME) サービスが要約したカタールのアル=ジャズィーラ放送の報道内容である。ジバーリー辞任前後のチュニジアの動きは連日ジャズィーラ放送で報道され、さらに多数の政治家がインタビューに応じた。



加させて連立を拡大する交渉もなされていたが、この交渉は失敗に終わる [BBC-MME 2013a; 2013b]。ジバーリー首相はこの時から内閣改造に意欲を示していたらしく、2月1日には、同じナフダの首相府付き国務大臣のルトフィー・ザイトゥーン (Luṭfī Zaytūn) がジバーリーの推し進める内閣改造に抗議し、辞任した [BBC-MME 2013c]。ナフダ内部の反対のため、ジバーリーは内閣改造に慎重にならざるを得なかった [BBC-MME 2013f]。ナフダの反応が悪かったことに業を煮やした CPR は、2月3日に、ナフダ所属の外相と法相が1週間以内に辞任しなければ CPR は連立を脱退すると、最後通牒を突きつけた [BBC-MME 2013d]。

ベルイード暗殺が起こったのはこの3日後の2月6日である。つまり、暗殺と同日に行われたジバーリーの「テクノクラート内閣」組閣の呼びかけは、ベルイード暗殺以前にもあった内閣改造案を、政権に対する批判が強まったタイミングで再提起したものだ。ジバーリー案の目的は、党派主義を乗り越えた挙国一致内閣の樹立であった。

その後数日をかけて、ジバーリーは野党と与党の一部から支持を取り付けた。CPR は11日に連立脱退の「凍結」を表明 [Reuters News 2013; BBC-MME 2013g]、翌12日には、タカトルがジバーリー案に支持を表明した [BBC-MME 2013h]。「チュニジアの呼びかけ」、共和党、「社会民主主義の道 (al-Masār al-dīmuqrāṭī al-ijtimā'ī: Masar)」ほかの野党も交渉を通じ支持を表明した²⁵。しかしながら、最も強固な反対がナフダ内部から現れた。ジバーリーの提案はその日(2月6日)のうちに党執行部に拒否され [Mahjūb 2013]、15日付のナフダ機関誌『ファジュール (al-Fajr)』は、ジバーリー案を「選挙結果の合法性を覆す行為 (inqilāb 'alā shar 'īyat al-ṣandūq)」と批判した²⁶。その後、16日から17日にかけて、ナフダのシューラー議会による検討の結果、ジバーリー案は正式に却下された²⁷。代表のガンヌーシーは16日に、数千人の支持者を集めたデモをチュニスで行い、選挙で選出された政府の正当性を強調し、ジバーリー案を否定した [BBC-MME 2013i]。これに対し、ジバーリーはぎりぎりまで諸政党との交渉を続けるが、ナフダの拒否が主因となって19日について辞任を発表する。ナフダ内でジバーリー案に理解を示した活動家にムールーがいたが [BBC-MME 2013k; 2013m]、ムールーはクライエンタリズム政治よりも経済・社会政策における業績を優先すべきとする少数派であり、党内政治において孤立していた²⁸。

ジバーリー辞任後任命されたアリード首相は、ジバーリー案に反対したナフダ幹部の1人と見られており、人民戦線などの野党の支持を取り付けることができなかった [BBC-MME 2013n]。3月8日に発表されたアリード新内閣は、ナフダの閣僚を大幅に減らして無所属テクノクラートを新たに入閣させており(表1、表2を参照)、その意味ではジバーリーの主張した「テクノクラート内閣」の方向性に沿ったものと言える。しかしながら、大同団結による危機の乗り越えを訴えたジバーリー案が、現政権の既得権の正当性に対する批判を許さないガンヌーシーら党中枢部か

²⁵ このほか野党「労働党 (Parti du travail)」、「イニシアチブ党 (Hizb al-mubādara)」、政治連合「民主主義連合 (Alliance démocratique)」(野党「改革と発展党」などを中心に2012年11月に創設)も支持を表明した [BBC-MME 2013i]。BBC-MME [2013j]によると、UGTT、チュニジア人権連盟、弁護士連盟もジバーリー案を支持した。議会内ブロックのうち反対したのはナフダ、2012年にCPR元党首のアブドゥッラウフ・アヤディー ('Abd al-Ra'ūf al-'Ayādī) が設立した「ワファー運動 (Harakat al-wafā': Wafa)」、「自由と尊厳」の各ブロックであった。

²⁶ Nāsir [2013]。inqilāb は「クーデタ」の含意がある強いニュアンスの言葉である。

²⁷ シューラー議会の70%が反対に回ったとの報道もあった [Levinson 2013]。

²⁸ 後日2013年6月のナフダの設立記念集会の際、ムールーは党内の反対者たちの罵声を浴び、演説を中断させられている [Dami 2013]。



ら否決されたことから言っても、ナフダ内部の党派主義は一向に克服されていないことは明らかだった。ジバーリーやムルーが示唆した業績重視の志向（ここに、プログラム政党への転換の可能性はある）を実現することに、ナフダは失敗したのである。

表1 ジバーリー内閣（26大臣）とアリード内閣（25大臣）の所属政党別閣僚数

	ジバーリー内閣	アリード内閣 (注1)	増減	
ナフダ	14	9 (0)	-5	(出所) 各種報道より筆者作成。 (注1) 首相府付き国務大臣、各省次官を除く。 (注2) カッコ内は閣僚のうち新規入閣者の数。
タカトル	3	1 (0)	-2	
CPR	3	3 (0)	±0	
無所属	6	12 (9)	6	

表2 ジバーリー内閣とアリード内閣の主要閣僚と所属政党

ポスト	ジバーリー内閣		アリード内閣		
	名前	所属政党	名前	所属政党	留/新(注)
首相	ハンマーディー・ジバーリー	ナフダ	アリー・アリード	ナフダ	留
国防相	アブドゥルカリーム・ズバイディー	無所属	ラシード・サッバグ	無所属	新
法相	ヌールディーン・ブハイリー	ナフダ	ナズィール・ベン・アンムー	無所属	新
内相	アリー・アリード	ナフダ	ルトフィー・ベン・ジッドゥー	無所属	新
外相	ラフィーク・アブドゥッサラーム	ナフダ	ウスマーン・ジャランディー	無所属	新

(出所) 各種報道より筆者作成。

(注) 留：前内閣でも閣僚（同一ポストないし別ポスト）；新：新規入閣。

結論

制憲議会選挙後から現在（2013年8月）に至るチュニジア政治の不安定性は、第1党であるナフダが、非合法のイスラーム運動から政権与党への転換をうまく実現できていない点に、主な原因があると言っても過言ではない。

首相を辞任したジバーリーだが、党内執行部の長の地位は保持しており、かつ次期大統領選挙に出馬する可能性も指摘されている（ただしナフダの代表としてなのか、個人としての立候補なのか不明）。ジバーリーが大統領に立候補し、選出された場合は、ナフダ内の対外協調派がこれによって活路を見いだす可能性もあるが、その場合にも政党としてのナフダ（閣僚たちを中心とする）と社会運動としてのナフダ（ガンヌーシーがその指導者）が分離されない限り、両者の間に政策をめぐる齟齬が生じる可能性は高い。ナフダが次の選挙で負けた場合、反ナフダの旧体制テクノクラートを集めた「チュニジアの呼びかけ」が与党になる可能性が指摘されており、閣僚の顔ぶれが革命以前に逆戻りしてしまうことも考えられる。組織的問題を克服しつつ、「クライアント」に限らない、有権者全体に向き合った政治への転換を果たせるか否かが、ナフダの次期選挙における勝利を左右しそうだ。



参考文献

〈日本語文献〉

岩崎えり奈 2012. 「チュニジアの革命と地域—2011年制憲議会選挙結果をもとに」『中東研究』(515): 45-54.
若桑遼 2013. 「革命後のチュニジアにおける『サラフィー主義』の伸長」『中東研究』(517): 36-43.

〈外国語文献〉

- Ahra', Sa'd, al- 2012. "al-Sujanā' al-siyāsiyūn yuṭālibūna bi taf'īl al-'afū al-'āmm wa al-Jabālī yaṭma'innu." *al-Fajr* (65) 6 July.
- AI (Amnesty International) 2013. "Tunisia: Urgent Need for Investigation into Chokri Belaïd's Killing." Presse Release dated 6 February 2013.
- Akacha, Shehrazad 2011. "Across the Political Spectrum: The First Democratic Elections in Tunisia." *The Majalla* 21 October.
- Auffray, Elodie 2013a. "Ces Ligues qui 'protègent' la révolution tunisienne." *La Libération* 14 Janvier.
- 2013b. "Chokri Belaïd, bête noire des islamistes." *La Libération* 6 Février.
- BBC-MME (BBC Monitoring Middle East) 2012. "Al-Jazeera TV Debates Tunisian President's Accusations to Islamist Partners." 26 August.
- 2013a. "Tunisia Party Threatens to Leave Ruling Troika Coalition." 19 January.
- 2013b. "Political Crisis Deepens in Tunisia as Ruling Troika Fails to Agree on Reshuffle." 28 January.
- 2013c. "Tunisia's Ennahda Key Ministers 'Ready to Quit' with Party Torn over Reshuffle." 3 February.
- 2013d. "Tunisian Party Threatens to Quit Ruling Coalition as Reshuffle Crisis Deepens." 5 February.
- 2013e. "Tunisia's Popular Front Says Government to Blame for Anti-Opposition Violence." 7 February.
- 2013f. "Tunisian Premier Interviewed on Cabinet Reshuffle, Elections, National Dialog." 7 February.
- 2013g. "Breakthrough in Tunisia's Cabinet Crisis 'Imminent'." 13 February.
- 2013h. "Tunisia's Ennahdha Party Doubtful of Premier's Non-Political Cabinet Offer." 14 February.
- 2013i. "Tunisian PM Scrambles for Opposition Support for His Technocratic Cabinet." 15 February.
- 2013j. "Tunisia's Political Scene 'in Flux' as Cabinet Crisis Persists." 15 February.
- 2013k. "Tunisia's Ennahdha Deputy Leader Confirms Trust in Chairman Ghannouchi." 16 February.
- 2013l. "Tunisia's Ennahdha Leader Asserts at Mass Rally His Party's Right to Rule." 17 February.
- 2013m. "Tunisian Ennahdha Leader Opposed to Technocrat Government." 19 February.
- 2013n. "Tunisia's Leftist Alliance Rejects Ennahdha's Coalition Cabinet Plan." 25 February.
- Ben Yahmed, Marwane 2012. "Tunisie: Marzouki, Jebali, Ben Jaafar... trois hommes à l'unisson." *JA* 11 Avril.
- Cavaillès, Thibaut 2012. "Tunisie: Bisbilles au sein du gouvernement." *Le Figaro* 29 Juillet.
- CBT (Central Bank of Tunisia) 2013a. "Balance of External Payments."
<http://www.bct.gov.tn/bct/siteprod/english/services/service5.jsp>.
- 2013b. *Supplement of Financial Statistics Bulletin* (231).
- Dami, Samira 2013. "Abdelfattah Mourou, vice-président du mouvement Ennahdha: En voulant contenter tout le monde, Ghannouchi est devenu l'otage d'une poignée de conservateurs." *PT* 19 Juin.
- Gana, Alia, Gilles Van Hamme and Maher Ben Rebah 2012. "Géographie électorale et disparité socio-territoriales: les enseignements des élections pour l'assemblée constituante en Tunisie." *L'Espace politique* (18).
<http://espacepolitique.revues.org>.
- HRW (Human Rights Watch) 2013. "Tunisia: Sweeping Political Exclusion Law; Proposal Violates Fundamental Rights." Press Release dated 15 June.
- ICG (International Crisis Group) 2013. *Tunisie: Violences et défi salafiste, Rapport Moyen-Orient/Afrique du Nord* no.137.
- JA (Jeune Afrique) 2012. "Tunisie: Des milliers de manifestants contestent la politique d'Ennahdha à l'égard des droits des femmes." 14 Août.
- Jazīra.net, al- 2013. "al-'Arīd yarfiḍu waṣm Anṣār al-sharī'a bi 'al-irhāb'." 23 May.
- Kheffī, Walid 2013. "Une énième injustice à l'égard des prisonniers politiques." *Le Temps* 17 Juillet.
- Kitschelt, Herbert and Steven I. Wilkinson 2007. "Citizen-Politician Linkages: An Introduction." In Kitschelt and Wilkinson eds, *Patrons, Clients, and Policies: Patterns of Democratic Accountability and Political Competition*. Cambridge: Cambridge University Press, 1-49.
- Levinson, Charles 2013. "World News: Prime Minister's Resignation Elevates Tunisia Crisis." *The Wall Street Journal* 21 February.
- Mahjūb, Sayf al-Dīn 2012. "Daḥāyā al-istibdād yuṭālibūna bi taf'īl al-lafū al-aāmm." *al-Fajr* (58) 18 May.
- 2013. "Harakat al-Nahḍa tarfiḍu iqtirāh al-Jibālī tashkīl ḥukūmat kafa'āt waṭaniya." *al-Fajr* (96) 8 February.
- Mahroug, Moncef 2013. "Tunisie: Le gouvernement face au casse-tête des bénéficiaires de l'amnistie générale." *Webmanagercenter.com* 23 Juillet.
- Meijer, Roel ed. 2009. *Global Salafism: Islam's New Religious Movement*. New York: Columbia University Press.
- Mizouni, Najet 2012. "L'UGTT, moteur de la révolution tunisienne." *Tumultes* (38-39): 71-91.
- Nāṣir, Fā'iza, al- 2013. "Mubādarat al-Jibālī ... wa al-sīnāryūhāt al-mumkina." *al-Fajr* (97) 15 February.



- Nazīf, Aḥmad, al- 2013. “Za‘īm Anṣār al-sharī‘a yaṣifu ḥukkām Tūnis bi ‘al-ṭawāghīt al-ḥamqā’.” *al-‘Arabīya* 20 May.
- Reuters News 2013. “Tunisian Party Decides to Stay in Government for Now.” 11 February.
- PT (La Presse de Tunisie) 2011. “‘El-Aridha Achaābia’: Création d’un groupe parlementaire indépendant.” 24 Décembre.
- 2012. “Tataouine: Une marche politique dégénère.” 19 Octobre.
- 2013. “Gouvernement: Salem Labyedh claque la porte.” 29 Juillet.
- Sadiki, Larbi 2002. “Bin Ali’s Tunisia: Democracy by Non-Democratic Means.” *British Society for Middle Eastern Studies* 29(1): 57-78.
- Schwedler, Jullian 2006. *Faith in Moderation: Islamist Parties in Jordan and Yemen*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tamimi, Azzam 2001. *Rachid Ghannouchi: A Democrat within Islamism*. New York: Oxford University Press.
- TI (Transparency International) 2013. *Global Corruption Barometer 2013* (July).
<http://www.transparency.org/gcb2013/country/?country=tunisia>.
- UGTT (Union générale tunisienne du travail) 2012. “Tentative d’assassinat de l’UGTT par les milices d’Ennahda le jour de la 60ème commémoration de l’assassinat de son fondateur le martyr Farhat Hached.” Communiqué daté du 5 Décembre.
- Wegner, Eva 2011. *Islamist Opposition in Authoritarian Regimes: The Party of Justice and Development in Morocco*. New York: Syracuse University Press.
- Wickham, Carrie Rosefsky 2004. “The Path to Moderation: Strategy and Learning in the Formation of Egypt’s Wasat Party.” *Comparative Politics* 36(2): 205-228.

(わたなべ・しょうこ/アジア経済研究所)



正誤表

〈2014年4月15日添付分〉

箇所	誤	正
p.65 1～2行目	アリー・アリード (Alī al-‘Arīd)	アリー・ラライイド (‘Alī al-‘Urayyīd)
p.65 3行目	アリード内閣	ラライイド内閣
p.72 15行目	アリード内相	ラライイド内相
p.72 注19 4行目	アリード内相	ラライイド内相
p.75 26行目	アリード首相	ラライイド首相
p.75 28行目	アリード新内閣	ラライイド新内閣
p.76 表1 見出し	アリード内閣	ラライイド内閣
p.76 表1 1行目	アリード内閣	ラライイド内閣
p.76 表2 見出し	アリード内閣	ラライイド内閣
p.76 表2 2列目6行目	アリー・アリード	アリー・ラライイド
p.76 表2 3列目1行目	アリード内閣	ラライイド内閣
p.76 表2 3列目3行目	アリー・アリード	アリー・ラライイド

〈2014年7月7日添付分〉

箇所	誤	正
p.64 23行目	経常収支の悪化	国際収支の悪化
p.65 図1 見出し	チュニジアの経常収支 (1994～2012年)	チュニジアの国際収支 (1994～2012年)
p.65 図1 (出所)	CBT [2013a; 2013b] より筆者作成。	CBT [2013a; 2013b] より筆者作成。2012年の数値は最初の4か月間のもの。
p.66 図2 (出所)	CBT [2013a; 2013b] より筆者作成。	CBT [2013a; 2013b] より筆者作成。2012年の数値は最初の4か月間のもの。



南アフリカ、マリカナ鉱山の悲劇から 1 年

A Year after Marikana Incident in South Africa

佐藤 千鶴子

SATO, Chizuko

要 約 :

2012 年 8 月、ストライキに参加した 34 人の鉱山労働者が警察の発砲によって死亡した南アフリカ、マリカナ (Marikana) 鉱山での悲劇的事件から 1 年以上が経過した。マリカナ事件は南アフリカ国内外に大きなショックを引き起こし、民主化によって誕生したアフリカ民族会議 (African National Congress: ANC) 政権が黒人労働者を無慈悲に虐殺した事件として、アパルトヘイト時代の民衆抵抗に対する警察による暴力的弾圧に匹敵するような出来事として語られることになった。

本稿では、マリカナ事件を導いた鉱山労働者のストライキについて事実関係を振り返った上で、なぜこの悲劇が起こったのかを明らかにするためにズマ大統領が設置したマリカナ調査委員会 (通称ファラム委員会) による調査の進捗状況について検討する。さらに、同ストライキが山猫ストであったことに注目し、労働者主導のストライキが増加した原因として指摘される鉱業部門の労使交渉をめぐる制度的問題とマリカナ事件が浮き彫りにした南アフリカ社会の課題について考察する。

キーワード : マリカナ鉱山 ストライキ 南アフリカ ファラム委員会

はじめに

2012 年 8 月、ストライキに参加した 34 人の鉱山労働者が警察の発砲によって死亡したマリカナ鉱山での悲劇的事件から 1 年以上が経過した。マリカナ事件は南アフリカ国内外に大きなショックを引き起こし、民主化によって誕生したアフリカ民族会議（African National Congress: ANC）政権が黒人労働者を無慈悲に虐殺した事件として、アパルトヘイト時代の民衆抵抗に対する警察による暴力的弾圧に匹敵するような出来事として語られることになった。事件から 1 週間後、ズマ大統領は、発砲事件へと至る過程について調査を行うために司法委員会を設置することを発表し、2012 年 10 月 1 日にはイアン・ファラム（Ian Farlam）退役判事を委員長とするマリカナ調査委員会（通称ファラム委員会）が正式に発足した。

本稿では、マリカナ事件を導いた鉱山労働者のストライキについて、ストに参加した労働者へのインタビューをもとに書かれた Alexander et al. [2012] に主に依拠しつつ当時の事実関係を整理した上で、ファラム委員会による調査の進捗状況と同事件の背後にある鉱業部門の労使交渉をめぐる制度的問題、さらには同事件が浮き彫りにした南アフリカ社会の課題について考えてみたい。

1. マリカナ鉱山におけるストライキの経緯¹

南アフリカ北西（North West）州ラステンバーグ（Rustenburg）近郊に位置するマリカナ鉱山の所有者は、ロンドンとジョハネスバーグの証券取引所に上場するロンミン（Lonmin）社である。同社はアングロ・アメリカン・プラチナム（アムプラッツ Amplats）社、イムパラ・プラチナム（イムプラッツ Implats）社に次ぐ世界第 3 位のプラチナ生産者となっている。同社のプラチナ鉱山で 2012 年 8 月に起こったストライキを最初に主導したのは、地下で岩石を切り出す削岩機（ロックドリル）のオペレーターであった。落石の危険があり、安全快適とはいえない環境で

¹ 本節での記述は主として Alexander et al. [2012] に依拠している。同書のほかにマリカナ事件に焦点を当てた著作として Dlangamandla et al. [2013] がある。Alexander et al. [2012] による事実経過の説明が主なインフォーマントであるスト参加者寄りの見解となっているのに対し、虐殺事件に至る過程をマリカナ鉱山で取材した記者による説明（Dlangamandla et al. 2013 に収められた Ledwaba 2013a）は、情報源となった警察、ロンミン社、労組（特に、当時、マリカナ鉱山で労働者代表として正式な交渉権を持っていた全国鉱山労働者組合 National Union of Mineworkers: NUM）の見解を反映したものとなっている。2 つの説明の際立った相違点として 2 点指摘できる。第一に、前者が NUM に対する労働者の不満・失望がストライキの原動力となったと主張するのに対し、後者は NUM と新興労組である鉱山労働者建設組合連合（Association of Mineworkers and Construction Union: AMCU）のライバル関係を前提にストが起こったとしている。第二に、前者がスト参加者を、劣悪な労働条件と低賃金の改善を求めて行動を起こしたごく普通の労働者として描いているのに対し、後者はスト参加者について、反 NUM の歌を合唱しながら伝統的な武器をたたき合わせて行進する、攻撃的で暴力的な人々であるかのように描いている。本文で述べるように、警備員や警察官、非スト参加者の殺害にスト参加者が関与していたことはおそらく事実であり、Alexander [2012a] の叙述もストライキに暴力が不在であったとは主張していない。それでもこの 2 冊を読み比べて印象的なのは、Dlangamandla et al. [2013] に収められた論考の多くにおいてスト参加者の暴力性がしばしば強調されていることである。Alexander et al. [2012] の執筆動機のひとつが、マリカナ事件の報道においてはスト参加者自身の声がほぼ無視されているということにあり、筆者自身もスト参加者から見た事件の経緯を再構成することには重要な意義があると考えため、本節の記述は主に Alexander et al. [2012] に依拠した。



長時間労働を強いられるオペレーターの仕事は、プラチナ鉱山の要をなしている。労働者自身の自己申告によれば、スト以前の月給(手取り額)は住宅手当を含めておよそ4000~5000ランド²であった。鉱山労働者の多くが東ケープ州からの出稼ぎ労働者であったことも知られている [Alexander 2012a, 18; Lekgowa and Alexander 2012, 56-61]

ロンミンの鉱山労働者の中でストライキの計画が具体的にいつから話し合われていたのかは定かではないが、2012年8月初頭までに、マリカナ鉱山のさまざまなシャフト(坑道)では削岩機のオペレーターが会合を持ち、ロンミン社の経営陣に対して賃上げを要求することが話し合われていた³。その後、各鉱山シャフトの代表者によりインフォーマルな委員会が結成され、同委員会は祝日にあたる8月9日(女性の日)にマリカナ鉱山の全削岩機オペレーターによる総会を招集した。この会合において、マリカナ鉱山の3つの部門(イースタン Eastern、ウェスタン Western、カレー Karee)を代表する労働者の委員会⁴が選出され、ロンミンの経営陣に対する賃金交渉要求、月給1万2500ランドへの賃上げ要求、翌10日に削岩機オペレーターがストライキをすること、が決定された [Alexander 2012a, 10, 21-22]

8月10日、マリカナ鉱山で削岩機オペレーターがストライキを開始した。スト参加者は経営幹部の事務所に行進し、賃金交渉に応じることを求めたが、ロンミンの経営陣は交渉には応じず、マリカナ鉱山で労働者代表として交渉権を持つ全国鉱山労働者組合(National Union of Mineworkers: NUM)を通じて要求を提出するように言い渡した。この後、スト参加者は、マリカナ鉱山の全職種労働者に対してストライキの呼びかけを拡大することを決定した [Alexander 2012a, 23]。翌11日、労働者の証言によれば、スト参加者がNUM事務所に行こうとしたとき、15~20人のNUM職員が事務所から出てきて、武器を持たないスト参加者に対して発砲し始めた。2名が逃げ遅れ、うち1名が殺害された⁵。逃げることができた労働者は、ワンダーコップの丘

² 2012年8月10日時点での為替レートは1ランド=約9.7円。削岩機オペレーターを含む鉱山労働者がストライキ以前に実際にどれだけの月給を得ていたのかは議論的となっている。ロンミン社によれば、スト以前の削岩機オペレーターの平均月給(控除前の総支給額)は9813ランドであり、そこから年金や健康保険控除などを差し引いた基本給と住宅手当の合計額は7250ランドであった。この金額からさらに税金や労働組合費などが控除されたとしても、労働者の自己申告手取り額との間には差がある。この差を説明する要因のひとつとして、裁判所の命令により、雇用主が給与から一定額を強制的に控除して労働者の借金の返済に充てる「差し押さえ命令」(garnishee order)制度の存在が指摘されている。同制度は南アフリカで一般的に利用されているが、とりわけ鉱業部門において頻繁に活用されているという [Alexander 2012a, 201 endnote chap.2 no.15]

³ 2012年初頭には、マリカナ近くのラステンバーグにあるイムブラッツ社所有プラチナ鉱山で削岩機のオペレーターが6週間にわたり賃上げを求めてストライキを行った [Business Report, 16 August 2013, 17]。イムブラッツとNUMの間で賃金改定に関する合意が存在していたにもかかわらず、イムブラッツはストを終焉させるため削岩機オペレーターの賃上げに合意した。同ストライキは、労組と経営陣による集団交渉制度の外部で、労組を介さずに行われた労働者のストが実質的な成果を挙げた前例となったのである。それゆえ、このストライキがマリカナ鉱山における削岩機オペレーターの行動を触発したと考えてもおかしくはない。なお、そもそもイムブラッツで削岩機オペレーターがストを起こした背景としては、全職種に対して等しい割合での賃上げを要求するNUMの交渉姿勢に対する不満が指摘されている [Hartford 2013, 161-163]

⁴ 労働者委員会メンバーに選出されたのは、出身コミュニティでの活動、職場でのいざこざの調停、労働者が死亡した場合に家族に連絡し遺体の送迎を手配する、サッカーの試合を組織するなどの生活や余暇の面で指導力を発揮した経験を持つ人々であったという [Alexander 2012a, 10-11]

⁵ この発砲事件の経緯で死者が出たことについて、複数の労働者が証言に絶対的な自信を持っているものの、実際には遺体が発見されていないことをアレクサンダーは注で付記している [Alexander 2012a, 201 endnote chap.2 no.25]。Ledwaba [2013a, 16]によれば、2名が負傷したが死者は出なかった。警察は殺人未遂事件として捜査を開始したが、容疑者は逮捕されておらず、ファラム委員会で証言したNUM職員も誰が発砲したのかわからない、としている。



(Wonderkop Koppie)として知られる場所で座り込みを開始した。この段階でスト参加者はヤリや木刀(スティック)、木杖といった伝統的な武器を集め始めた [Alexander 2012a, 25-27]

12日、再びNUM事務所へ向かった労働者と、それを止めようとした鉱山の警備員の間で衝突が起こり、警備員2名が車両からひきずり降ろされ、ナタで切り殺された。車両は放火された。夕方には仕事へ向かおうとした労働者1名が殺害され、後に2名の遺体が発見された。マリカナ鉱山で全職種の労働者によるストが開始された翌13日には、スト参加者と警察の間での発砲を伴う衝突により、3名のスト参加者(もしくは2名のスト参加者と近隣住民)と2名の警察官が殺害された [Alexander 2012a, 28-30; *Business Report*, 16 August 2013, 17]

14日、装甲車に乗った警察官がスト参加者との交渉を試みた。スト参加者はロンミンの経営幹部との面談を要求したが、ロンミン社は交渉には応じなかった。翌15日、再び警察がスト参加者との交渉を試みたが、ロンミンの経営陣は再び交渉を拒否した。その日遅く、センゼニ・ゾクワナ (Senzeni Zokwana) NUM委員長が装甲車でスト参加者のもとを訪れ、仕事に戻るよう説得を試みたが、経営陣との面談を求めるスト参加者の要求は受け付けなかった。その後、正式な交渉権は持たないものの、マリカナ鉱山の一部の労働者の中で支持を獲得しつつあった鉱山労働者建設組合連合 (Association of Mineworkers and Construction Union: AMCU)⁶のジョセフ・マトウンジワ (Joseph Mathunjwa)委員長がスト参加者のもとを訪れ、ストに対してシンパシーを感じるものの、彼自身も経営陣との交渉は拒否されたことを伝えた。その後、マリカナ鉱山に駐留する警察官の数が増加し、翌16日にはその数がさらに増えた。午後の早い時間帯にマトウンジワAMCU委員長が再びスト参加者のもとを訪れ、仕事に戻るよう説得を試みた。労働者の証言によれば、マトウンジワは労働者が仕事に戻らなければ多くの人々が死ぬ可能性があるとして、ひざまずき、労働者に対して仕事に戻るよう懇願した。だが、この時点で座り込みに参加していたおよそ3000人のなかでこの説得を聞き入れた労働者はわずかだった。この間、警察は労働者を取り囲むように有刺鉄線を張った。マトウンジワが去った20分後、警察による一斉射撃が始まった [Alexander 2012a, 31-34]

2012年8月16日に行われた警察の発砲により、マリカナ鉱山では34名の労働者が死亡し、少なくとも78名がケガをした。34名それぞれの死亡状況がすべて明らかになっているわけではないが、ファラム委員会における警察の発表によれば、その多くが2つの場所で撃たれて死亡した。まず、最初の一斉射撃により16名が死亡した。その状況は報道陣やテレビカメラにより目撃され、テレビとインターネットを通じて多くの人々が目にするようになった。もうひとつの場所では14名が撃たれて死亡し、後にこの場所で撃たれたさらに4名が病院で死亡した [Ledwaba 2013b, 60-61]⁷。

⁶ AMCUは、1999年にムプマランガ (Mpumalanga) 州のファンダイクス・ドリフト (Van Dyke's Drift) 鉱山においてマトウンジワにより結成され、2001年に労組登録を行った。AMCUがマリカナ鉱山で支持を集め始めたのは2011年後半に過ぎず、2012年8月にストライキが起こった時点では、マリカナ鉱山の3つの部門のなかでAMCUが多数の支持を得ていたのはカレーのみであった [Alexander 2012a, 20; Lekgowa and Alexander 2012, 43-56]

⁷ 後に述べるように、ファラム委員会に警察が提出した証拠の真偽が問われている今、マリカナ事件を取り巻く事実関係の真相を知るとはますます困難になっている。特に第二の場所で行われた警察の行為については報道陣やカメラによる目撃談や証拠映像が存在しないため、真相を知るのにはさらに難しい。たとえば警察は、ピストルを含む「武器を持った抗議者」に対して発砲したと説明したが、少なくともひとりの警察官は、無抵抗の負傷者1名に対する発砲・殺害が別の警察官により行われたことを証言した。だが、証言した警察官は、こ



後に実施された検視の結果、死者のうち14名が後ろから撃たれたことが明らかになった。装甲車にひかれて死亡した労働者もいた。警察はまた、270名のスト参加者を公衆に著しく迷惑をかける暴力的行為（public violence）の罪で逮捕した [Alexander 2012a, 36-40; Alexander 2012b, 175; *Business Report*, 16 August 2013, 17]

虐殺後もストライキは続き、9月7日にはマリカナ鉱山で出勤した労働者が全労働者のわずか2%まで減少した [Alexander 2012b, 195]。最終的に、ロンミンの経営陣は労働者との交渉に応じ、9月18日、削岩機のオペレーターに対する22%の賃金上昇⁸と2000ランドの復職ボーナスを発表した。マリカナ鉱山の労働者はこれを勝利とみなしたという [Alexander 2012a, 41]

2. マリカナ調査委員会（ファラム委員会）

マリカナ鉱山での警察によるスト参加者に対する発砲によって34名の死者が出たことは、国内外で大きなショックを引き起こし、警察の行為に対する非難が沸き起こった。しかも、警察の作戦は、いくつかのテレビカメラの前で行われたため、多くの人々がテレビやインターネットを通じて、悲劇（虐殺）の詳細の断片を映像で目の当たりにすることになった。ズマ大統領は、マリカナ事件から1週間後の8月23日、この悲劇がなぜ、どのようにして起こったのか、なぜ多数の死者が出たのかについて原因を調査するため、ファラム元判事を委員長とする司法委員会を設置することを発表し [*Business Report*, 16 August 2013, 17]。10月1日、マリカナ調査委員会（ファラム委員会）が正式に発足した。

ファラム委員会は、ロンミン社、南アフリカ警察局、労組（AMCU、NUM）、政府（特に鉱山資源省、労働省）を調査対象として特定し、ヒアリングや現場検証を行ってきたが⁹、さまざまな理由で幾度も中断を余儀なくされ、当初の任期（4カ月）内に調査を終えることはできなかった。委員会の任期は2度延長され、2013年10月末という現在の期限も再延長される見込みである。委員会の暫定報告書が提出される見通しはたっており、委員会が発足してから丸1年が経過した現在でも、悲劇（虐殺）の真相はなぞにつつまれたままである [Njanji 2013]

委員会の調査が進まない理由のひとつは、複数の証人が殺害されるなど、調査に対する明らかな妨害が存在することである。委員会が発足して間もない2012年10月6日には証人として出席する予定だったマリカナ鉱山ウェスタン部門のNUM支部書記長が殺害され、その数日後には支部長が殺害された [*Business Report*, 16 August 2013, 17]。2013年3月には証人として出席するはずだった呪術師（サンゴマ）が東ケープ（Eastern Cape）州の自宅で殺害された。このサンゴマは、スト参加者を無敵にする儀式のための薬（ムティ *muthi*）を提供した人物とみなされていた [Ginindza 2013]。翌4月には、委員会で鉱山労働者側の法定代理人を務めるダリ・ムポフ（Dali

の行為を行った警察官は旧知ではなく、特定することはできないとした。ほかに、昼間に撮影された写真では遺体の横に存在しなかったヤリやナタなどが、日没後に撮影された写真には写っている、といったことも委員会で明らかにされた [Ledwaba 2013b, 62-63]

⁸ これにより、労働者の月給（控除前の総支給額）は、最低9611ランドから最高1万3022ランドとなった [Ledwaba 2013b, 70]

⁹ マリカナ調査委員会ウェブサイト（<http://www.marikanacomm.org.za/index.html>）、2013年11月11日アクセス。



Mpofu) 弁護士が東ケープ州のイーストロンドン (East London) で休暇中に何者かに襲われ、ケガを負った [Prince 2013]

第二の理由は、委員会の調査に対して警察が非協力的なことである。虐殺の当日、警察がヘリコプターで撮影していた映像は、紛失したか、あるいは消去されたため、証拠として委員会に提出されることはなかった。また、委員会の証言台にたった複数の警察側の証人は、当時の状況について記憶が定かではないといった証言を繰り返した [Nash 2013; Nhlabathi 2013]。2013年9月半ばには、マリカナ事件に関する証拠文書の提出を意図的に拒み、事件の後に作成された文書を事件時に書かれたかのように詐称したとして、警察が事件について「真実を語っていない」とする声明をファラム委員会が発表するに至った [van Schie 2013; Sapa 2013e]

マリカナ事件翌日の記者会見において、警察は実弾の使用を3つの観点から公共の安全に対する脅威であった非合法の集会を終焉させるための行動、行為の意図は抗議者を小集団に分散させ、武装解除をしやすくすること、銃撃は自己防衛のためから正当化した [Alexander 2012b, 173]。だが、抗議者を分散させるための方策としてゴム弾や催涙ガス、放水銃ではなく、なぜ実弾が用いられたのかを問う人は多い [Alexander 2012b, 174]。2013年3~6月にファラム委員会で証言台にたったリア・ピエハ (Riah Phiyega) 警察局長官は、銃撃が警察の自己防衛のために行われたという主張を変えなかった [*The New Age*, 2 April 2013, 3; Mabuza 2013]

テレビカメラが捉えた虐殺の映像を見る限り¹⁰、伝統的な武器を持ったスト参加者に直面した現場の警察官が過剰反応をした可能性は否定できない。けれどもその一方で、8月16日の作戦に参加した警察官の誰ひとりとして逮捕されたり、当日の行為について責任を問われたりしてはいないことも事実である。この点に関してピエハ長官は、どの警察官が具体的にどの労働者を撃ったのかを特定することはできない、と委員会で述べている [Sapa 2013a]。さらに、逮捕された200人以上の鉱山労働者が警察から暴行や拷問を受けたと述べたことに対して、警察の独立調査部門が194件の申し立てを調査していることになっているものの、こちらの調査状況についても何も明らかにはされていない [Leon 2013]

鉱山労働者側の法定代理人は、実弾を装備したマシンガンを携帯した多数の警察官を配備・投入してストを打ち砕こうとしたことについて、公安管理以上の政治的意図や介入があったのではないかと仮説をたて、委員会において証明を試みてきたが、ピエハ長官はこの点についても否定した [Sapa 2013b]。しかしながら、上からの政治的介入があったと信じる人は多い。たとえば、マンデラ政権のもとで防衛副大臣を務め、第二期ムベキ政権のもとでは情報機関大臣を務めたロニー・カスリル (Ronnie Kasrils) は、次のように述べている。

[マリカナ事件] が民主的な南アフリカで起こったことについて世界中が信じがたい思いでいる。自動小銃で武装し、装甲車や騎馬警官、ヘリコプターで補強されたほぼ500人の警察官を展開するという命令が与えられた。彼らは、ストライキ中の3000の鉱山労働者が陣取っていた荒涼とした丘へと進んでいった。これは、わが国で「文化的 (“cultural”)

¹⁰ テレビカメラが捉えた虐殺の映像はユーチューブなどで見ることができる。たとえば、<http://www.youtube.com/watch?v=Mt11f7p13f0> (2013年8月25日アクセス)



武器としばしば言及される木刀やヤリで武装した、必死のスト参加者からなる孤立した頑固な集団を掃討するために、危険で疑わしい作戦を実行するという決意を持った上からの命令を示すものである [Kasrils 2012]

また、Alexander [2012b, 175-176]は、ピエハ長官に加えて、ナティ・ムテトワ (Nathi Mthethwa) 警察大臣がこの作戦を承認していたはずだと述べ、ファラム委員会が明らかにしなければならないのはズマ大統領が意思決定に関与していたかどうかであると主張する。虐殺から数日後、議会において野党人民会議 (Congress of the People: COPE) のモシウオア・レコタ (Mosiuoa Lekota) 党首が、規則に反してマリカナで警察が実弾を使用することを命じたのは誰か、という質問をしたのに対して、なんら回答が与えられていないことを問題視する識者もいる [Bell 2013c]。さらに Nash [2013] は、警察の行為を正当化するために、ANC や ANC と同盟関係にある南アフリカ共産党 (South African Communist Party: SACP) の政治家が、マリカナ鉱山のスト参加者について、「危険な狂信者」あるいは「論理を理解しない野蛮人」である、というような意味のことを繰り返し述べてきたと指摘している。

2012年8月16日のマリカナ鉱山での警察の行動に、かりに政治的介入があったとするならば、暴力的な介入を肯定した政府の意図とは何だったのだろうか。これまで示唆されてきたのは、南アフリカ経済の基幹をなす鉱山会社や鉱業部門における投資家の利益を守るためということである。ムポフ弁護士は、ロンミンの株式の9.1%を所有し、当時は同社の理事を務めていた大富豪シリル・ラマポーサ (Cyril Ramaphosa) が、スト参加者に対して断固とした処置を取るよう求める一連の電子メールをムテトワ警察大臣やスーザン・シャバング (Susan Shabangu) 鉱物資源大臣に送っていたことを委員会で明らかにした [Alexander 2012b, 183; Sapa 2013b]。ラマポーサは、かつて NUM 書記長を務めた労組の活動家であったが、民主化後に黒人大富豪となり、2012年12月にマンガウン (Mangaung) で行われた党大会で ANC の副代表に選出された。虐殺の前日に送った電子メールのなかで、マリカナのスト参加者の行動を「明らかに卑劣な犯罪」と呼んだことも明らかにされている [Nash 2013; Sapa 2013b]

マリカナ事件から1年が経過した2013年8月末、ファラム委員会は新たな問題に直面し、調査の遂行に更なる遅延が発生するとともに、委員会の公平性が問われる事態となった。事の発端は7月半ば、鉱山労働者の法定代理人が資金不足を理由に委員会から撤退したことにある [*Business Report*, 16 August 2013, 17]。警察と政府の弁護人には税金が使われる一方で、鉱山労働者の弁護人の費用は民間の資金によって賄われてきたが、委員会の任期が長引くなかで、費用が枯渇してしまっただけである。鉱山労働者の法定代理人は、国家に対して弁護費用の負担を求める申請を裁判所に提出したが、8月19日、憲法裁判所はこの申請を却下した¹¹。ムポフ弁護士は高等裁判所に対して改めて国庫による費用負担の申請を行い、この問題が解決されるまで委員会を欠席した¹²

¹¹ 憲法裁判所のモゴエン・モゴエン (Mogoeng Mogoeng) 長官によれば、公正な裁判が行われるために国家が弁護士費用を負担するケースとして、憲法の人権条項は 子供、 抑留者、 すべての被告人と規定している。ファラム委員会の鉱山労働者は、これらのケースには当てはまらないという [Sapa 2013d]

¹² ムポフ弁護士率いる弁護団がファラム委員会から一時的に撤退したことに対しては賛否両論がある。『ケープタイムズ』(*Cape Times*) 紙には、マリカナ鉱山労働者の弁護費用を国家が負担することを求め、43名の研究者と活動家が署名した意見書 [*Cape Times*, 22 August 2013] が掲載される一方で、反アパルトヘイト運動や治療行動



[Sapa 2013d]

ファラム委員会がさまざまな困難に直面し、その有効性や公正性が問われるなかで、死亡した34人の鉱山労働者の遺族が置かれている状況は忘れられがちである。だが、マリカナ事件から1周年を機に南アフリカの週刊新聞『メール・アンド・ガーディアン』(Mail and Guardian)が遺族の状況に焦点をあてた特集を組んだ。同特集によれば、遺族に対しては、葬式費用の一部負担や食料の配給などが不十分ながらも政府から行われたようである。就業年数が長かった場合には積立基金からの一時金が重要な生活資金となった。また、ロンミン社は遺児の教育費を負担している。とはいえ、稼ぎ手を失った遺族の将来に対する不安は大きく、多くの遺族が、亡くなった夫や息子の代わりに労働者をロンミンが家族から雇用することに対して大きな期待を寄せている。労働者が死亡した場合に、その職を遺族が引き継ぐということは南アフリカの鉱山で慣例として行われてきたようであり、ロンミン社は遺族に対して、ファラム委員会が調査を終えた後にこの慣例を踏襲することを約束したという。遺族は、夫や子供がなぜ、どのようにして亡くなったのかについての真実を知ることによって気持ちに整理をつけるという意味からも、経済的な面からも、ファラム委員会が調査を速やかに終わることを願っているのである [Tolsi and Botes 2013]

3. 鉱業部門における山猫ストライキと集団交渉体制

マリカナ事件について語る際には、なぜ死者が出なければならなかったのか、という問題と、なぜ労働者がストライキを行い、そのストは暴力を伴っていたのか、という問題は区別する必要がある、とする Montalto [2013] の指摘は正しいと私は思う。ストライキがさまざまな産業・職種において毎年のように起こる南アフリカでは、鉱山を含めて労働者がストライキをし、それが数週間にわたることもそれほど珍しいことではない。だが、2012年8月に起こったマリカナ鉱山のストライキでは、スト発生からわずか1週間後に警察がスト参加者に対して一斉射撃を行い、多数の死傷者を出すという大惨事となってしまった。なぜこれほど多数の死傷者が出なければならなかったのか。警察の状況判断や作戦の内容と実行に問題はなかったのかどうかを調査するのがファラム委員会の役割であり、上記のように、委員会はこの仕事がかきわめて困難なものであることを証明しつつある。

他方、もうひとつの問題、ストライキの動機と暴力性については、マリカナ鉱山のストライキが、労組ではなく、労働者主導の山猫ストとして起こったことに考えをめぐらせる必要がある。マリカナ事件が起こった当初には、ストライキが暴力性を帯びたことについて、NUMとAMCUという2つの労組間のライバル争いに着目し、比較的新しい労組であるAMCUに暴力の責任を帰する報道が多かった。だが、その後の報道や識者の見解は、鉱業部門の最大労組であり、ANC政権と同盟を組む南アフリカ労働組合会議 (Congress of South African Trade Unions: COSATU) のなかでも一大勢力となっているNUMが、組合員である一般労働者を取り巻く社会状況から乖離し、

キャンペーンの訴訟を担った弁護団と比べるとムポフ弁護士ははるかに高額の報酬を得ているとして、マリカナ鉱山労働者の弁護をすることは名誉なことであり、使命感を持って取り組まれるべきである、との意見書 [Geffen 2013; Lewis 2013] も同紙に投稿された。



組合員の要求を代弁できなくなったことを問題として指摘している。結果として、労働者が自ら代表を選出し、委員会を結成して交渉権を求める道を選択することになった。マリカナ事件の後、AMCU がプラチナ鉱山において支持を獲得し、組合員を増やしたのは事実であるが、AMCU の成長は鉱山におけるトラブルの原因ではなく結果であった [Alexander 2012a, 20; 2012b, 171, 181, 186; Lekgowa et al. 2012, 96; Montalto 2013; Bell 2013c]

ではなぜ、NUM は一般組合員から乖離してしまったのか。南アフリカの新聞において定期的に労働問題に関するコラムを執筆しているテリー・ベル (Terry Bell) は、労働者のリーダーが大企業の幹部に転身した古典的な例として NUM について次のように述べている。

NUM 元書記長のラマポーサ、元副書記長のマルセル・ゴールドディン (Marcel Golding) かつて組合の交渉担当だったイレヌ・チャーンレイ (Irene Charnley) は、現在では大富豪である。NUM 元委員長のジェームズ・モトラツィ (James Motlatsi) は、労組のボスからアングロゴールド・アシャンティ (AngloGold Ashanti) 社の〔元副〕理事長へ難なく転身した。NUM 書記長のフランス・バレニ (Frans Baleni) が昨年、4万ランドに及ぶ108%の〔組合職員としての〕基本給アップを受け入れ、月給が7万7000ランドになったことは〔一般労働者の〕不満を増加させた。けれども、鉱業部門においては、労組の専従職員の間でのキャリア主義の例には枚挙に暇がない。専従職員は特権を得て、一般の労働者から乖離していく。経営陣の人材部門の長になったものも多い [Bell 2013c]

結果、労働者の代弁者であったはずの NUM は、「少数の人々にとっての富と特権への単なる踏み台」になってしまったと Bell [2013c] は断罪する。マリカナ鉱山でのストライキの最中にも、スト参加者の多くが NUM の組合員であったにもかかわらず [Bell 2013a]、NUM はスト参加者と話し合ったり、労働者の代表として経営陣との交渉に臨んだりすることはなかった。逆に2012年8月13日にはバレニ NUM 書記長が「特別部隊が軍隊」を派遣して迅速にストを終焉させるよう求めたとされる [Alexander 2012b, 178-179]、NUM はスト参加者を鎮圧する側についていたのである。さらに、NUM が ANC と同盟関係にある COSATU の一員であるがゆえ、ANC の政治家は AMCU に関して偏見に満ちた発言をする傾向があることも識者は指摘している [Bell 2013a; Nash 2013]

また、マリカナ事件の後、ほかの鉱山にも山猫ストが広がったことは、鉱業部門における賃金決定のメカニズムとなっている労働組合と経営陣による賃金に関する集団交渉システムの有効性に疑問符がつけられた、とも考えられる [Montalto 2013]

鉱業部門においては、金と石炭については産業レベルの交渉評議会が存在するものの、プラチナに関しては企業レベルで賃金交渉が行われてきた。1995年の労働関係法 (Labour Relations Act, No.66 of 1995) 第18条により、特定カテゴリーの労働者の50%以上が支持した組合は、そのカテゴリーの全労働者を代表することができる。「多数派主義」として知られるこの慣行は、小規模な組合にとって障壁となっており、鉱業部門において NUM が最大の労組として君臨することを許してきた [Bell 2013a] だがマリカナ事件後、プラチナ鉱山では AMCU が急速に支持を拡大し、12万の組合員を抱える最大の労組となった [Leon 2013; Bell 2013a]、ロンミンのマリカナ鉱山に



においても、AMCU は非熟練労働者の 70%にあたる労働者を組合員として擁するようになった。その結果、マリカナ事件から 1 周年を迎える直前の 2013 年 8 月 13 日、ロンミンは AMCU と認定合意に調印し、AMCU が正式にマリカナ鉱山における労働者代表として交渉権を獲得した [Faku 2013]

マリカナ鉱山では、企業レベルの集団交渉体制は変えないまま、AMCU が NUM に取って代わる形で、集団賃金交渉にあたることになった。だが、AMCU が NUM と同じ轍を踏まないとは言いきれない。労働者の多様化が進みつつあるなかで、AMCU がどれだけ組合員を掌握できるかは不確実な状況にあるとし、労働の現場から生まれ、労組に組織化されない労働者主導のストライキが今後も増加し、それが暴力性を帯びたものとなる可能性は否定できないとの警鐘を鳴らす声 [Montalto 2013] は無視できない。というのも、マリカナ鉱山周辺に住む労働者やコミュニティの住環境や失業率の高さ、出稼ぎ労働制度により 2 つの家庭を支えることに伴う負担、借金返済のための強制的な差し押さえ問題など [Bench Marks Foundation 2012; Steyn 2012]、マリカナ事件直後にストライキの背景として指摘された鉱山労働者の劣悪な社会環境には今日でも何ら変化は見られないからである [Bench Marks Foundation 2013]

■ おわりに

マリカナ鉱山の悲劇（虐殺）から 1 年以上が経過したが、この事件がなぜ起こったのかを解明するために設立されたファラム委員会の調査がさまざまな問題に直面し、遅々として進んでいないこともあり、結局のところ、マリカナ事件とは何だったのか、われわれはマリカナからどのような教訓を学ぶ必要があるのかについて、南アフリカ社会のなかではいまだにはっきりとしたコンセンサスは存在しないように思われる。

だが、ひとつだけ明らかになりつつあるのは、マリカナ事件の後、複数の鉱山やトラック運転手、農場労働者などにストライキが拡散するとともに、安全な水や水洗トイレ、住宅などのサービス提供の不足に対する抗議行動も増加しつつあることである。労働省が 2013 年 9 月半ばに発表した『2012 年争議行為年次報告書』によれば、同年に記録されたストライキは過去 5 年間で最多の 99 件、そのうち 45 件が法律によって保護されない山猫ストであった [Department of Labour 2013, 9; Sapa 2013f; Pressly 2013]¹³。さらに、2013 年のストライキによる労働日の喪失は 2012 年を超える見通しであるとの予測すら行われている [Khuzwayo, Faku and Sapa 2013]。民主化後の政治体制のなかで、与党 ANC の政治家やその親族、友人など一部の黒人が「黒人の経済力強化」(Black Economic Empowerment: BEE) 政策や公共事業の入札を通じて豊かになる一方で、民主化後も経済的な生活の向上を実感できない人々による現状への絶望感と政府に対する批判が抗議行動や争議の原動力となっているのである。そのうえ、民主化後、フォーマルセクターの労働者の実質賃金中央値にほぼ変化がない一方で、食料や燃料のインフレ率は消費者物価指数 (CPI) よりもはるか

¹³ ちなみに過去 5 年間のストライキは 57 件 (2008 年)、51 件 (2009 年)、74 件 (2010 年)、67 件 (2011 年) であった。99 件 (2012 年) という数字がいかに前年から大きく増加したものであったかがわかる。



に高いため、労働者の生活が事実上大幅に圧迫されてきたことも指摘されている [Crotty 2013]。ANC 政権への失望感が 2014 年に予定されている国政および州政府選挙の結果にどの程度、どのような形で反映されるのかは不確定である。だが、マリカナの鉱山労働者を含め、貧困層と若者の間で急速に支持を広げつつあるのが、ANC 青年同盟元議長ジュリアス・マレマ (Julius Malema) が 2013 年 7 月に結成した新政党、経済自由戦士 (Economic Freedom Fighters: EFF) である。マレマは、マリカナの虐殺事件直後に、マリカナ鉱山の労働者に対する支持を表明し、スト参加者の間で大歓迎を受けたが [Alexander 2012b, 193]、8 月 16 日にマリカナ鉱山で行われた虐殺 1 周年追悼集会においても熱狂的に受け入れられた [Malatji 2013; Sapa 2013c]。さらに 9 月半ば、複数の野党や団体がファラム委員会における鉱山労働者の弁護費用を国家が負担することを求めてプレトリアで行ったデモ行進においても、マレマ率いる EFF がメディアの関心をひきつけた [Monama 2013]。マレマは、ANC 内部のズマ大統領派と衝突し、最終的に ANC から除名処分を受けた後、脱税と資金洗浄の罪で起訴され、資産の差し押さえ処分を受けるなど、個人としてはさまざまな問題を抱えている。だが、2014 年の選挙に出馬する意図はすでに発表しており、EFF は、鉱山の国有化や賠償金なしでの土地改革などのラディカルな政策を掲げて、特に若年層の間で急速に支持を拡大しつつある。若者間での失業率が 50% を超える状況において、ANC が持つ解放闘争の栄光を共有しない若い世代が EFF の主たる支持基盤であるとされるが、民主化後、人種間のみならず、黒人内部の経済格差が拡大するなかで、マレマと EFF の主張が ANC 政権に失望しつつある多くの人々に共感を持って受け入れられる可能性は否定できない。それゆえ民主化後 20 周年を迎える 2014 年の総選挙は、この 20 年間の ANC による政権運営の是非を問うものとなるだろう。

〔追記〕

本論脱稿後の 2013 年 10 月 14 日、ジョハネスバーグ高等裁判所は「法律扶助南アフリカ」(Legal Aid South Africa) に対してマリカナ鉱山労働者の弁護費用を負担することを命じる判決を下した [Nbada 2013]。これを受け、翌 15 日にはムポフ弁護士らがファラム委員会に復帰した。また、11 月 1 日、大統領府はファラム委員会の任期を 2014 年 4 月末まで再び延長すること、委員会による最終報告書の提出期限を任期終了から 6 週間後とすることを発表した。

参考文献・資料

- Alexander, Peter 2012a. "The Massacre: A Narrative Account Based on Workers' Testimonies." In *Marikana: A View from the Mountain and a Case to Answer*. Alexander et al., Auckland Park: Jacana, pp.15-42.
- 2012b. "Analysis and Conclusion." In *Marikana: A View from the Mountain and a Case to Answer*. Alexander et al., Auckland Park: Jacana, pp. 169-195.
- Alexander, Peter, Thapelo Lekgowa, Botsang Mmope, Luke Sinwekk and Bongani Xezwi 2012. *Marikana: A View from the Mountain and a Case to Answer*. Auckland Park: Jacana.
- Bell, Terry 2013a. "Poisonous Roots of Past Continue to Upset Mining Sector." *Business Report*, 12 July.
- 2013b. "Marikana Could Influence 2014 Voting." *Business Report*, 5 August.
- 2013c. "The Whole Country Must Learn from the Marikana Massacre." *Business Report*, 16 August.
- 2013d. "Labour Movement Should Return to Basics and Unite." *Business Report*, 23 August.



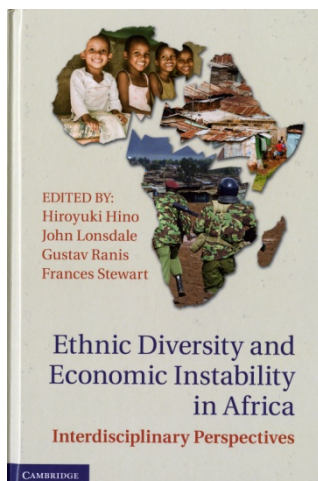
- Bench Marks Foundation 2012. *Policy Gap 6, A Review of Platinum Mining in the Bojanala District of the North West Province: A Participatory Action Research (PAR) Approach*. Johannesburg: The Bench Marks Foundation, http://www.bench-marks.org.za/research/rustenburg_review_policy_gap_final_aug_2012.pdf, 2013年9月16日アクセス。
2013. “Marikana a Year Later: Still Walking on a Knife’s Edge.” Media Statement by Bench Marks Foundation, 13 August, http://www.bench-marks.org.za/press/marikana_a_year_later.pdf, 2013年9月16日アクセス。
- Capel, John 2013. “State Fails Marikana Workers by Not Paying Lawyers.” *Business Report*, 18 September.
- Crotty, Ann 2013. “Labour Tensions ‘Result from Workers’ Real Wages Falling’.” *Business Report*, 26 August.
- Dlangamandla, Felix, Thanduxolo Jika, Lucas Ledwaba, Sebatso Mosamo, Athandiwe Saba and Leon Sadiki 2013. *We Are Going to Kill Each Other Today: The Marikana Story*. Cape Town: Tafelberg.
- Department of Labour 2013. *Annual Industrial Action Report 2012*. Pretoria: Department of Labour, <http://www.labour.gov.za/DOL/downloads/documents/annual-reports/industrial-action-annual-report/2012/industrialreport2012.pdf>, 2013年9月19日アクセス。
- Evans, Sarah 2013. “Marikana: Farlam Commission’s Credibility on the Rocks.” Mail and Guardian Online, 13 August, <http://mg.co.za/article/2013-08-13-marikana-farlam-commissions-credibility-is-on-the-rocks>, 2013年8月13日アクセス。
- Faku, Dineo 2013. “Lonmin Finally Recognises Amcu.” *Business Report*, 15 August.
- Geffen, Nathan 2013. “Marikana Focus Should Be on Miners and Families, Not Legal Fees.” *Cape Times*, 22 August.
- Ginindza, Banele 2013. “The Ghost of Five Madoda Has NUM in Rustenburg Shivering.” *Business Report*, 15 August.
- Hartford, Gavin 2013. “The Mining Industry Strikes: Causes – and Solutions? –.” In *We Are Going to Kill Each Other Today: The Marikana Story*, Dlangamandla et al., Cape Town: Tafelberg, pp.158-172.
- Jika, Thanduxolo 2013. “Life in a Time of Violence.” In *We Are Going to Kill Each Other Today: The Marikana Story*, Dlangamandla et al., Cape Town: Tafelberg, pp.86-92.
- Kasrils, Ronnie 2012. “It Was Like Poking a Hornet’s Nest.” *Sunday Times*, 26 August.
- Khuzwayo, Wiseman, Dineo Faku and Sapa 2013. “Red-hot Strike Season to Intensify.” *Business Report*, 27 August.
- Ledwaba, Lucas 2013a. “Guns and Spears: Setting the Stage.” In *We Are Going to Kill Each Other Today: The Marikana Story*, Dlangamandla et al., Cape Town: Tafelberg, pp.13-28.
- 2013b. “‘We Are Ending this Today’.” In *We Are Going to Kill Each Other Today: The Marikana Story*, Dlangamandla et al., Cape Town: Tafelberg, pp.43-71.
- Lekgowa, Thapelo and Peter Alexander 2012. “Background Interviews.” In *Marikana: A View from the Mountain and a Case to Answer*, Alexander et al., Auckland Park: Jacana, pp.43-64.
- Lekgowa, Thapelo, Botsang Mmope, Luke Sinwell and Bongani Xezwi 2012. “Interviews with Mineworkers.” In *Marikana: A View from the Mountain and a Case to Answer*, Alexander et al., Auckland Park: Jacana, pp. 80-168.
- Leon, Peter 2013. “Farlam Commission Fails to Disperse the Fog of Confusion.” *Business Report*, 15 August.
- Lewis, Jack 2013. “Failing the Marikana Miners: Rights Work Is not about Fees.” *Cape Times*, 16 September.
- Mabuza, Ernest 2013. “Phiyega ‘Evades’ Questions About Policy at Inquiry.” *Business Day*, 3 April.
- Malatji, Ngwako 2013. “Marikana: Julius Malema Steals the Show.” City Press, 16 August, <http://www.citypress.co.za/politics/marikana-julius-malema-steals-the-show/>, 2013年8月27日アクセス。
- Monama, Tebogo 2013. “‘We Might Have to Use Our Secret Strategy’ 2000 March for Marikana Mine Victims.” *Cape Times*, 13 September.
- Montalto, Peter Attard 2013. “A Failure to Learn the Lessons of Marikana Will Put Mining at Risk.” *Business Report*, 13 August.
- Nash, Andrew 2013. “Turning Point: Perilous Road from Marikana.” *Cape Times*, 16 August.
- Ndaba, Baldwin 2013. “Joy as Marikana Miners Win Funding Battle.” *Cape Times*, 15 October.
- Nhlabathi, Hlengiwe 2013. “Mystery of ‘Missing Marikana Tapes’.” The Times Live, 25 April, <http://www.timeslive.co.za/thetimes/2013/04/25/mystery-of-missing-marikana-tapes>, 2013年8月27日アクセス。
- Njanji, Susan 2013. “Marikana: Tension Still Simmers a Year Later.” Mail and Guardian Online, 14 August, <http://mg.co.za/article/2013-08-14-marikana-tension-still-simmers-a-year-later>, 2013年8月14日アクセス。
- Pressly, Donwald 2013. “Strikes Blaze a Bloody Trail: Department Counts Cost of Last Year’s Strife.” *Business Report*, 19 September.
- Prince, Chandré 2013. “Dali Mpofo Stabbed: Marikana Lawyer in Serious Condition.” *The Times*, 12 April.
- Sapa (South African Press Association) 2013a. “Police Chief Triggers Gasps of Disbelief.” *The Star*, 18 April.
- 2013b. “Marikana: ‘Politics Played no Part’: Cops There Only Because of Violence, Says Phiyega.” *Pretoria News*, 7 June.
- 2013c. “Malema Given Hero’s Welcome at Marikana Commemoration.” Sowetan Live, 16 August, <http://www.sowetanlive.co.za/news/2013/08/16/malema-given-hero-s-welcome-at-marikana-commemoration>, 2013年8月27日アクセス。
- 2013d. “Mogoeng Dismisses Marikana Miners’ Bid for Legal Funding.” *Cape Times*, 20 August.
- 2013e. “Concern over ‘False’ Marikana Evidence.” *Cape Times*, 26 September.
- 2013f. “Strikes in 2012 Hit a Five-year High – Report.” *Cape Times*, 19 September.
- Sapa and Reuters 2013. “Off Duty Shop Steward Shot Dead Near Shaft: Outrage at Latest Lonmin Killing.” *Cape Times*, 13 August.
- Steyn, Lisa 2012. “Marikana Miners in Debt Sinkhole.” Mail and Guardian Online, 7 September,



<http://mg.co.za/article/2012-09-07-00-marikana-miners-in-debt-sinkhole>, 2013年9月16日アクセス。
2013. “Amcu Declared Official Majority Union at Lonmin.” *Mail and Guardian Online*, 14 August,
<http://mg.co.za/article/2013-08-14-amcu-declared-official-majority-union-at-lonmin>, 2013年8月14日アクセス。
Tolsi, Niren and Paul Botes 2013. “Marikana: The Fate of the Families.” *Mail and Guardian*, 16-22 August.
van Schie, Kristen 2013. “Farlam Commission of Inquiry Says Police Not Telling Truth on Marikana.” *Cape Times*, 20 September.

(さとう・ちづこ / アジア経済研究所)





Ethnic Diversity and Economic Instability in Africa —Interdisciplinary Perspectives—

Hiroyuki Hino, John Lonsdale, Gustav Ranis, and Frances Stewart eds.

Cambridge, Cambridge University Press, 2012, xvii+335p.

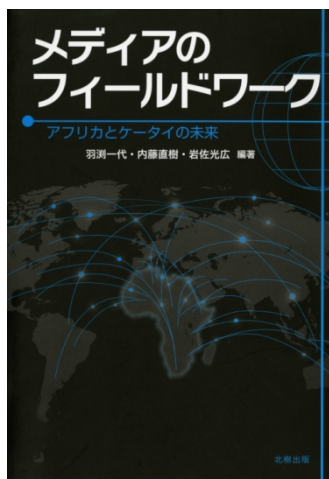
本書は、近年しばしば議論される民族多様性と経済活動との関連について、複数の専門分野からアプローチした研究成果である。1990年代後半、開発経済学の文献で、国レベルの1人あたり所得と民族多様性を表す指標が負の相関関係にあると示されたことを契機に、民族多様性の経済的な影響が注目を集めるようになった。主たる生業や居住地域の違いなどから、異なる民族は異なる利益を追求すると考えられ、したがって、多様な民族を有する国では全体の利益となる経済政策の実施や制度の構築は困難だと主張された。その後、同様の計量経済分析がさかんに行われるようになったが、他方で、人類学、歴史学、地域研究などの研究者たちは、計量分析による研究は民族多様性と経済活動の複雑な関係を捉えられていないと批判している。本書は、こうした研究の流れの中で、経済学者を含む複数の専門分野の研究者を集めて、学際的な議論の中から、経済における民族多様性の影響を明らかにしようとするものである。

本書は、民族問題を歴史、法律、政治の側面から検討し、民族多様性はそれ自身が対立を生み出すものではなく、政治や経済などのその他の要因の影響があったときに対立が生み出されるとの立場をとる。いくつか提示される論点の一つが、経済的な停滞と民族間対立との双方向の関係である。経済的な停滞の下では生活を守るために民族への帰属意識が高まり、国の統治機構よりも強い影響力を持つ民族コミュニティが形成される。その結果、民族間の格差（「水平的な不平等」と呼ばれる）を原因とした対立が先鋭化しやすく、対立は民族間の交流や交易を妨げるため経済活動が停滞すると説明されている。

本書の随所から、それぞれの専門家がお互いの分野を理解しようと議論を交わした過程がうかがわれる。この点が、他の類似する文献との大きな違いであると感じる。それは、民族多様性が与える影響について、地域や時間に固有な側面とそれらを超えた普遍的な側面の両方を把握しようとする試みといえよう。本書では、まだ両者は十分に融合しているとはいえないが、今後の研究を誘発する重要な先行研究と位置づけられる。

福西 隆弘（ふくにし・たかひろ／アジア経済研究所）





メディアのフィールドワーク —アフリカとケータイの未来—

羽瀧一代・内藤直樹・岩佐光広 編著

東京 北樹出版 2012年 vi+203p.

本書は、人類学者や地域研究者の視点から、アフリカの農村社会における携帯電話普及の影響を解明することをめざしている。なお、本書では、携帯電話の持つSNSやインターネット接続のような多機能性を考慮して携帯電話を「ケータイ」と呼んでいるため、以下それに従う。

多様な事例が紹介されているが、全体を通して明らかになるのは、アフリカの社会ではケータイが先進国とは異なる役割を果たしているということである。アフリカにおけるケータイは、個人によって独占的に利用されるものではない。ケニアの事例では、ケータイは、親戚や友人とのコミュニケーションを強化し、地理的制約を越えた相互扶助を可能にする重要なツールとなっている（第1章）。また、マリの若者の年齢集団トンは、年長者と雇用条件を交渉するときに、集団でケータイを使用して一対多の状況を作り出す。それによって、面と向かっては逆らいにくい年長者に対する交渉力を高めようとする（第3章）。ケータイによって、劇的にコミュニケーションが容易になったマダガスカル（第2章）や、都市部と農村部の経済的関係が密になったナミビアの事例（第5章）、モバイルマネーを使いこなすケニアの難民の事例（第9章）は、地理的制約を容易に越えるケータイの可能性を提示している。しかし、アフリカ全体に均一にケータイが浸透しているわけではない。ガボンやボツワナの狩猟採集民やザンビアの農村女性にとってのケータイの役割は、日常のコミュニケーション向上に限定されており、経済的利益をもたらすまでには至っていない（第4、6、10章）。他には、東アフリカ牧畜社会での紛争におけるケータイの功罪を検討する第8章や、年配者がケータイを伝統への脅威をもたらす呪術の一種と解釈するケニアの興味深い事例を紹介している第7章がある。

序章と結論の章は、具体的なマイクロレベルのケーススタディとのギャップを若干感じさせるものの、文化人類学や社会学の理論からアフリカにおけるケータイの役割を検討しており、雑多な印象で終わりがねない本書を引き締めている。

これまでアフリカにおける携帯電話の普及に関するマイクロレベルでの調査報告がほとんど無かったことを考えると、本書は貴重な貢献であるといえよう。

羽玉 由佳（こだま・ゆか／アジア経済研究所）





アルジェリア戦争 ——フランスの植民地支配と民族の解放——

ギー・ペルヴィエ 著

渡邊祥子訳 東京 白水社 2012年 162+iip.

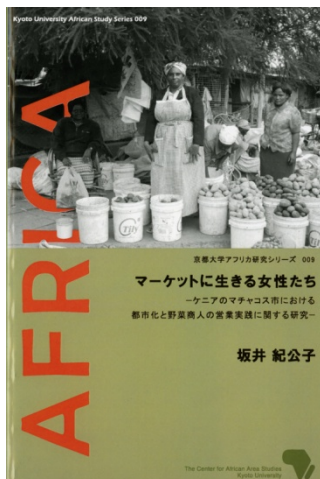
近年、西アフリカのサヘル地帯では過激なイスラーム主義組織の活動が活発化し、この地域の国々の政治情勢や不安定化に大きく作用するようになってきている。この動向は、「対テロ戦争」に関心を有する欧米諸国の軍事・警察面での介入も呼び込み、国際的な展開も見せている。2013年1月にフランスがマリ北部に対して行った軍事介入もこの延長上にある。この地域で活動する過激なイスラーム主義組織の筆頭に挙げられるのが、アルジェリア起源の「イスラーム・マグレブ諸国のアル=カーイダ」(AQIM)である。AQIMはアルジェリアが独立以来抱えてきた近代国家とイスラーム主義の相克の中から生まれた。このためAQIMがいかなる思想に則って活動を行い、地域情勢にインパクトを与えようとしているのかを考える上では、AQIM誕生の背景にあるアルジェリア現代史の理解が不可欠となる。アルジェリア現代史における一大事件であったアルジェリア戦争に焦点をあて、コンパクトな新書サイズに豊富な情報を盛り込んだ本書は、このような今日的な問題意識に照らし、時宜にかなったものといえるだろう。

アルジェリア戦争は、アルジェリアの脱植民地化過程で発生した武力対立の複合体であり、そこにはフランス当局とアルジェリアの解放組織の間の武力対立と、「フランスのアルジェリア」の死守を図る立場と独立を容認する立場の間で展開された、フランス人同士の武力対立が含まれていた。フランス人の歴史家である著者は本書で、19世紀に始まるフランスによる植民地化からアルジェリアが独立を遂げた1962年までを視野に収め、緊迫した2つの対立の展開過程とド=ゴールによる收拾過程を分析している。むすびでは、いかなる主体としてこの戦争に関与したかにより、いまなお戦争の認識や評価が鋭く食い違う現状を踏まえ、アルジェリア戦争が本当に「終わったのだろうか」との問題提起がなされる。「史料に基づく客観的分析」(私市正年氏による本書巻末解説)と「切り口の多彩さと叙述の細やかさ」(訳者あとがき)が本書の特長である。

学術的な分業の傾向として、アフリカ研究が主にサハラ以南を対象とし、サハラ以北は中東研究の対象とされてきた現実がある。これは学術研究における一種の「サハラの壁」とでも言えよう。本書のような手に取りやすい良書は、サハラ以南研究者が「サハラを越える」ための格好の導きとなることであろう。

佐藤 章(さとう・あきら/アジア経済研究所)





マーケットに生きる女性たち —ケニアのマチャコス市における都市化と 野菜商人の営業実践に関する研究—

坂井 紀公子 著

京都 松香堂書店 2012年 xi+319p.

本書は筆者の博士論文に基づく著作であり、ほぼ20年分のデータが詰め込まれた労作である。ケニアの地方都市マチャコスの市場で活動する、ジャガイモを扱う女性商人に焦点が当てられ、その商業活動の実践が詳細に描かれている。マチャコス市場の農産物流通の実態を明らかにし(第2章)、ジャガイモ卸売商の活動について具体例を踏まえつつ詳述し(第3章)、マチャコス市当局の市場管理政策と商人の対応を分析し(第4章)、一人の女性ジャガイモ卸売商のライフストーリーを描く(第5章)という順序で、複数の側面から商人の仕事と暮らしに迫っている。

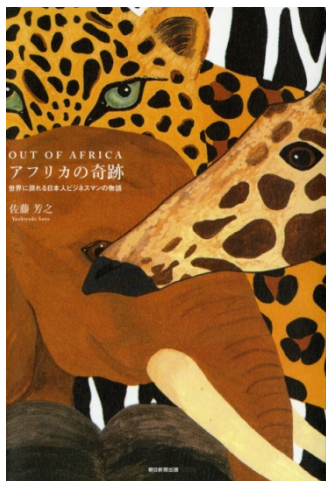
労作ではあるが、紹介しやすい本ではない。そう感じるのは、本書全体を通じて、どの研究分野で議論を展開しようとしているのかが必ずしも明確ではないからだ。農産物流通、ケニア現代史と都市化、行政と商人の関係、女性史など、本書ではいくつかの重要なトピックについて議論される。ただし、それぞれもっと分析を深める余地があり、結果として全体のメッセージを弱めているように思う。何か一つの主張をとことん立証する形で議論を組み立ててもよかったのではないだろうか。

例えば、行政と商人の関係を論じた第4章は面白いのだが、議論にもの足りなさが残る。市場管理政策を掲げる行政に対して商人が団結して交渉し、政策の変更を勝ち取ったことはよくわかる。しかし、その事実をどう評価するかが今ひとつわからない。行政はなぜ卸売市場でバケツを単位とする販売を禁じ、小売と卸売の区別にこだわったのか。卸売商人から見れば理不尽な規制だろうが、例えば零細小売商人の保護という政策目的はなかったのだろうか。零細な小売商人の活動を保護するために、活動規模や資本蓄積の可能性がより大きい卸売商人の活動を規制することは、常識的にはあり得る政策だろう。仮にそうした政策目標があったのなら、卸売商人の行動に対する評価も変わってこよう。卸売商人に焦点を当てる際に、彼らの活動や論理を相対化する視線がもう少しあってよかったと思う。

ネガティブな印象だけを与えることは、この紹介の本意ではない。作物別の農産物流通構造、マーケット使用料金の決定に至る顛末、女性商人の出自に関する先行研究批判など、本書には随所に興味深い論点が盛り込まれている。筆者には今後、個々の論点を深めつつ、より大きな研究課題との接点を探すことを期待したい。

武内 進一(たけうち・しんいち/アジア経済研究所)





OUT OF AFRICA

アフリカの奇跡

—世界に誇れる日本人ビジネスマンの物語—

佐藤 芳之 著

東京 朝日新聞出版 2012年 222p.

アウト・オブ・アフリカ——この言葉を耳にしたことがあるだろうか。映画『愛と哀しみの果て』の原題だが、ケニア産マカダミアナッツの商品名でもある。そして後者の名を知る読者なら「佐藤芳之」の名もご存じかもしれない。佐藤氏は1974年にマカダミアナッツの加工・販売を行う「ケニア・ナッツ・カンパニー」を設立。マカダミアナッツ業界では世界でも五指に入る、ケニア最大の食品会社に育て上げた。本書はそんな著者の自叙伝である。

佐藤氏の会社経営はとてユニークだ。事業を通じて社会的課題の解決を行うソーシャル・ビジネスをとことん実践している。ケニア・ナッツ・カンパニーは設立計画当初から、生産者主体の農業開発を目指したという。ケニア人を大農場の農場労働者として雇用する当時の欧米式の経営方法ではなく、小規模農家がマカダミアの木を所有し、実ったナッツを会社に販売して現金収入を得て自立できるやり方を採用した。農家には苗木を無料提供せず、安価な値段で購入してもらった。「タダでもらうのと、自分でお金を払って買うのとでは、手に入れたものに対する意識が全然違うはず」と佐藤氏は言う。時に強盗に襲われながらもナッツ集荷時は即金払い、農家に施肥・剪定の指導も行った。

この事業が軌道に乗ると、次はブランド価値を高めるため、小売用商品の開発・販売に力を入れた。この時、商品名に採用したのが「アウト・オブ・アフリカ」だ。そうして会社が得た利益は配当に回さず、再投資、生産者への還元と従業員の福祉に充てた。給与は遅配せず、社会保障制度が整備されていないケニアで、会社が医療費の大部分を負担し、企業年金の仕組みをつくり、住宅ローンや教育ローンを組めるようにした。最初は従業員が遅刻する、職場の清掃ができないなど問題もあったというが、今ではケニア・ナッツ・カンパニーの従業員の質の高さは有名だ。

そして2008年、佐藤氏は大きく育ったケニア・ナッツ・カンパニーをケニア人に譲り渡した。よそ者は役割が終わったら去るべき、大事なのは産業を残すこと、との考えからだ。佐藤氏いわく「吹き渡る風のように」「私は次にやるべきことに向かう」。今度はルワンダで有用微生物を活用した汚水・トイレ処理の新規ビジネスを始めている。ソーシャル・ビジネスの優れた成功事例として、本書をアフリカに限らず開発支援やビジネスに従事するすべての方にぜひお勧めしたい。

岸 真由美 (きし・まゆみ/アジア経済研究所)





エイズと文学 ——アフリカの女たちが書く性、愛、死——

大池 真知子 著

京都 世界思想社 2013年 v+312p.

題名からは、HIV/エイズを題材とする小説について書かれた本が想起されるだろうか。実際、本書の後半では、アフリカ女性作家による3編の小説が分析されている。しかし、本書が扱うのはそうした「狭義」の文学に限られない。著者の関心は、HIV/エイズを生きるアフリカの女たちの経験に、彼女たちが書いた文学作品を通して近づくことにある。そこでは、HIVとともに生きる母親が、やがて訪れる死を強く意識しながら、自分史や家族史を子どもに書き残す「メモリーブック」が、小説とともに重要なテキストとして参照される。

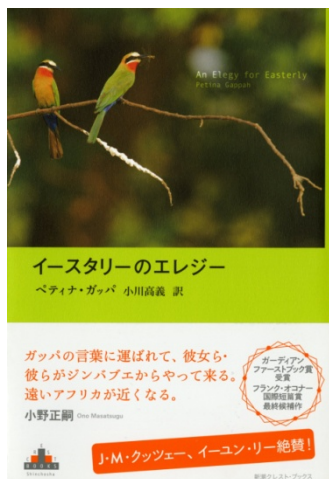
手書きのメモリーブックは、一般的な「文学作品」のイメージとはかけ離れている。しかし著者は、「声なき者の声を届ける」という文学の課題に照らして、村の母親たちが書くメモリーブックを「たぐいまれなる文学活動」(pp.168-169)、あるいは「文学の奇跡」(p.127)と呼び、高く評価する。ただし、母として書かれるメモリーブックには、性についての言及がほとんど見られない。性の問題に接近するには、「想像力を駆使して(中略)言葉で物語世界を現出させ、語り切れないものを語ろうとする」(p.173)職業作家による小説のほうが適しているという。著者が取り上げる小説はどれも、HIV感染を広げる性関係のネットワークが、強力な異性愛主義規範に支えられていることを描き出す。安易な解決策は示されず、絶望的な状況がそのまま読者に差し出されるのだが、そのことが読者に与える効果について著者は、小説に表象された絶望を生きなおすことによって、絶望を生きることができるようになる、と積極的な意義づけを行う。

本書はいくつかのテキストを深く分析するだけではなく、幅広くアフリカにおける「HIV/エイズの物語」を収集し、その全体像を提示している。そのなかには、評者が南アフリカのHIV陽性者運動に接するなかでなじんできた、著者のいうところの「エンパワーメントの語り」も含まれる。HIV陽性者運動は政策面で大きな変化をもたらしたが、個人の行動変容の面では壁にぶつかってきた。その限界が何に由来するのかについても、本書は多くのことを教えてくれる。

文学の力、そして文学研究の力を強く感じさせる本である。アフリカの文学やジェンダーに関心のある人はもちろん、否応なくHIV/エイズに影響されるアフリカ社会のあり方への理解を深めたいすべての人に本書を薦めたい。

牧野 久美子 (まきの・くみこ/アジア経済研究所)





イースタリーのエレジー

ペティナ・ガッパ 著

小川高義訳 東京 新潮社 2013年 255p.

ある種の文学作品を前にすると、同じアフリカを伝えるにしても、論文のような形式ではあられもない領域があるのだと、思い知らされることがある。著者のペティナ・ガッパは、1971年ザンビア生まれのジンバブエ人女性である。欧州留学で博士号を取得後、スイスの国際機関で勤務、民族語のショナ語、英語に加えて独・仏語も解するたいへんな「国際人」でもある。本書の主な舞台はジンバブエだが、著者のそうした経歴を反映してか、収められた13の短編では、海外送金、国際詐欺団といったエピソードを通じて、日常に溶け込んだ欧米諸国の存在が随所に示される。とはいえ本書の白眉はなんといっても、極大ともいえる政治・経済的混乱の中に生きるジンバブエの人びとの生身の日常を描き出す、冷徹さとシニシズムを併せ持った著者の筆致にある。

もはや「汚職」とすら呼ばれないほどに日常化した不正。対抗するためには、自分自身もその汚職の仕組みに加担せざるを得ない。庭師や新郎の唇が「変に赤く」なっている、とだけ表現され、病名が語られないことで「語られる」HIV/エイズの蔓延。ジンバブエ「名物」ともいえる天文学的数値のインフレは、鶏や野菜をさばく売り子の「たったの五十万（ドル）」とのかけ声で描かれる。誰も表立って口には出さないが、産まない産めない女性に対する包囲網は、強固かつ陰湿である。

汚職、HIV/エイズの蔓延、インフレ、女性の地位の低さ——解決されるべき「問題」としてのみ取り扱われがちなこれらを、本書は一貫して、何の変哲もない日常として描く。特段の告発をすることも淡々としたその表現を通して、逆に「問題」の広がりや根深さがありありと、説得的に描き出される。「すべてのストーリーはそれぞれ、本当にあった事をベースにしている」と語り、「政権の単なる被害者としてのジンバブエ人ではなく、社会に由来する不幸、人びとの内側から発する互いへの攻撃を描きたかった」（BBCによるインタビュー。2009年）と語る著者の狙いは見事に成功したといえるだろう。本書はおそらく、アフリカに生きる人びとのふだんの暮らしに触れることのできる、最良の入門書のひとつである。小説がお好きな方にはもちろん、「作り話はどうも…」という方にも自信を持っておすすめしたい。

津田 みわ（つだ・みわ／アジア経済研究所）

